

独立行政法人福祉医療機構
「長寿・子育て・障害者基金」助成事業

D V 加害者が良き父になるために

——ケアリングダッドプロジェクトに学ぶ——

NPO法人 RRP 研究会
Respectful Relationships Program

はじめに

1995年（平成7年）の阪神淡路大震災以後、心や精神の臨床にかかわる専門家のあいだに大きな変化が起きた。従来の精神疾患や心理的葛藤^{かつとう}の治療や援助・相談から、被害者のケアへのシフトである。

事件や災害によって人が被害をこうむることは、これまでもよく知られていたが、その被害が目に見えない精神や心理にも及ぶこと、それはしばしば身体の傷が治癒^{ちゆ}し倒壊した建物が再建された後も長く残存して、その人の人生に後々まで影響を与えること、それどころか、時には圧倒し尽くされ再起不能に陥ることさえあることが明らかになったのだ。

このようにして、数量的に測定可能な「被害」から、その状況を生きる主体としての「被害者」への注目が始まった。90年代末に犯罪被害者救済の運動が起こり、職場や大学におけるさまざまなハラスメント防止が叫ばれるようになったのもその流れの一環であろう。公共空間・市民社会における多くの被害者の存在が明らかになることで、心的被害や心的外傷（トラウマ）の治療も飛躍的に進捗^{しんちよく}することとなった。PE（Prolonged Exposure）やEMDR（Eye Movement Desensitization Reprocessing）などのトラウマ専門治療が徐々に臨床現場でも取り入れられ、実施されるようになってきた。

それに伴って起きた変化が、従来は不可視とされてきた家族における「被害者」の存在への注目であった。親密圏・私的空間である家族は、「法は家庭に入らず」という格言のとおり、基本的には成員間の自治能力・自浄作用に任されており、そこで行われるあらゆる行為は「暴力」と名付けられることはなく、家族の愛情表現の一つであるとみなされてきた。極言すれば、家族内に暴力は存在しなかったのだ。

70年～80年代にかけての日本経済の飛躍的発展と90年前後のバブル崩壊に伴って、しつけと体罰という定義だけでは理解不能な親の養育態度が浮かび上がった。親から殴られて死亡したり、食事を与えられずに餓死する子供の事件が表面化し、それらを親の過度のしつけや体罰とする定義への反発が生まれ、虐待という命名・定義の必要性が高まったのだ。このような新たな定義（再定義）をとおして、家族内暴力は構築されたのである。

上記のような被害者への注目の高まりも相俟^{あいま}って、児童虐待と名付けられた悲惨な現実がマスコミの多大な関心を招き、テレビや新聞などでも虐待問題は大きくとりあげられるようになった。あたかも急増したかのような誤解を伴いながらも、世間の関心は無垢な子供を守るというわかりやすい一点に集約され、2000年（平成12年）の児童虐待防止法制定へと結実した。そして、1年後にDV防止法（配偶者からの暴力の防止および被害者保護に関する法律）が成立

するに至った。

繰り返すが、家族内で生起する事象を「暴力」と定義しなければ、「被害者」や「加害者」という定義も生まれなかったのである。

以上が、家族内暴力（DVと虐待）の構築されるまでの簡単な歴史であるが、そこに欠落しているのは、DVと虐待を家族内暴力という視点で統合的に把握する視点、さらに被害者支援のためには加害者にアプローチしなければならないという視点である。本研究会の臨床・研究活動は一貫してその2点に焦点を当ててきた。

警察の介入を部分的に認めるなど、児童虐待防止法の見直しはドラスティックに行われつつあるが、未だ加害者への司法的介入は限定的なものにとどまっている。DVは保護命令だけが加害者への行動制限として機能する。このような政策的な限界を踏まえながら、諸外国の研究成果に学びつつ今の日本で実践可能な試みを展開すること。これはそれほど容易ではないが不可能ではない。

本研究会の構成員の多くは長年、アルコール・薬物依存症の臨床にかかわってきており、アルコール依存症者の男性が酔って妻を殴り娘を性的対象とする事実を、70年代から目の当たりにしてきた。しかし、それらはアルコール依存症の症状の一つとしてとらえられ、暴力という視点は症状の下位に位置づけられてきた。彼らがアルコールをやめればそれらの行為は止まるのであり、治療がすべてだと考えてきたのである。当時まだ虐待問題はそれほど注目されてはおらず、DVという言葉すら存在しなかったために、暴力をもっとも上位にとらえること、つまり家族内暴力という視点では把握していなかった。そのことで多くの被害者を見逃してきたのであった。

しかしながら、アルコール依存症という疾病概念の陰にひそむ「暴力」と臨床場面で直面してきた我々は、別の窓口から不十分な定義ながらも、家族内暴力にもっとも早く注目してきたとっていいだろう。そして別の窓口だったからこそ、DVと虐待が分離不可能であること、加害者（酔った父、追い詰められた母）への有効なアプローチが不可能ではないことを実感してきたのかもしれない。

筆者が初めてカナダでDV加害者更生プログラムを参与観察した時、東京でDV加害者プログラムのファシリテーターとして初めてグループの輪の中に座った時、何ともいえない既視感に襲われたのは、精神科病院のアルコール依存症者の治療グループにかかわった経験があったからだろう。目の前のその人に変化への動機がなくても、彼らは変化可能であると信じられること。加害者にかかわる際に求められるのは、そのようなシンプルなこともかもしれない。

本報告書の基本的姿勢は、DVと虐待が政策面で分断されていること、法律的基盤によって加害者へのアプローチが不十分なままとどまっているという現実認識に立ちながら、その限界を少しずつ実践・研究によって突破しようとする点にある。DVと虐待の双方にかかわり、被害者保護・支援のために加害者にもアプローチすること。このような包括的援助が実現してこそ、家族は次世代を担う子供たちが安心して育つ場として初めて機能するだろう。

2009年2月
RRP研究会代表
信田さよ子

DV 加害者が良き父 になるために
——ケアリングダッドプロジェクトに学ぶ——

*

C O N T E N T S

はじめに ……1

セクション **I** DV 加害者更生をめぐる現状と課題

I -1 加害者は変わるか？～加害者臨床の可能性を探る～

●信田さよ子●

臨床経験を前提に……10
シェルター退所、その後……11
保護命令違反による「徳島県吉野川 DV 殺人事件」……12
DV 加害者像にまつわる「神話」……12
加害者臨床で必要とされる態度……13
相談機関が果たす疑似コミュニティ的役割……14
おわりに……15

I -2 DV 加害者更生の意味とわが国における課題

●妹尾栄一●

DV 加害行為と銃器……17
DV を目撃する子への影響……18
DV 防止法の現状と課題——児童虐待援助機関との連携を図るために……19
DV 加害者プログラムへのコミットメント——^{へんぼう}変貌する被害者支援体制……20
まとめにかえて……22

I -3 DV を行う父親に対する働きかけ

●森田展彰●

児童をまもるために必要な、DV 加害男性に対する介入……30
DV 加害男性に対する加害者更生プログラムの実践から得た所見……32
カナダ研修での成果……35
おわりに……37

I -4 被害者支援の一環としてのDV加害者へのアプローチと被害者支援の位置づけ

●高橋郁絵●

- 本稿の目的——具体的支援のありかたとは……39
- 被害者支援の一環としての加害者プログラム……39
- 日本におけるDV被害者と加害者プログラムをめぐる地盤……40
- 加害者更生に関わる立場からの被害者とのコンタクト，カナダの場合……41
- 加害者更生に関わる立場からの被害者とのコンタクト，当研究会の場合……42
- 被害者とのコンタクト・支援についてのカツ夫妻によるスーパーバイズ……43
- まとめにかえて……44

I -5 DVに曝^{さら}された子どもたちと母親たちへの援助～コンカレントプログラムについて～

●春原由紀●

- 加害者への介入プログラムの前提として考えるべきこと……46
- DV被害を受けた母子の被害と支援の必要性……46
- コンカレントプログラムの概要……47
- 包括的地域プログラムの意義……50
- 今後の課題……51

セクション **II** ワークショップ「DV加害者が良き父になるために」報告

II -1 カナダとアメリカにおけるDV被害の実態と「ケアリングダッドプロジェクト」の概要

- 深刻化するDV・虐待被害——カナダとアメリカの状況……54
- DVに曝される子どものリスク……55
- 「ケアリングダッドプロジェクト」の歴史と背景……55
- 17週間にわたる「ケアリングダッド」プログラム……56

II -2 「ケアリングダッド」を实践する上での原則

- 原則は6つ……57
- 〔原則1〕父親が変化するか否かにかかわらず，父親に介入することが子どもの利益になるものでなくてはならない。……57

〔原則2〕 虐待する父親は行動を変化させる準備ができていない可能性があることを念頭において介入しなければならない。……59

〔原則3〕 虐待する父親の主な問題は、過度に支配的な行動や特権意識、自己中心的な態度である。よって、介入の初期段階では、子どもを管理するためのスキルを教えるべきではない。……61

〔原則4〕 母親（妻）に対する虐待についても、父親（夫）に対する介入の一環として認識され、注意を向けなければならない。……62

〔原則5〕 虐待的な父親は子どもの情緒的な安全感を破壊するので、信頼感を回復する必要性を認識することが、行動の変化や、子どもに対する虐待の再発可能性に影響を与える。……70

〔原則6〕 父親の、性役割に対するステレオタイプ的な考え方が、子どもへの虐待につながる。……73

「ケアリングダッド」のまとめ……74

Respectful Relationships Program 研究会（略称：RRP 研究会）活動履歴一覧……76

独立行政法人福祉医療機構
「長寿・子育て・障害者基金」助成事業

D V加害者が良き父になるために

——ケアリングダッドプロジェクトに学ぶ——

セクション **I**

DV 加害者更生をめぐる現状と課題

加害者は変われるか？

～加害者臨床の可能性を探る～

信田 さよ子
Sayoko Nobuta
RRP 研究会代表
臨床心理士

臨床経験を前提に

本稿は、2004年以来DV加害者プログラム（以後RRPプログラムと呼ぶ）にファシリテーターとしてかかわりながら、いっぼうで筆者が所長を務める民間相談機関においてDV被害者のグループカウンセリングにかかわってきた臨床経験にもとづいている。DV加害者と被害者の双方にかかわることでみえてきたものは多いが、本稿では実際のプログラム内容より、もう少し広い視点からDV加害者について述べたいと思う。

本稿の「加害者は変われるか？」というテーマは刺激的ではあるが、オープンクエスションではないために答えはイエスかノーかのいずれかしか許されない。いわば白黒的な閉ざされた質問である。

ふり返ればもう4年間もDV加害者プログラムにかかわっているのに、それを問われたとたん答えに窮してしまうのはなぜだろう。なぜ明快にイエス・ノーで答えられないのだろう。

たとえば、摂食障害の娘をもつ母親から「摂食障害は治りますか？」と問われたり、アルコール依存症者の妻から「夫は酒がやめられますか？」と問われた瞬間と、それは酷似している。おそらく問われた瞬間に、記憶の海の底からアルコールをやめられずに亡くなった男性の顔と自助グループに通いながら断酒を継続している男性の顔、摂食障害が回復した女性の顔と中年を過ぎても過食嘔吐おうとが止まらない女性の顔が浮かびあがることで、白か黒かの二項対立的回答が不可能になって

しまうからだろう。

多くのマスコミ報道において、読者にわかりやすくするためにこのような質問形態をとることは理解できる。ところが、しばしば被害者や被害者支援員からこの問いが投げかけられる。これまで何回もDV加害者プログラムについて講演してきたが、質問で必ずといっていいほど出されるのがこの問いなのである。たとえば「加害者は変われる可能性がありますか？」という問いであれば、答えはイエスである。「なんとか加害者に変わってほしいのですが、そのために私に何かできることがあるのでしょうか？」という問いであれば、問いを発したひとの立場や職業を聞くことでなんらかの具体的提案が可能になるだろう。

問いが発せられたとたんに、回答する側の答えのパラダイムはそれに規定される。筆者が答えに詰まるのは、二項対立的回答（yesかnoか）を迫られているからだ。問いを発する側（質問者）は、回答する側の思考パラダイムを時に決めてしまうほどの力を発揮している。

いっぼうで、問いの内容は質問者の立場を同時に明確にする。「加害者は変われるか？」という0か100かの問いを発した時点で、質問者の立場も0か100かのいずれかに分類可能となる。つまり、DV加害者の変化の可能性がほとんど信じられていないか、もしくは、あまりに苛酷な現実^{現実}に直面しているが故に、非現実的で過剰な期待を抱かざるを得ないかのいずれかなのだ。

筆者の経験からは、多くの被害者支援員からの質問は前者のように感じられ、多くの被害者からの質問は後者のように感じられる。変わらないという前提に軸足を置いているか、とにかく変わってもらいたいという願望に軸足を置いているかの違いがそこにはある。被害者の中には前者と感じられるひとがいるが、その違いは夫との関係を継続する意思があるかどうかにかかっているだろう。

筆者は、DV加害者は変わる可能性があると考えており、変わってもらわなければならないと考えており、変わるかわからないかという二項対立的問いを立てる時間の余裕があるのなら、多くのDV先進国で長期にわたって実施されているDV加害者プログラムを参照して、日本でも実現可能

な形態・構造でプログラムを実践するべきだと考えている。なぜなら、加害者逮捕を可能にするような法体系の変化に向けた展望がなかなか開けず、いっぼうで加害者にアプローチしなければ被害者の安全が守れないという現実があまりに多く露呈されつつあるからである。

二項対立的問いに答えるより、「とりあえず」実践するしかないような現実を前にしながら、筆者らはDV加害者プログラムに取り組んでいるのだ。その現実とは、現行の被害者支援二つの隘路あいろを示している。ひとつはシェルターに避難した後のフォロー不足であり、もうひとつは保護命令の空洞化である。

シェルター退所、その後

2001年に制定された「配偶者からの暴力の防止および被害者保護に関する法律」（いわゆるDV防止法）は、3年ごとの見直し・改正を経て今日に至っている。2008年には第2回の改正を経たDV防止法が施行されたが、そこでは全国の市町村がDV防止と被害者保護のために基本計画を策定することと、支援センターの設置が努力義務化された。しかしながら、小規模の自治体においては「相談が寄せられない」などの理由で及び腰になり、上記の対策の実施が進んでいないのが現状である。

このように、被害者支援そのものがいまだに全国の自治体に行きわたっているとは言い難い現状において、DVの加害者にアプローチすることには大きな障壁が予測される。しかし、次のような事実を関係者はどのように受け止めるのだろうか。

以下は、2009年1月28日付けの中国新聞の記事からの引用である。

夫や恋人の暴力（DV）を受けた女性たちが一時避難するシェルターへの入居者の2割が元の家庭に戻っている実態が、福山市の特定非営利活動法人（NPO法人）「ホッとるーむふくやま」の全国調査で分かった。経済的自立の困難さが背景とみて、課題を示した。

調査は昨年11月にあった全国シェルター

シンポジウムに先駆け7、8月に実施した。全国100団体にアンケートを送り、民間、公営の計60団体が回答。07年4月から1年間の入居者は、計3047人だった。

退去後の行き先は、元の家が19%、賃貸住宅が18.3%、実家が15.4%の順だった。前向きに家庭に戻る人もいるが、出入りを繰り返すなど心配なケースもあるという。（略）

2月9日午後7時から、福山市本町の市民参画センターで全国シンポジウムの報告会を開く。全国調査の結果も解説する。

この記事が明らかにしているものは、被害者がシェルターに逃げて保護されたとしてもその後の人生は経済的に過酷であり、生活ができないという理由で夫のもとに戻らざるを得ない女性が多いという事実である。思い切ってシェルターに逃げて保護されても、約20%の女性が夫のもとに戻り、おそらくその後もDVを受けながら家を出入りしているのだ。

果たして今後DV被害者に対する経済的保証が十分になされる見通しはあるのだろうか。日本経済がこのように逼迫ひつぱくしている中で、生活保護を受給する条件も厳しくなる一方である。

夫の側は、妻が逃げたという事実による衝撃から再同居開始直後はDVをふるわないように努力

するのかもしれないが、おそらくDVという言葉すら理解していない夫であれば元の状態に戻るのも時間の問題だろう。もしくは、以前とは異なる方法でDVをふるうようになるかもしれない。

もっとも危惧されるのは、被害者があきらめ果

ててしまうことである。自分さえDVを耐えていればとりあえず家族は壊れず生活にも困らないと思うことによって、子供たちはそれ以後もDVを目撃し続けることになるだろう。それが子供に与える影響は本報告書のテーマのひとつである。

保護命令違反による「徳島県吉野川DV殺人事件」

2006年12月21日、徳島県吉野川市において、40歳の看護師の女性が別居中だった夫（41歳）に日本刀の脇差して腹部を刺されて死亡した。夫は妻と別居中であり、同年11月8日に保護命令を受けていた。10月下旬から被害者は夫のDVを逃れて家を出ており、離婚調停中であった。親類に付き添われて自首した夫は、妻の帰宅を待つて玄関先で刺したという。そこには妻と一っしょに逃げた3人の子供もいたといい、夫は子供も殺すつもりだったがやめたと証言している。殺された妻はDV相談を受けており、新しい住居は夫には知られないようにしていた。逮捕後の警察の取り調べで、夫は探偵を使って妻の居場所を探し出したと証言した。

接近禁止と退去命令から成る保護命令は、いわばDV防止法において唯一加害者から被害者を守る生命線のようなものであるにもかかわらず、本事件はそれがなんの抑止力にもならなかったことを証明した。おまけに被害者が子供たちの眼前で殺害されるという凶暴な残忍さは、全国のDV被害者たちに恐怖を与えると同時に、保護命令への信頼を揺るがしてしまったのだ。

この事件に衝撃を受けたのは被害者たちばかりではなく、被害者支援員たちも同様であった。保護命令の信頼が揺らぐということは、被害者保護だけの限界が露呈されたことを表しているだろう。しかし、このとき多くの被害者支援員は加害者へのアプローチの必要性を痛感したのだろうか。

DV加害者像にまつわる「神話」

上記のような現実には、「加害者は変わるか？」という問いを超えて、「とりあえず」わずかでも彼らを変化させる方策を探らなければならないという切迫感を抱かせるのではないだろうか。少なくとも筆者らは、DV加害者への直接的対応・プログラムを可能な範囲で実践するしかないだろうと考えている。

RRPプログラムを実践する筆者らだけがそのような切迫感をもっているだけではなく、おそらく被害者支援の現場でも同じ現実と直面しながら同様の感覚を抱いている多くの人たちが存在するだろう。しかし、その感覚が加害者対応を実現する方向に向かわないのはなぜだろう。おそらくそこにはDV被害者支援の現場を支配している暗黙の共通合意（それを「神話」と呼びたい）が存在しており、それが加害者にかかわることを妨げているのではないだろうか。

具体的に挙げてみよう。DV加害者は「凶悪である」「いざとなったら何をかわからない」「理不尽な暴力をふるう」といった認知をベースとした加害者像が、全国津々浦々に行き渡っているようだ。新規にDV相談の部屋を設置したある地方自治体は、三方に脱出できる特別な出口を設営したという。おそらく加害者の襲撃から相談者（DV被害者）と相談員を守るためだろう。

保護命令の空洞化、シェルター出所後の不安定な状況が、よりいっそう加害者像を凶悪化し忌避すべき存在へと追いやっているとすれば、筆者らと正反対の方向に思える。

2008年11月、筆者らは視察と研修の目的で1週間カナダを訪れた。オンタリオ州ロンドン市において、DV加害者更生プログラム（PARプログラム）実施団体であるチェンジングウェイ（Changing Way）を訪れた際に、代表のティム・

ケリー氏はこう語った。

「パートナーに甚大な暴力をふるって逮捕されたDV加害者の調査によれば、彼らはその犯行の直前まで誰かに助けを求め、誰かに話を聞いてほしいと思っていたということが明らかになった。彼らを凶行に追いやったのは彼らが凶暴な存在だからではなく、孤立的状況が引き金になっているのだ。彼らが援助を求めて話を聞いてもらえる窓口があれば、それらの犯行を防ぐことはできたと思う」

また、バンクーバーでRRPプログラムのスーパービジョンを求めたハリ・ステファナキス氏は、長年ブリティッシュ・コロンビア州でDV加害者更生プログラムにかかわってきた経験に基づいて、「加害者の人格を否定しないでかかわらなければ、彼らの変化は望めない。人として尊重されることをとおして、初めて自己洞察が生まれる」と語った。

いずれも、裁判所命令によって実施されるDV加害者更生プログラムに長年かかわってきた経験を踏まえた言葉のように受けとめられた。日本と比較すれば遠く及ばない政策を背景にしてはいるものの、臨床的態度・基本的認知という視点からは深く共感する言葉であった。

とすれば、現在の被害者支援員たちを覆っている加害者像の「神話」は、むしろ彼らを孤立させて不信と否定のまなざしで忌避することを強化していることになる。被害者の安全を守るための被害者支援が加害者を孤立させ凶悪化するリスクを高めているとすれば、これこそ最大のパラドックスではないだろうか。

その「神話」は、支援活動をとおしてそのままDV被害者にも伝達されることになる。

たしかに、「理不尽な暴力＝DV」という夫の行為に対する強烈な再定義が行使されなければ、なかなか夫の言葉の呪縛^{じゆばく}からは逃れられないかもしれない。凶悪であると評価されることで、自らの経験が悲惨なものであったことの自覚が生まれるかもしれない。加害者は変わらないという断定も、彼女たちが現在の生活に見切りをつけて逃げるしかないという動機づけに役立つこともあるだろう。

しかし、ここで問題は循環し、シェルターと保護命令空洞化の問題に直面することになる。つまり「神話」は、強固であればあるほど出口なしの状況を固定化する機能を果たしていることになる。さらに付け加えれば、加害者像が凶悪化されるに伴い、被害者像がイノセントで無力化された存在へと固定化されることにつながるのである。このことは、時として被害者権力を行使する欲求（私たちをこんな目にあわせた夫に復しゅうし痛めつけてやりたい）を彼女たちに喚起するのかもしれない。

RRPプログラムを実施していると、被害者から「自分の手先となって夫を痛めつけ厳しく反省を迫ってほしい」という主旨の要望を受けことがある。時には、筆者らが夫の陣営の人間だという二項対立的反感を向けられることもある。いずれも加害者＝悪、被害者＝イノセントという白黒的図式を内面化しているから起こる言動だろう。

加害者像にまつわる「神話」がこのように大きな影響を被害者にも与えていることは、注目すべきだと思われる。被害者支援の一環としてのRRPプログラムであるが、新たな対立図式をもちこむことは決して加害者の変化を促進するとは思えない。

加害者臨床で必要とされる態度

加害者にかかわる必要性について被害者支援の立場から述べてきたが、実際の臨床場面でどのように他の臨床と差違があるのかについてはそれほど多く言及されていない。たとえば、「二重の責任性（目の前にいる加害者とそこにいない被害者への責任）」「行為は否定するが人格は尊重する」「真のクライアントは被害者だ」などという比喩

は十分有効だが、実際の臨床場面では実に応用が難しい。

筆者はもともとアルコール依存症のグループカウンセリングにかかわっており、男性アルコール依存症者をとおしてDV加害者のグループと相似の体験を得たと考えている。

変化の動機の乏しい男性をどのように動機付け

していくかについては、すでに動機付け面接の技法に詳しく述べられている。

それに加えて、筆者は「厳しいけれど処罰的ではない」態度、「相手を尊重するが巻き込まれない」態度が必要だと考えている。実際場面ではなかなか困難な態度とも思えるが、時にはユーモアを交えることによって、心理教育的グループの課題でつきつけられる厳しい内容が、より抵抗少なく学びとられていくのではないかと考えている。

さらにDV加害者たちは、その場の力関係に敏感であることも指摘しておかなければならない。絶えず被害者との関係において、自らの権力的立場が脅かされる被害者意識に満ちていた人たちが

あるがゆえに、ファシリテーターとの関係においても、しばしば見上げる立ち位置（権力者におもねる）を取りがちである。

意識するとしないとにかかわらず、筆者らファシリテーターは彼らに対して権力的立場にあることは疑いがない。厳密な意味での対等性はそのこにはない。しかし、彼らがファシリテーターを仰ぎ見ることによる学習効果は大きいのではないだろうか。それはファシリテーターが権力行使をしていることと同義ではない。

そのように見られていることを認めながら、だからこそ可能になる学び落とし（unlearn）がそこには展開するのだと考える。

相談機関が果たす疑似コミュニティ的役割

カナダ、ロンドンのDV被害者・加害者・その子供たちを包括的に支援する実践から多くのことを学んできたが、中でも繰り返し強調されたコミュニティ・ベースト（community based）という言葉 最後に取り上げたい。

人口35万人のロンドン市で誕生した先駆的プログラムは、一団体、一研究所だけではなく、コミュニティのさまざまな職種のひとが月1回委員会を開催することから出発している。

1990年にスタートした委員会は現在も継続され、警察、シェルター、加害者プログラムのファシリテーター、児童相談所、女性センター、不動産業者などが一堂に会することでさまざまな取り組みとそれを支える先進的プログラムを生み出してきた。

ここでRRPプログラムの実践の場所を提供しており、人的にも臨床的にもバックアップしていると思われる民間相談機関^(註1)の臨床活動を簡略化して紹介しよう。

しばしばDV相談では、加害者（被害者の夫）の相談は受けないとしている機関が多い。それは被害者の安全を守るためには当然かもしれない。しかし当機関では現在に至るまで加害者のカウンセリングも実施してきたが、これまで大きな問題が発生したことは一度もない。その理由は、13名いるカウンセラーが、被害者と加害者を別個に担当するというシステムにある。その中にはそ

れに加えて、被害者のグループ（AG=Abused Women's Group）の担当者、さらにRRPプログラムでのファシリテーター担当者も含まれる。さらに電話受付専従の事務スタッフ2名が外部との接触を行っている。

これらの役割分担は、わずか15名のスタッフによるものだが、細かくとらえれば、被害者支援員、被害者グループ担当者、加害者担当者、加害者グループファシリテーター、事務担当者に分類できる。時にはDVを目撃して育ち、薬物依存になった息子や娘がクライアントとして来所することもあり、その場合はさらに娘と息子担当者が加わる。いってみれば児童相談所的役割といえよう。

これらの役割をになったスタッフが、ひとつの家族をめぐって時間があれば情報交換をし、今後の対策を練ることを繰り返す。昼食時や帰宅前のわずかな時間でも、狭い空間ゆえに効率的な意見交換やディスカッションが可能である。もちろん、受付業務担当者は被害者支援を基本姿勢としながら、加害者と被害者のカウンセリング時間がバッティングしないように操作し、加害者への情報コントロールに細心の注意をはらっていることはいうまでもない。もともとアディクション問題でつちかっていた医療機関や地域精神保健福祉事務所との層の厚いネットワークが、その外周に広がっていることも心強い限りである。

このようにして当機関があつかったDV関連の

事例数は、2008年だけで全体の約6分の1を占める。

民間相談機関のこのような臨床活動の果たす役割や機能は、人口35万人のロンドン市に比べるまでもないが、疑似コミュニティと呼んでもいいのではないだろうか。

加害・被害の対立の双方を抱え込み、綿密に練り上げた介入を行い、必要であれば弁護士や病院を紹介し、グループと個人カウンセリングの重層的効果を確認しあう。子供への影響については大学の児童臨床機関と連携を行い、RRPプログラムとも緊密に連携する。このようなコミュニティ的機能を果たす相談機関の存在があつて、初めてDV加害者プログラムの効果も生まれるのかもしれない。

「加害者は変わるか？」という問いがもつ問題点はすでに述べたが、プログラムの効果はそれ自体に内包されているのではなく、どのようなコミュニティに立脚して実施されるかによって大きく左右されるだろう。

ロンドン市訪問の最後の夜、日本から訪れた我々を歓迎するパーティーが開かれた。そこには市の検察官、シェルターの責任者、コンカレント

プログラムを開発されたベーカー、カニンガム両先生、DV加害者の父親業のプログラムを開発されたカトリーナ・スコット先生、先述のティム・ケリー氏、チェンジングウェイのスタッフ、女性センターのスタッフ、児童相談所のスタッフなどが集まっており、アットホームな雰囲気筆者らを包んでくれたのである（下写真）。

そこに現前したネットワークこそがcommunity basedなのであり、その中でこそ加害者は変わっていくのだらうと思われた。



おわりに

2001年にDV防止法が制定されて以来、各地でDVに関する基礎的知識、支援方法の習得をめざした研修が行われつつある。しかし多くのDV被害者支援の理論的モデルが、加害者像に対する「神話」を再生産しており、それは被害者像のステレオタイプ化をも生み出している懸念がぬぐえない。「神話」は、DV防止法の不備によって浮かび上がっている悲惨な現実を、加害者を敵視し言及しないことによって、かえって強化してしまっているのではないだろうか。

筆者らはRRPプログラムの実践を通じて「とりあえず」のDV再発防止に向けて4年間の実践を積み重ねてきた。このことで、実は被害者支援にも役立つ多くの情報や体験を得られたことを強調しておこう。DV加害者プログラムは、裏返せば被害者にとってもこのうえない心理教育的教材になりうるのだ。

さらに、コミュニティに立脚した被害者支援の

ためには、もっと開かれた支援が必要であることも強調したい。児童虐待支援者との連携の乏しさが早急に改善されなければならないことはいうまでもないが、もっと積極的に他職種と被害者支援員とが交流する必要があるだろう。ともすれば、被害者をかくまう（秘匿する）あまり、被害者支援員自身も外部に対して防衛的になってしまうとすれば、それは逆効果ではないだろうか。

多くを被害者支援員に望むことは、現在の彼女たちのおかれた非常勤、時間制限的雇用、およそ専門職として尊重されていない待遇、結果としての研修機会の乏しさを考えるとき、いささか酷かもしれないと思う。

しかし、長年臨床にかかわってきた立場からは、「とりあえず」今できることを実践することから変化は始まると考えている。そして、民間相談機関が果たしている臨床的コミュニティとしての機能が、もし今後の日本におけるDV被害者支援、

さらには加害者臨床に役立つのであるならば、それらの経験を公開し、研修の機会を設けることも必要になるだろう。

それと並んでRRPプログラムも参加者実数が37人（2009年3月の時点）に達したことを考えると、今後日本のDV被害者支援員、児童相談所スタッフ、家庭裁判所のスタッフ、さらには警察官などのコミュニティを形成している多職種のひ

とたちを対象に、筆者らの臨床経験を伝達する必要があるのではないかと考えている。おこがましい言い方になるが、それは一種の責任なのかもしれないと思う。

このようなRRP研究会の活動が、日本の現状に立脚したDV被害者支援やDV加害者プログラム、さらには加害者臨床の発展に寄与できればこの上なく幸いである。

(註1) 原宿カウンセリングセンター

参考文献

Bancroft L, Silverman, JG :The Batterer as Parent: Addressing the Impact of Domestic Violence on Family Dynamics, Sage, 2002. (ランディ バンクロフト, ジェイ・G. シルバーマン著, 幾島幸子訳『DVにさらされる子どもたち——加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』金剛出版, 東京, 2004)

Michele Paddon, *A Concurrent Group for Children and Their Mothers* — *MOTHER'S PROGRAM MANUAL*, London. MacTop Publishing Inc., 2006

信田さよ子『加害者は変わるか?——DVと虐待をみつめながら』筑摩書房, 2008

信田さよ子「家族は再生するのか——加害・被害の果てに」『身体をめぐるレッスン4——交差する身体Intimacy』市野川容孝ほか編集, 岩波書店, 2007

藤岡淳子『性暴力の理解と治療教育』誠信書房, 2006



DV 加害者更生の意味と わが国における課題

妹尾 栄一

Eiichi Senoo

東京都精神医学総合研究所

精神科医

DV 加害行為と銃器

最初に個人的な話から始めることをお詫び申し上げます。

2001年8月に警察庁の調査研究の一環で、アメリカ・カナダの諸都市を巡った。目的は、銃器の許認可のシステムを探ることにある。2001年をよく覚えているのは、ちょうど1ヶ月後に9.11テロが発生したからである。オタワでカナダ連邦政府の銃器対策の専門官に面接したときに、銃器保持者の各家庭で、冷蔵庫に貼り付けるマグネットシートを見せていただいた。「銃器のことで困ったことや質問があればいつでもこの電話番号にどうぞ」という銃器110番のようなシステムである。このようなシールが各家庭に配付される契機となったのは、当時ショッピングモールで妻子に逃げられたDV加害者が、報復の意味で不特定多数の市民に乱射して大量殺人を犯した事件が契機となっている。

DV加害行為のリスクと、銃器の所持が密接に関連している（致死率を高める）ことは周知の事実であるが、当時はカナダ連邦政府のDV問題への取り組みが、さまざまな領域に及んでいる事例として、新鮮に記憶している。なによりも、銃器の所持が憲法で保障された権利であるアメリカと、犯罪データベースとリンクして規制を図っているカナダとで、DV加害の致死性に大きな差異があることは言うまでもない¹⁾。

本テーマは後にマイケル・ムーア監督がドキュメンタリー映画『ボウリング・フォー・コロンバ

イン Bowling for Columbine』（2002）で正面から取り上げている。潜在的な事例も含めて、DV加害者への銃器所持の認可が厳しく査定されるべきこともまた、言うまでもない。

後日談になるが、最近になって日本でも、衝撃的な事件が起きた。猟銃の許可を得た男性が実はDV加害者であり、妻は耐えかねて逃げたが、子どもたちが仲介する形で自宅に戻って別れ話を切り出したところ、加害者が逆上して銃を持ち出し立て籠り人質事件となり、110番通報で駆けつけた交番警官が銃で撃たれて重傷、さらに加害者が乱射した銃の流れ弾がSAT隊員の首にあたって死亡という結果であった。

DV被害者による相談先も、猟銃の許認可も所轄警察署の担当課で行っているゆえ、管内のDV事例について日頃から署内で綿密に対応できていれば、このような加害者に所持の許可を与えることは考えられない事態である。同じ署内の管轄業務でも、これほど連携に落差がある。

殉職された警察官の方のご冥福を祈ると共に、おそらくは銃器による威嚇や恐怖を味わった被害女性の恐怖感も想像を絶するほど、痛ましい事件であった。もし、カナダ政府に倣って、銃器相談ホットラインが設置され、連絡先がこの家庭の冷蔵庫に貼ってあれば、違った展開になったであろう。

このようなエピソードが印象に残っていたため、2002年から内閣府男女共同参画局にDV加

害者更生のための研究会が組織されたとき、銃器規制の調査地と全く同じ地域で制度を勉強してみたいとの気持ちが湧いてきた。また銃刀法の時の調査で、ニューヨーク、オルバニー（ニューヨーク州の州都）、オタワ（カナダ連邦の首都）、オリンピック（カナダ・ブリティッシュコロンビア州の州都）、シアトル（アメリカ・ワシントン州）を候補地として訪れていたため、DV加害者更生シ

ステムの調査地でも、トロント（カナダ・オンタリオ州）、オタワ、バンクーバー（カナダ・ブリティッシュコロンビア州）、シアトルの4地点を選び、アメリカ、カナダの両国での制度の共通点と相違点、さらにはカナダ州政府間での相違、カナダ連邦政府での方針などを比較検討する機会を得た。

DV を目撃する子への影響

平成16年の加害者更生プログラムの試行を経て、引き続き原宿カウンセリングセンターに会場をお借りして、かれこれ5年間にわたり任意参加による加害者更生プログラムを実施してきた。男性グループの実施過程で、強く印象に残るのは、我々の主宰するグループでは、パートナーと同居している事例が比較的多い点にある。海外でも非公式に「ワイフ・オーダー」という用語があるらしいが、妻からプログラムに通わなければ離婚すると言われ、いやいや重い腰を上げて相談に来所する加害男性がいるのも事実である。

そのような事例では、当然のことながら妻と共に子どもも同居している場合が多い。家族の中で父から母への暴力を目撃している子どもは、どのような影響を受けているだろうか、気になっていた。また別居となったケースですらも、プログラムに通い始めと並行して家庭裁判所の調停手続きが始まり、子どもの面接交渉権を巡る争いが発生していた。そうした問題意識を起点に、DV対策と児童虐待対策がどのような連携体制にあるのか、モデルとなる試みは実施されているのかいろいろ勉強を重ねることにした。

そうした中で、たまたま2003年に調査地として選んだオンタリオ州のロンドン市で、進んだ取り組みがあることを知り、実際に2年前に訪ねて調査を行った。ロンドン市での試みの先駆性として二つの柱を挙げることができる。

第一は、「アビュースされた母子へのコンカレントプログラム」が実施されており、開発者のお二人を昨年3月に招聘したことである。

第二のユニークな試みは、加害男性に対するケアリングダッドのプログラムである。

オンタリオ州では「バラの蔓で叩いただけでも逮捕する」ほどの、厳罰主義の立場で臨んでいる。結果として、多数の加害者がチャージされて検察官のもとに送られてくる。オンタリオ州のユニークな点は、「ダイバージョン」と呼ばれる司法制度で運用されており、正式の刑事裁判へかけるまえに、DV専門コートで方針が決められることにある。

Victim Advocatesと呼ばれる専門スタッフは、検察官のもとで被害者側への情報提供を行う。これとは別に、シェルターや女性相談センターにもスタッフがいる。裁判所での協議に加害者プログラムのスタッフも加わって対象者への面接を行ってレポートを提出し、DVコートのカンファレンスで協議される。対象者がDV加害行為を認めており、面接したプログラム・スタッフが受け入れ可能と判断している場合に、DVコートが命令し、パートナー・アソルト・プログラム（PARプログラムと呼ばれる）への参加を義務づける。

講師の一人ティム・ケリー氏が主宰するチェンジングウェイは、このプログラムの実施団体である。長年にわたるDV加害者プログラムの実績の上に、今回紹介するケアリングダッドのプログラムが築かれている点を強調したい。

もう一つの側面として、離婚が成立した後にも、多くのDV加害者は子どもとの定期的な面会を続けるので、被害母子はいずれかの時期に加害者と再会していくことになる。非常に恵まれた環境では、専門家が同席して父子面接を重ねるので、直接の脅威とはならないが、専門家が立ち会わない面接もまた多く行われている。

多くの被害母子にとって、やっとの思いで加害

男性から逃れているので、父子の面接を避けたいところではあるが、一切の面接交渉権を認めないことは、離婚調停を停滞させてしまうので、現実

的には譲歩する。すなわち母子が別居を決意して逃げたとしても、調停場面でさまざまな困難さに遭遇している。

DV 防止法の現状と課題——児童虐待援助機関との連携を図るために

以上のような相談者の現状を踏まえるならば、現行の配偶者間暴力防止法に規定された支援策にとどまらず、より長期的な支援を考えていく必要がある。被害者が避難している場合でも、同居している場合でも、加害者と子どもとの関係はほぼ途切れることなく続いている。

RRP 研究会としては現状への適切な対応策として、世界的な動向を踏まえつつ二つの基本プログラムの導入や推進に力を入れている。その一つが平成18年と平成20年に2回ワークショップを実施した「DVに曝される被害母子のための同時並行プログラム」である。これについての詳細は別原稿にゆずる。

もう一つが、今回のワークショップの眼目である、DV加害者が子どもとの関係を見つめる「ケアリングダッド」のプログラムである。ケアリングダッドは、オンタリオ州ロンドン市で、DV加害者のための更生プログラムを実施してきた「チェンジングウェイ」で実践され、発展したプログラムである。

DVに曝される子どもをテーマにした研究は、2000年以降に活発に発表されるようになったが、もっとも古くからこの問題に着目してきたのが、Peter Jaffe 博士である。Jaffe 博士はロンドン・ファミリーコート・クリニックに所属しておられた当時から、DVがその子どもへどのような影響を与えているか、「child witness」をキーワードに詳細な報告を論文文化してきた^{2,3,4)}。ロンドン・ファミリーコート・クリニックはその後名称を「The Centre for Children and Families in the Justice System」に変更しているが、現所長のリンダ・ベーカー博士を中心に、DVに曝される子ども、あるいは母子を対象とする懇切丁寧なハンドブックを発表し続けており、それら全てがウェブページに掲載されている。このページは参考資料の宝庫となっており、なんと年間で26万5000件のアクセスが寄せられている。

各種の臨床疫学調査でDVと児童虐待の併存（重なり合い）が繰り返し確認されているにもかかわらず、伝統的にDVの被害者支援に携わる援助職と、児童虐待の援助職の間には微妙な緊張関係があったとされる。その背景は複雑であるが、被害を受けている母親が子どもを連れて逃げようと決心するまでには、長い試行錯誤の期間があり、もし子どものみを児童支援機関が引き離して一時保護した場合には、夫からも暴力をうけ、かつ子どものことを守ってあげられない母親との批判が、母親側に集中することになる。もし、母親が逃げないままに介入をためらった場合でも、なぜ母親は子どもを守ってやらないのだと、非難は被害者である母親へと集中する。結局どちらを選択しても、いずれかの専門家側からもう片方の専門家側への非難の応酬となる。

そのような文脈で、DVに曝される子どもに関して、ちょうど支援機関間の谷間に転落する現象で、見落とされていたテーマであった。

被害者支援の連携が取りにくかったこともこの問題への取り組みを遅らせていたが、1990年代以降にはDVが子どもに与えるダメージに関して、数多くの研究論文が発表され蓄積してきているので、もはや今日の時点で、DV加害者はパートナーへ与えた影響に対して洞察することのみでは不十分であり、子どもへの影響に関しても無視し得ない責任を有している。実際、海外で実践されている加害者更生プログラムのカリキュラム構成を検討してみても、数回分は子どもへの影響と責任に関するセッションが組み込まれるようになっている。

しかし、それにしても、加害者に対して社会の側が説明責任を追及する制度が曖昧なままでは、加害男性が子どもに対して与えた影響を洞察するようなプログラムは発想されにくいのも事実である。

もとよりDV加害行為への説明責任をとばし

て、子育て（ペアレンティング）の課題として責任を追及するのは本末転倒であるが、どのような機関が加害男性に対して説明責任を引き受けさせるべきか、施策のあり方として論じる必要がある。その場合、日本では公式の制度としてDV加害者が自らの暴力行為を反省し更生していく道は用意されていないのだから、児童虐待の専門機関が子どもを虐待にさらした父親に対する指導助言の一環として、今回紹介するような「ケアリングダッド」のプログラムを用意することも、ある種の里程碑^{ていひょう}としては意義がある。

DVコートに代表されるような裁判所命令が、海外のDV加害者プログラムではほぼ標準化しているのは明らかである。しかし、日本では刑事裁判の判決の中に（刑罰の一環または代替措置として）特定の在野プログラムの受講命令を組み込むことは、刑法の規定にないために導入不可能となっている。刑法の規定自体を、DV加害行為への処罰規定のみ改正することもまた不可能なので、日本ではDV加害者プログラムが司法制度として導入される蓋然性^{がいぜん}は極めて低い。

しかし法制度の壁に遮^{さへ}られてDV加害者更生へ向けての端緒すらも開かれないことは、被害者支援の観点からはまことに歯がゆい事態である。その意味では、児童相談機関からの助言でDV加害者が動機づけられることは、変則的ではあるかもしれないが、永久に道が開けない現状よりは一歩前進とも言えよう。

DV加害者への効果的動機づけという観点で、講師のカトリーナ・スコット博士ならびにティム・ケリー氏に尋ねたところ、DVコートからの紹介経路と、児童相談機関からの紹介経路で、更生変

化に差異はないとのコメントであった。

「DVに曝される子ども」への援助が中心テーマになったことの反映として、DV被害者への援助専門家ならびに児童虐待の援助専門家が相互に研鑽^{けん}を深める、クロス・トレーニングが活発化している。その流れに合致して、児童虐待の専門家達が母子を虐待するDV加害者に対してどのようにアプローチすべきか、懇切丁寧^{けん}に解説したマニュアルも発行されている（Medeous⁵⁾）。

それによると、児童に与えた被害を根拠に父親を専門機関に呼び出してヒアリングを行う手はずとなるが、その際、過度に直面化的な態度で接するのではなく、今後の面接プロセスに参加し続けられるように、「動機づけ」の視点を重視することが強調される。

母子双方への暴力が問題となるケースなので、本マニュアルによると、児童相談所からDV加害者更生プログラムへの参加をいかに促進すべきか、具体的ノウハウが盛り込まれている。また、初期面接の時点で、具体的な指導指針を押し付けるのではなく、まずは加害暴力行為に関する幅広いリスク評価を行うよう強調している。とくに加害者本人からの主観的な陳述^{うの}を鵜呑みにするのではなく、警察とのやりとり、格闘技や武器など致死性を一気に増加させる要因のチェックなどの見落としがないよう、警告している。

本マニュアルでは、児童相談機関自身がDV加害者を更生プログラムに受講させる命令権限は有していないことも明記しており、社会的役割分担を踏まえつつ有機的な連携をはかるための有益な参考資料である。

DV加害者プログラムへのコミットメント——変貌^{へんぼう}する被害者支援体制

DV加害者プログラムへの取り組みにかなりの実績を有する国、あるいは地域を例にとっても、被害者支援の専門家集団との間にはなお緊張感が存在する。ただし、それもここ数年で大きく変貌してきている。

例えば、平成20年9月に開催された第1回国際女性シェルター会議のプログラムを見ると、3日間の日程中の1日を通じて、「男性との共同：女

性への暴力を終息するための同盟として」をテーマに集中討議を行っている。また、RRP研究会が調査した海外の加害者プログラムのいくつかでは、大学で被害者支援のためのソーシャルワークを修めたスタッフが、被害者支援の経験と実績を踏まえた上で、意図して加害者更生プログラムのスタッフメンバーを志す例に出会っている。さらには、被害者支援のシェルターを運営している女

性団体自身が、直接に男性プログラム（例えば本ワークショップで学んだケアリングダッド）の実施主体になる例も見られている。

被害者支援員自身が側面的援助ではなく、直接に加害者へのソーシャルワークを担い始めている契機として、監護権・面接交渉権を巡る援助の必要性を挙げることができる。

シェルターに母子が避難し、次のステップとして自立支援の段階に移行するが、その段階ではいよいよ離婚調停の困難な交渉が始まる。一般に北米ではDVカップルへの調停手続きは禁忌とされ、裁判で監護権・面接交渉権が示される。被害母子に対して保護命令が担保されている時期に、加害男性とその子との間に面接交渉が許可されることはないであろうが、それでも切迫した暴力がなくなって年単位で経過した場合、家庭裁判所での繰り返しの審議を経た後に、面接交渉が認められる場合もある。その場合でも当初は「監督下」での面会設定で行われ、慎重なモニタリングを行った上で次第に自由な面会へと移行する。

ここで重要なことは、監督下での面接交渉のステップを含めて、被害女性が直接加害者と対面することはないにせよ、子どもについては面接交渉の枠が拡大していく蓋然性はある。したがって、よしんばDVによるパートナーへの脅威がなくなってもなお、子どもに対して男性がバタラーとして振る舞う蓋然性は残っている。

こうした中で、女性支援者達は被害母子への息の長い支援を心がける一環として、バタラーとその子どもとの関係改善に焦点を当てた「ケアリングダッド」プログラムについて、自らファシリテーターの役割を担おうとし始めている。家庭裁判所における「監護権・面接交渉権」の課題は、結果として草の根レベルでの被害者支援の体制を大きく変貌させ始めているのである。

ひるがえって日本での監護権・面接交渉権の問題はどのように取り扱われているのだろうか。

家庭裁判所の内部事情に精通しているわけでないが、DVの加害者に対して、「子どもへの脅威」としてどれだけリスク管理がなされているのか、いくつか疑問を感じることもある。その要因としては、日本ではかならず調停作業を前置するので、調停案を手際よくまとめること（妥協案）を念頭に置くとなると、被害者側は不本意な譲歩を迫ら

れる懸念はぬぐえない。日本での面接交渉については文献⁶⁾、海外での動向は文献⁷⁾に詳しい。

もとより、調停でまとめることは義務ではなく、制度的に調停作業から離脱して審判や抗告審まで進む選択がないわけではない。しかし、調停を回避して審判に移行したほうが、面接交渉をより厳しく査定してもらえるとという保証は、すくなくとも公にはない。調停が制度的に前置されている以上、被害者の心情として「速く調停でまとまりたい」との気持ちが湧いても誰にも非難できないし、諦めないで審判場面まで拒否の態度を貫くべきと要求するのは、被害者に対して過酷すぎる。

逆に、調停で妥協しないで審判までたどり着けば、加害者への面接交渉が本当に制限されやすい蓋然性があるのならば、当然そのようなポリシーは公表されるべきであろう（階段を登るほうほど福音が届きやすいのであれば、『虹の階梯』〈中沢⁸⁾〉とでも名付けるであろうか）。

また調停員を含めた全てのスタッフが、DVに曝され続けた子どもの長期的影響に精通しているとは言いかねるため、DV加害者に対する面接交渉権を全て足並みそろえて厳密に査定しているとは言えないであろう。換言すれば、調査官、調停委員、裁判官の組み合わせによって、対応にばらつきが生じることは避けがたいであろう。

これらの点を考慮すると、たとえ被害女性自身は加害者と別居して安全な生活を志向しようとしても、元の加害男性がきちんと説明責任を果たさないまま、子どもと定期的に面会している限りは、いつ母子の居場所が知られるか安心できないことになる。また面接交渉の場面で、加害男性が子どもに対して有害な対応や振る舞いを繰り返すことも、被害者にとっては懸念材料である。したがって、直面している懸念材料としては日本も他の国と大きく異なる点はなく、むしろ調停前置主義を採用している分、被害者側に偏って、生き延びるための対処行動が要求されている。

被害者のみへの対処行動の押しつけを回避するためには、シェルターを出た後の自立支援体制を踏まえた射程で考えると、被害者支援の一環としての加害者更生プログラム、なかんずく父子の関係性へ焦点を当てたプログラムがいかに重要か、ご理解いただけたらと思う。

まとめにかえて

以上のように有志のレベルで継続的な加害者プログラムを実践してきたRRP研究会としては、当初DV防止法の改正を射程に入れて海外の先進的プログラムを学んできたにもかかわらず、その後5年以上経過してもなお、加害者対策が全く進展していない現状には、正直「啞然・杲然」の気持ちをぬぐい去ることができない。試みに、過去2～3年間に相次いで決定された都道府県レベルでのDV被害者支援基本計画の報告書をできる限り入手し、とくに加害者更生に言及した部分をピックアップして表にまとめてみた(p.24～29の表)。

基本計画の該当箇所を一覧表にまとめることで浮き彫りにされた共通性は、一言で述べるならば「国や他の都道府県の取り組みを調査することで、相談体制のあり方について検討する」というラインでほぼ全国の足並みがそろっている点である。

それぞれの自治体が、相互に他の自治体の動向を調査研究すると、施策の実現は一体どのような方向に動いていくのだろうか。特に国の調査研究の動向が一樣に注視されているが、もし国による調査研究が進展しない場合には、国民の福祉は永遠に向上しないままで放置されるのであろうか。

例えば、クラスの生徒に「自分の学習目標を立てましょう」と尋ねたところ、それぞれの生徒が「先生やお友達の学習目標の動向を調査研究してから決めます」と一樣に答えたら、冗談ではすまないであろう。それとも各都道府県が、各都道府県あてに、「参考までにおたくの施策を調査したいのでご教示願いたい」とアンケートを発送したら、「これと同種の調査アンケートを実施しました、お互い様」と「郵便的」(東⁹⁾)に回答するのか。

加害者更生プログラムへの言及で、もう一点、常套的に用いられる言説として、「加害者更生プログラムの実施がかえって被害者の安全を脅かす新たな危険性」という記述があり、頻出する。しかし、加害者の巧妙さにたぶらかされずに、被害者の安全を脅かさないプログラムをいかに実施すべきか、あくまでも責任ある実施体制の中で論じられなければ、意味がない。

これらの記述の問題点は、あたかも被害者への配慮として言及しているように見せかけつつ、実

際には問題先送りのエクスキューズとして用いられているため、本来のあるべき姿として「加害者更生プログラムは被害者への安全性に資する限りで実査される」との責任主体が明白にされていない。危険性はあくまでも加害者にあるのだが、それをあたかもプログラムのはらむ危険性へとすりかえ、被害者の安全のために導入を躊躇しているかのような論法はやめてほしい。

加害者が被害者を引き留めておくために、プログラムを利用する可能性は確かに存在するが、そのような陥穽を避けるための、被害者支援と一体となった指導体制を築く責任は、行政側にあることを明記してほしい。まっとうな市民であれば、言説にたぶらかされることはないであろう。

もう一つの問題は、ごく少数の自治体で男性向けの施策をкаろうじて実施する場合でも、なぜか「男性の悩み相談」という看板に落ちてしまうことである。DVの加害者更生プログラムについて、少しでも調査してみればすぐにわかることであるが、心の悩みに耳を傾けることでDV加害行為から回復することはできない。

なによりも、相談事業を行うに際して、被害者の声に耳を傾ける被害者支援員の役割が等閑視されているのは致命的である。おしなべて、日本のDV加害者対策は「他県の動向の調査」ととどまるか、または「心の悩み相談」でお茶をにごすかの二つの選択肢に終始している。

それにしても、各自治体がおのおの独立して基本計画を策定したにもかかわらず、これほど記述が一樣で足並みがそろうのはなぜなのであろうか。

当然のことながら、被害者の安全を向上させる一環で加害者更生のプログラムを実施する責任は、地方自治体に課された重要かつ不可欠の課題であり、にもかかわらず国や他の自治体の動向を調査研究するのみでは、被害母子の人権は永遠に無視され続けることになる。

例えば児童虐待の防止で、「親への指導がかえって被害児の安全性を脅かすことになる」なら、親指導を躊躇するであろうか。性犯罪者への教育プログラムが性犯罪を巧妙化させるなら、実施を思いとどまるであろうか。

また、メカニズムや確定的な改善効果が実証されていないことを導入しない理由にしているが、それならば加害者更生プログラムが成果を上げることを、外国の研究者が発表するまで、じっと待つのであろうか。

児童虐待でも、性犯罪でも、飲酒運転でも、すべて問題を引き起こしている責任主体、すなわち加害者への対応を欠いたままの対策はあり得ない。これらの問題について、海外で確定的な改善効果の報告が成されるまで、調査研究を行い続けると言ったら果たして通用するだろうか。

結局のところは、被害母子の人権が軽視された

ままで、いたずらに時間が推移しているように思える。別の視点から検討するならば、現行のDV防止法は、DVを防止する方策としては決め手に欠ける法律であり、DVの深刻な被害者に対して、必要最小限の措置を講じている「DV被害防止法」にとどまっている。

人道的な救済措置が不可欠な制度であることは言うまでもないが、もし真に、実効的にDVを防止したいのであれば、加害者への更生措置を盛り込まないままでは、永遠に未解決状態が続くであろう。

参考文献

- 1) Tita, G.E.: *STRATEGIES FOR REDUCING GUN VIOLENCE: THE ROLE OF GANGS, DRUGS AND FIREARM ACCESSIBILITY*. Research Report: 2007-3, National Crime Prevention Centre (NCPC) Public Safety Canada, Ottawa, Ontario, Canada.
- 2) Jaffe, P. G., Crooks, C. V., Bala, N.: *Making appropriate parenting arrangements in family violence cases: Applying the literature to identify promising practices* (Family, Children and Youth Section Research Report No. 2005-FCY-3E) . Ottawa, Ontario, Canada: Department of Justice Canada. 2006.
- 3) Jaffe, P. G., Juodis, M.: *Children as victims and witnesses of domestic homicide: Lessons learned from domestic violence death review committees*. *Juvenile and Family Court Journal*, 57 (3) , 13-28, 2006.
- 4) Jaffe, P. G., Lemon, N. K. D., Poisson, S. E.: *Child custody and domestic violence: A call for safety and accountability*. Thousand Oaks, CA: Sage. 2003.
- 5) Medeous, F.: *Accountability and Connection with Abusive Men*. Family Violence Prevention Fund. 1998.
- 6) 善元貞彦「面接交渉とその制限 事例の分析を中心として」『家事事件の現況と課題』西家事事件研究会代表 右近健男・小田八重子・辻朗編, 判例タイムズ社, 東京, 2006
- 7) Lawrie Moloney, L., Smyth, B., Weston, R., et. al.: *Allegations of family violence and child abuse in family law children's proceedings*, Research Paper No. 15, The Australian Institute of Family Studies, 2007.
- 8) ケツン・サンボ, 中沢新一『改稿 虹の階梯——チベット密教の瞑想修行』中公文庫, 東京, 1993
- 9) 東浩紀『存在論的, 郵便的』新潮社, 東京, 1998

都道府県における加害者更生への取り組み

(都道府県が策定したDV 被害者支援基本計画の報告書より抜粋)

都道府県	内 容
北海道	<p>〔加害者更生の取り組み〕</p> <p>■加害者更生に関する調査研究等の促進</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための関連施策を実施する上で、加害者が更なる暴力を繰り返し、新たな被害者を生み出すことのないように、加害者の更生のための指導等が必要です。</p> <p>国においては、これまで諸外国における加害者の更生のための指導に関する制度やプログラムについて、被害者の保護を図る観点から、調査研究等を行っています。</p> <p>しかし、加害者更生については、現在のところ、有効な指導方法が確立されているとは言えず、加害者についての実態の把握も十分に進んでいるとは言い難い状況にあります。</p> <p>現在のところ、民間団体等で実施している加害者更生プログラムを受けた加害者が、そのことを免罪符として被害者に対して復縁や帰宅を求めるなど、被害者を連れ戻す手段にされたり、被害者を支配することにたけている加害者が、被害者に更生したと錯覚を与え、支配関係を継続させるおそれがあるなど、場合により被害者にとって非常に危険なものとなることにも留意する必要があります。</p> <p>加害者の中には、アルコール依存や薬物等の乱用も原因と考えられる場合が想定されることから、この分野における研究も進める必要があります。</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ●加害者更生のための指導方法についての調査研究を進め、効果的なカウンセリング・プログラムの開発等の有効な具体的手法の開発を進めることについて、引き続き国に要請します。 ●アルコール依存や薬物等の乱用と配偶者暴力の関係についても、専門的な研究を行うよう国に要請します。 ●加害者更生プログラムの受講について強制力を持たせる仕組みなどについても、併せて、研究、検討を行うことを国に要請します。 ●被害者の安全を第一に考えた加害者更生の調査研究の方法や進め方について、情報収集や関係団体との意見交換などを行い、研究検討を進めていきます。
岩手	<p>〔配偶者からの暴力（DV）に関する調査〕</p> <p>県内における配偶者からの暴力(DV)に関する意識とその実態を把握するため、配偶者からの暴力(DV)実態調査を実施するとともに、加害者更生のための指導方法に関する取り組みについて、調査や情報収集を実施します。</p> <p>加害者相談窓口の設置の検討や、加害者の更生のための指導方法について国や民間支援団体等の取り組みを調査するなど、DV加害者の更生に向けた施策のあり方を検討します。</p> <p>〔主な取り組み〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●加害者に対する相談の実施 ●指導方法に関する調査等の実施
秋田	<p>〔DVに関する調査・研究の推進〕</p> <p>■現状と課題</p> <p>DVと関連が深いとされるアルコール依存症などの嗜癖問題についても、今後、調査研究を進める必要があります。</p> <p>さらに、加害者更生に関する取り組みとして、男性相談窓口の設置の検討や加害者更生プログラムについて、国及び民間団体等の取り組みを調査するなど、加害者の更生に向けた施策のあり方について検討する必要があります。</p> <p>■男性相談及び加害者更生プログラムの研究</p> <p>DV防止の視点から、男性が暴力に至る前に、悩みやジェンダーにとらわれたゆえの生きにくさなどを話すことができる男性相談体制を検討します。また、加害者更生プログラムについては、「加害者と言われとまどっている男性」等の相談のあり方も含め、国の調査研究の動向を把握するとともに、他県及び民間機関における取り組み状況等を研究します。</p>
宮城	<p>〔調査研究の推進〕</p> <p>■現状と課題</p> <p>加害者更生のための指導や被害者の心身の健康の回復の方法等の研究が求められていますが、加害者の更生については、まだ未解明部分が多く、指導の具体的なプログラムの開発が課題となっています。</p> <p>■加害者更生への研究の取り組み</p> <p>現在、国で行われている加害者更生のための指導方法の研究動向を注視し、県への反映等について検討します。</p>

福島	<p>〔加害者再教育のあり方検討〕</p> <p>■現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● DV防止法第25条は、国及び地方公共団体は、加害者の更生のための指導の方法等に関する調査研究の推進について努めるよう規定しています。男女共生センターにおいて、加害者更生プログラムを実施している民間支援団体を招いて講演会を実施しました。 ● 加害者更生プログラムは、アメリカでは刑法と連動しており、罪の重い者は刑罰を受け、ごく罪の軽い者が刑罰の代わりにこのプログラムを受ける仕組みとなっています。こうした背景を踏まえ、加害者更生プログラムのあり方の検討においては、刑法との連動性や受講対象者の選定について熟慮するとともに、被害者の安全確保を最優先させることが必要です。 ● 加害者には、アルコール依存症を抱えた加害者も多いことから、精神保健福祉センターや各保健福祉事務所等との連携も検討する必要があります。 <p>■加害者再教育の効果的な実施方法の検討</p> <p>加害者再教育については、国の施策の状況や先進国の例等について情報収集を行い、実施における問題点や課題について研究を行います。</p> <p>■加害者からの相談に対する対応</p> <p>DVにより被害者が避難した時、加害者が警察や相談窓口等に相談や問い合わせをすることがあります。</p>
群馬	<p>〔配偶者からの暴力に関する調査研究の推進〕</p> <p>■現状と課題</p> <p>加害者更生については、加害者を更生するための指導としてどのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、場合によっては非常に危険なものとなりうることを十分認識しつつ、引き続き国等の調査研究の進捗状況を注視し、県としての取り組みについて検討する必要があります。</p> <p>■加害者更生に関する取り組み</p> <p>被害者の安全確保や配偶者からの暴力の再発を防止する上で、加害者を更生させるための教育、指導、カウンセリングが求められています。</p> <p>しかし、加害者更生については未解明な部分が多く、国が実施する調査研究や他国の取り組み内容、他県及び民間機関における研究内容等の情報収集を行い、県としての取り組みを検討していきます。</p>
神奈川	<p>〔加害者更生に関する取り組みの検討〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再生の意思のある加害者からの相談の実施について検討します。(県) ● 加害者更生に関する調査研究の充実及び必要な法整備について、引き続き国へ要望します。(県)
新潟	<p>〔加害者更生等に係る調査研究の情報収集及び加害者の意識啓発〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国等の調査研究の状況について情報収集を行うとともに、対応策について検討します。 ● 関係機関と連携を図りながら、加害予防の意識啓発を図るための講演会等を実施します。
石川	<p>〔暴力防止のための取り組み〕</p> <p>■現状と課題</p> <p>被害者を保護し自立のための支援を行っても、加害者が暴力から脱却できなければ、再び暴力が行われる危険性や新たな被害者を生み出してしまう可能性があります。</p> <p>加害者が、暴力をふるうことは人権侵害であるということを理解し、暴力に頼らない人間関係を築くことができるようになるための取り組みが必要です。</p> <p>本県ではこころの健康センターにおいて、加害者が暴力の責任を負い、自らの暴力を抑止できるようになるための相談を受け付けて、専門カウンセラーが対応する体制を整えています。</p> <p>しかし、加害者の暴力の再発防止を図る各種の教育プログラムについては、未だ確立されたものは無いのが現状です。被害者支援の立場から加害者の更生も重要な課題であるとの認識の下、調査研究を推進していく必要があります。</p> <p>■加害者に対する暴力抑止相談の体制の充実</p> <p>加害者に対する暴力抑止相談を通して、加害者が暴力を必要としない人間関係を構築できるように、また、離婚や親権喪失などによる精神的な問題を受け入れることができるように働きかけていきます。</p> <p>■加害者に対する暴力抑止相談員の養成</p> <p>加害者に対応する際は、加害者の特性を熟知した上で行う必要があります。こころの健康センターを中心に加害者が更生するための相談に、適切に対応できる相談員の養成に努めます。</p>

	<p>■暴力抑止に関する調査研究の推進</p> <p>暴力の抑止に関する情報収集に努めるとともに、施策をより有効なものとするための調査研究を推進します。</p>
岐阜	<p>〔加害者対策についての検討〕</p> <p>■現状と課題</p> <p>被害者を一時的に保護し生活再建のための支援を行っても、加害者自身が暴力から脱却することができなければ、被害者の不安はいつまでも取り除かれることはありません。また、新たな被害者を生み出してしまう可能性もあります。</p> <p>配偶者暴力防止法では、「加害者更生のための指導の方法を調査研究する」との規定を盛り込み、一部の自治体や民間支援団体で取り組みが始められているところですが、更生のための指導方法等が確立されておらず、その評価については未知数です。</p> <p>被害者が安全に安心して生活するために、また、新たな被害者を生み出さないためにも、加害者に対し、配偶者への暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識させ、暴力から脱却させるための取り組みが必要です。</p> <hr/> <p>●加害者更生のための情報を収集（男女参画青少年課）</p> <p>加害者更生のための国の調査研究や、民間支援団体等による取り組みについての情報を収集し、今後の対策について検討していきます。</p> <p>●加害者向けキャッチコピーによる啓発（男女参画青少年課）</p> <p>従来、被害者向けに「あなたは悪くない」「ひとりで悩まないで」といったメッセージを発信してきましたが、加害者向けに「妻を殴ることは犯罪です」「あなたの暴力をみて子どもたちは泣いています」などといったメッセージを発信することによって、社会のDVを許さない共通認識を高めることが期待できますので、加害者向けキャッチコピーによる啓発を検討していきます。</p>
愛知	<p>〔加害者更生への取り組み〕</p> <p>■現状と課題</p> <p>DV問題の解決を図る上で、被害者の保護、自立支援はもちろんですが、一方、加害者に対する施策を進めることは、DVの再発防止からも重要な課題です。</p> <p>現在、愛知県においては、加害者に対する具体的施策は、一部民間において更生のための相談がされている以外は実施されておりません。国においては、加害者更生のためのプログラム作成にあたって最低限満たす必要のある基準や、プログラム実施にあたっての留意すべき事項の検討がされているところです。</p> <p>なお、DVの効果的な再発防止には、加害者の責任を明確にし、何らかの強制的な手段を含んだ加害者更生プログラムの検討が必要です。</p> <hr/> <p>〔今後の取り組み〕</p> <p>①国の情報を収集し、加害者更生のための効果的施策の研究</p> <p>②民間団体の行う加害者更生についての状況調査の実施</p> <p>③加害者からの相談、加害者とならないための予防についての研究</p>
兵庫	<p>〔加害者更生プログラムへの取り組み〕</p> <p>未だ有効な加害者更生プログラムは確立されていないが、被害者の安全を確保するためにも加害者に対する教育・カウンセリングが必要であるため、国が実施する調査研究や他府県、民間機関における取り組みを調査する。</p>
岡山	<p>〔配偶者からの暴力に関する調査研究の推進〕</p> <p>■現状と課題</p> <p>加害者の更生のための指導については、諸外国で取り組まれている更生プログラムを含め、どのような方法が有効であるか明確な結論は得られていませんが、引き続き、国等の調査研究の進捗状況を注視していく必要があります。</p> <p>また、アルコール依存症とDVとの関連性など、DVの防止及び被害者保護に資する嗜癖対策の調査研究を進める必要があります。</p> <hr/> <p>●「アルコール依存症」「暴力依存」等の嗜癖対策の充実</p> <p>DVとアルコールや薬物などとの関連性はかねてから指摘されていますが、それらへの嗜好のみならず、加害者に暴力への依存が見られる場合もあるといわれています。</p> <p>これらについては、従来から、精神障害として、岡山県精神保健福祉センターや県下の保健所で相談を受け付けているところです。また、地方行政独立法人岡山県精神科医療センターでは平成16年3月から依存症治療入院棟の開設</p>

	<p>や、リハビリテーションプログラムを実施し、専門的な治療を受けられる体制を整備しました。</p> <p>今後、相談体制については、民間医療機関と連携し、より一層の充実を図ります。</p> <p>●加害者の更生のための指導</p> <p>自立生活を営もうとする被害者の安全の確保や、暴力が次世代へと連鎖していくのを防ぐためには、加害者更生の方法が確立される必要があります。</p> <p>しかしながら、加害者の更生のための指導については、いまだどのようなものが有効であるか未解明な部分が多く、場合によっては、加害者が更生のための指導を受けているという事実をもって、被害者やその関係者に事実を反し加害者が更生したとの錯覚を与えるなどといった危険性があることも指摘されています。</p> <p>こうした点を踏まえて、国において引き続き行われる調査研究の動向を把握する。</p>
鳥取	<p>〔加害者更生〕</p> <p>■現状と課題</p> <p>加害者自身が暴力から脱却することができなければ、再びDVが行われる危険性や新たな被害者を作り出してしまいう可能性がある。このため被害者支援と併せて加害者への対応が必要である。</p> <p>DV防止法では「加害者更生のための指導の方法を調査研究する」との規定があるのみで具体的な加害者対策は示されておらず、一部の自治体や民間団体で取り組みが始められたところである。</p> <p>本県では、加害者対策に関するフォーラムの実施や加害者電話相談を実施しているが、電話を受けた後に継続的に対応できる機関がなく、また加害者更生のプログラムの国レベルでの研究も緒についたところであり、根本的な対応ができていないのが現状である。</p> <p>〔今後の取り組み〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●加害者更生のための国の研究や民間団体等による取り組みについて調査し情報を収集する。 ●更生の意志を持つ加害者等の相談体制、自助グループについて検討する。
島根	<p>〔加害者更生等の調査等に係る取り組み〕</p> <p>■現状及び課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ●DVの再発防止するためには、被害者を保護するだけでなく、加害者に自らの責任を認識させ、更生させるための指導が重要であり、今後、加害者更生の取り組みを進めていくことが必要であるが、現状では、有効な指導方法等が確立されていない。 ●国において、加害者の更生のための指導についての「ドメスティック・バイオレンス(DV)の加害者に関する研究」等が行われている。 ●本県においては、これらの国の調査状況等を注視しつつ、DVの再発防止の取り組みの参考に必要がある。 <p>〔情報収集及び取り組みの検討〕</p> <p>国等の状況について情報収集を行い、効果的な実施方法を検討する。</p>
山口	<p>〔配偶者からの暴力に関する調査〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●加害者更生に関する調査 <p>国における調査研究の把握、他県や民間団体等における取り組み状況等の情報収集を行います。</p>
香川	<p>■現状と課題</p> <p>配偶者に対する暴力を繰り返さないためには、加害者自身が相談を受けられる体制と、加害者が自分の怒りの感情をコントロールできるようになるための継続した支援プログラムが必要とされています。</p> <p>加害者更生については、現在のところ支援プログラムが確立されているわけではなく、国などにおいて調査研究が進められているところであり、今後の取り組みが課題になっています。</p> <p>〔加害者更生プログラムへの取り組み〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ●被害を繰り返さないためにも、実効性のある加害者更生プログラム（加害者へのカウンセリング、教育方法等）について、国の調査研究の動向等や他県・民間機関の情報収集を行い、効果的な実施方法を調査します。
徳島	<p>配偶者暴力防止法では、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、被害者の心身の健康を回復させるための方法、加害者の更生のための指導の方法等に関する調査研究の推進に努めるものとされています。</p> <p>国においては、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、各種の調査研究を行っています。</p> <p>〔加害者更生のための指導に関する調査研究〕</p>

	<p>国や民間団体等が進めている加害者更生のための指導に関する調査研究について、情報収集・提供に努めます。</p>
愛媛	<p>■現状と課題</p> <p>暴力の防止のためには、被害者の保護の充実と同時に、今後は加害者が暴力を振るわないようにするための対策も必要になります。</p> <p>こうしたことに総合的に対応していくためには、それぞれの関係機関が協力、連携して情報収集を推進していくことが重要です。</p> <p>●加害者の更生に関する情報収集</p> <p>加害者の更生のための指導としてどのようなものが有効であるかについては、未確認な部分が多く、場合によっては被害者にとって危険なものとなり得ることも指摘されているので、被害者の安全を第一に考え、当面、国の取り組み等について情報を収集します。</p>
高知	<p>■現状と課題</p> <p>加害者の更生については、加害者が自分の怒りの感情をコントロールできるようになるための継続した支援プログラムが必要といわれており、現在、国において支援プログラムの調査研究が進められています。しかし、更生のための指導の有効性については未解明な部分も多く、場合によっては、被害者にとって危険なものとなるとも言われており、国の研究結果を見極める必要があります。</p> <p>【加害者が相談しやすい環境の整備】</p> <p>県は、精神保健福祉センターや民間支援団体、こうち男女共同参画センター「ソーレ」と連携し、悩んでいる加害者が相談できる場を確保するとともに、相談しやすい環境を整えていきます。また、県は、加害者が医療機関や企業内でも相談が受けられるように、医師会や産業保健推進センター等に理解と協力を求めています。</p>
佐賀	<p>●男性の自主的な取り組みへの支援</p> <p>DV等女性に対する暴力の問題に関して活動を行っている民間団体は、これまでは女性が中心でした。しかし、DV防止のためには、男性が自主的に暴力のない社会づくりを進める必要があります。性別によって不利益が生じないような社会、男女がともに尊重される社会づくりを進めることが、DV根絶につながります。</p> <p>男性が中心となって、DV等女性に対する暴力の根絶に主体的に取り組むことを支援します。</p>
長崎	<p>■現状と課題</p> <p>DVの再発を防止するためには、被害者を保護するだけでなく、加害者への教育、カウンセリング等の加害者対策が課題になっています。</p> <p>加害者の更生のための指導に関するプログラム等については、国が調査研究を行っていますが、どのようなものが有効であるか未解明な部分が多く、場合によっては、被害者にとって危険なものになり得ることに留意する必要があります。</p> <p>【加害者更生のための支援方法等の研究】</p> <p>国の加害者更生プログラム等の研究成果を踏まえながら、更生の意思を持つ加害者に対する相談体制や支援方法等についての研究を行います。</p>
大分	<p>■現状と課題</p> <p>DVをなくし、誰もが安心して暮らせる社会をつくるためには、被害者を保護・支援する対策だけでなく、加害者に対する取り組みも必要です。しかし、加害者の更生のための指導については、国や一部の地方公共団体、民間団体等で調査・研究がなされているものの、その方策や効果については未解明な部分が多く、今後、更なる調査・研究を行う必要があります。</p> <p>●加害者に関する調査・研究</p> <p>国等の調査・研究の情報を収集し、加害者対策のあり方について検討します。</p> <p>●加害者からの相談の受け皿づくり</p> <p>自らの暴力行為に悩み、問題意識を持つ加害者に対して、カウンセリング等を行う相談の受け皿づくりを検討します。</p> <p>精神保健福祉センター（ハートコム）や県民保健福祉センター、保健所において、加害者の暴力の背景に何らかの精神的要因があると思われる場合は、配偶者暴力相談支援センター等関係機関と連携を図りながら、加害者からの相談に応じます。</p>
	<p>【加害者カウンセリングの充実】</p> <p>■現状と課題</p> <p>平成15年度に加害者に対するアプローチに関する研究を行ったところです。その結果、加害者に関しては、カウ</p>

セラリングの場にはいかに本人を導くかが課題であると認識されました。

しかしながら、加害者が暴力から脱却できなければ、再びDVが行われる危険性や新たな被害者を作り出してしまう可能性があります。

DV被害者が自立し、安全に、安心して平穏な生活を送るために、また、新たな被害者を生み出さないためにも、加害者が暴力から脱却するための根本的な取り組みが求められます。

国においては、加害者の更生のための指導の方法等調査研究がなされていますが、具体的な加害者対策は示されておらず、一部の自治体や民間団体で取り組みがなされているだけです。

今後、国等の状況について情報収集を行い、効果的な実施方法を検討する必要があります。

①カウンセリングの周知と実施

DV被害者が安全な状態で自立できるようにするためには、加害者に対する何らかのアプローチが求められています。本県では、自己の暴力性に悩み、援助を求めている人に対して、カウンセリングを実施してきました。そのような加害者がカウンセリングを受ける機会を確保するとともに、カウンセリングの存在を加害者に知ってもらえるよう、広報していきます。

②アルコール・薬物等依存症対策の充実

加害者の中には、アルコール依存や薬物依存がきっかけで暴力をふるう人がいます。そのような加害者が暴力をふるわなくなるには、依存症の治療が不可欠です。加害者に対する取り組みの一環として、依存症への対策の充実を検討するとともに、現在アルコールや薬物依存の家族ミーティングを実施している県精神保健福祉センターとの連携の強化を図ります。

③加害者更生プログラム確立に向けた取り組みの検討

本県では、加害者に対するカウンセリングを実施していますが、加害者の多くは自身を加害者と認識しておらず、カウンセリングを受ける姿勢をもつ人は少ないのが現状です。国では、加害者の更生のための指導について調査研究が進められていますが、本県としては国に加害者更生プログラムの確立を要望するとともに、国の動向を把握し、他都道府県等の取り組み状況等について情報収集を行い、取り組みを検討していきます。

■現状と課題

国や一部の自治体、民間レベルで加害者更生プログラムの研究が行われています。加害者向けのプログラムによって、自ら自己改革する意思のある加害者に、暴力について理解し、暴力的・支配的な態度を取ることなく、人と接する方法を学ぶ機会を提供することは、被害者の安全を高めるために必要なことですが、場合によっては、被害者にとって非常に危険なものとなることについても十分留意する必要があります。加害者が、プログラムを受講しているという事実を持って、被害者に対し加害者が更生したと錯覚を与えたり、職務関係者が加害者の危険性を軽視しがちになるおそれがあります。また、受講したことで、保護命令制度の知識を得て、その対象とならない暴力を選んでふるうようになることも考えられます。そのため、加害者更生プログラムの研究成果を把握し、被害者の安全の確保を第一に考えた実践のあり方について検討を行う必要があります。

〔加害者更生のあり方の検討〕

加害者向けの更生プログラムについて、その限界や危険性を十分留意しつつ、被害者支援の視点に立った実践のあり方を研究します。

①国・他の自治体、民間団体等の研究成果の把握

②加害者更生プログラムの研究・実践



(註) 内閣府男女共同参画局のホームページに掲載されている、各都道府県の基本計画のリンク集 (http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/index_kihon.html) からたどって情報収集を行ったが、一部の都道府県でリンク切れが生じていた。

DV を行う父親に対する働きかけ

森田 展彰

Nobuaki Morita

筑波大学大学院人間総合科学研究科

児童をまもるために必要な、DV 加害男性に対する介入

子どものいる家庭内で男性による女性に対する暴力がある場合、30～70%の事例において母親を殴る男性は子どもを直接的に身体的、または性的な虐待を行っていることが報告されている^{1,3)}。

こうした狭義の「児童虐待とDVの重複群」でなくても、DVが家庭に生じている場合には、子どもは、心理的に大きいダメージを受け、身体的虐待を受けている子どもと同レベルの心身の症状や問題行動を生じることが指摘されている^{1,2,4)}。この心理的なダメージには、以下のような多重の経路を通じた影響が含まれる。

- DV行為を目撃することによる衝撃。
- 男性が子どもに直接的に母親としての女性について「ダメな母親だ」などと侮辱することにより母子関係が破壊されてしまうこと。
- 男性が女性にダメージを与えることで、女性が母親としての機能が低下してしまい、子どもに十分な養育ができなくなる。
- 男性が行った虐待の影響により母親が感情的な問題をもつに至り、それにより母親から子どもへの虐待を行ってしまう場合がある。また父親が殴るよりはということで、必要以上に母親が子どもに厳しく接するようになり、それが虐待に結びつく場合もある。
- DV男性から女性が離れることは心理的にも社会経済的にも非常に難しいが、そうしたDV問題の困難性が児童の保護を難しくしてしまう場合が

ある。

- 暴力的な家族関係やそうした価値観が子どもにもインプットされてしまうこと。
- DV男性は家族関係を葛藤的なものとしてしまい、安心できる場としての家庭を奪ってしまう。兄弟姉妹を含めた家族員間に大きな亀裂を残す。

以上のことから、こうした家庭に育った子どもは、安定したアタッチメント関係を持たず、常に身の安全や安心ということに気持ちのほとんどを奪われてしまい、年齢に応じたその他の発達の課題に取り組むことができなくなる。

これがその後、うつ病、自殺、不安、発達の遅れ、物質乱用、学校における不適切な行動、学業不振、学校における健康問題、攻撃など、さまざまな問題行動を生じる可能性が指摘されている^{1,2,4)}。そうした環境で育った子どもが、今度はDV加害者となってしまう可能性が高まることも報告されている。

一方で、配偶者暴力相談支援センターをはじめとするDV被害援助機関では、被害を受けた女性や子どもを加害者から分離して保護することに中心があり、DV加害男性への働きかけはなされていない。むしろ児童相談所を中心とする児童福祉機関のほうが、子どもの保護の時点で父親と接触する場合があります。施設で子どもを保護している状況をもとにカウンセリングなどへの導入を図っているが、こうした対応は母親が中心で父親につい

てはあまり接触することができないままにいる場合が少なくない。

児童を帰すかどうかにおいても、母親など介入できる養育者がある程度養育できる状況がくれば家庭復帰させてしまう場合も多く、あまり登場してこない父親が内縁の夫のDVについての査定や介入は積極的ではない面がある。

以上のように、父としての、加害男性への働きかけは、これまで十分にされてきていないといえる。

どうして、加害男性＝父の問題が扱われないのかということを考えてみると、

(a) 子育ては母が主に責任をもつものであるという固定観念があること。

(b) DV加害男性というのは親というよりは、より「犯罪者的」性質が強いもので、親としての自覚自体がほとんどない場合が多いし、その対応に危険を伴う。特に内縁の夫がDVを行う場合についての対応は、ほとんど検討されてこなかった。

(c) 男性の加害が児童に直接向いていない場合に、その親は夫婦関係に問題はあるが、子どもへの養育には問題があまりないと考えられてしまう。「夫としては失格だが、父としてはそう悪くない」ので児童相談所としては「夫婦問題」は管轄でないと考えてしまう。

(d) DV被害援助機関は、直接家庭に出向いて介入するという事は少なく、もっぱら被害者のみを介入の対象としてきたので父親は介入対象として認識されていない。また、とにかく分離してしまうことで被害者が安全になる訳であるから、加害者への対応はあまり必要でないと考える。

(e) 海外で行われているようなDV加害について積極的な介入やDVコートなどによる加害者向けプログラムへの参加命令が日本では行われてこなかったことで、男性へ強制的に介入する糸口がなかった。

以上のような理由が重なって、父としてのDV加害者への介入は十分にされてこなかったといえる。これはDVでない子育て支援における父親問題の影の薄さとも重複している面もあるが、DVという問題に特有の事情もあるといえる。

それでは父としてのDV加害者に対応しなくて

もいいのかと考えると、そうではないという根拠が以下のようにあげられる。

(f) DV加害男性を切り離してしまうことで、子育てや経済的な面もすべてのことが母親の責任にすべてかかってしまうという点を指摘し、父親にも責任をおわせ、関与させる必要があるとしている^{5,6)}。

(g) DV加害男性を分離の時点の評価だけで、その後関係を保たないと、かえってその後の男性の危険度や変化可能性がわからなくなることが指摘されている^{5,6)}。加害男性を母子と分離しても、その男性がほかの女性やその子どもと関係をもつ可能性があることを考えれば、分離という手法のみで女性や子どもの安全が保てるという考えは短期的なものではないことを示唆している。とりわけ継父という形で家庭に入る男性が激しい虐待を女性や子どもに行う場合が多く報告されており、その予防のためにも男性への介入は不可欠な要素といえる。

(h) DV被害女性が分離後も、男性と子育てに関わることを望む場合もあることが指摘されている⁶⁾。こうした考えが生じるのは、家族統合を良いものとする文化的なプレッシャーや、母親からみて子どもが虐待的な親を愛していて、良い関係を望んでいると考えるためであるという。これに対して、専門家の側も、暴力をふるっていた父にどの程度子どもを接触させることが適切かということについて意見が分かれている面がある。例えば、裁判所がDVを理由に離婚した男性に対して、子どもへの面接交渉についてあまり否定することなく認める場合があることは日本のみでなく海外でも指摘されている。

(i) 加害男性の母子への執着は長く続くことが多く、保護命令や離婚や収監によっていったん離れてもまた接触を求めてくる場合があること。

以上から、離婚や別居のみの対応では十分でなく、男性を子どもにどうした条件で接触させるかの検討や、親としての機能を高める働きかけを行う必要があるといえる。

近年の欧米の研究でも、父親による養育に関する研究が少しずつ増えてきている。その結果、男性を関与させることが子どもにも良い変化をもたら

らすことが指摘されている一方で、男性のそうした関与が長続きしない場合が多いことも指摘されている⁵⁾。

また男性の中でも、DV加害男性の養育に関する研究もまだ少ないが少しずつ増えている。例えば、Rothmanら⁶⁾の研究では、DV加害男性の子どもに対する認識を調べ、生物学的な父親は、社会的な父親よりも、自分の子どもに対する暴力の影響に関心を示す確率が高いが、自分の暴力をストップすることや、それ以外の方法でも子どもがDVに曝されて生じたダメージを緩和する意思はどちらの父親群も低かったことを報告している。彼は、この結果から父親が子どもに関心を示して

いることは必ずしも虐待的な行動を自制する意思を示すものではないと結論付けている。

これらの結果は、父親やDV加害男性は子どもへの情緒的な関係性を持つようとする傾向が全般には薄かったり、親の独善的なものになりがちであるということを示していると思われる。こうした男性への働きかけの困難をどう克服していくかが大事なポイントになる。

本稿では以下に、男性加害者への具体的な働きかけについて、(1) DV加害者更生プログラムを実際にやってきた経験からの所見、(2) カナダでの研修の成果についてまとめ、有効な働きかけを行うためにどのような点が重要かを考察した。

DV加害男性に対する加害者更生プログラムの実践から得た所見

本邦ではDV加害者更生プログラムを課する司法的枠組みがない中、民間団体が多様な試みが始まっている。我々は、2004年度に内閣府の委託によって東京都における加害者更生プログラム事業にファシリテーターとして加わり、事業終了後も有志の研究会でプログラムを継続してきた。現在のところ、悪影響や有効性への疑念がある一方、加害者とせず男性の苦しさに焦点をあてるべきとする主張もあり多様な議論がなされている。我々は、被害者援助の一環としての位置づけをもった加害者プログラムが必要かつ有効であると考えている。以下に、これまでの実践の概要を示すと共に有効性を①加害責任の自覚、②行動変容、③被害者の安全確保の観点から、検討した。

■プログラム概要

小集団(5~7名)のクローズド・グループ。1クール12回。週1回90分。男女1名ずつのペアによる司会。内容は、暴力の影響を示し加害責任を明確化すると共に、動機付け面接や認知行動療法的手法を用い行動・感情・認知の変化に取り組ませた。

プログラムの各回のテーマは、下記の通りである。

[インテークと契約のセッション]

- 第1回：暴力とは？

- 第2回：認知行動モデル(ABCDモデル)による暴力の理解
- 第3回：暴力につながる信念Bについて
- 第4回：自分の感情Cと感情表現Dについて
- 第5回：暴力の影響1(パートナーに対する)
- 第6回：暴力の影響2(子どもに対する)
- 第7回：よい父親になるには
- 第8回：自分の暴力に対する責任
- 第9回：健康なコミュニケーションを学ぶ—アサーティブ
- 第10, 11回：ロールプレイを用い、各自にとって問題となる場面の自分や被害者の考え—感情—行動を変える練習をする。
- 第12回：再発予防計画

■実践の結果と考察

(1) 参加状況からみる動機づけへの効果

これまで7クールを行い、実参加者数は36名、のべ人数は63名であった。内訳は、年齢は30代が5割、50代以上が2割で、これに続いて20代、40代の順であった。職業は公務員、会社員、自営業、NPO職員等多岐にわたっていた。

パートナーと別居している者が多く(7割)、同居者も約3割(途中から再同居含む)いた。反復参加は、6回が1名、5回1名、4回2名、3回1名、2回10名と非常にリピーターが多かった。引越など特別な事情以外で、1クール途中で脱

落したのが4名であり、脱落率は4名/63名=6.3%となる。あくまで任意参加であり、利用費もとっている中での参加状況としては、良好といえる。

海外のDV加害者プログラムの脱落率が半分くらいという報告が多いことからすれば、非常に低い脱落率であり、日本のDV加害者にもこうしたプログラムは受け入れられるものであることを示しているといえる。

我々のプログラムは、被害者援助を最終的な目標とおき、男性の加害責任という側面について明確に取り上げている。これは北米を中心に行われているDV加害者プログラムの手法としてはオーソドックスな考え方であり、内閣府の掲げる加害者プログラムの要件に沿ったものである。

加害責任を明確に取り上げると、男性が心を開くことができずに効果が上がらないという論があるが、我々の実践では加害に対する責任を取り上げながらも、むしろこれに取り組む気持ちを動機づけることは十分可能であるという感触を得ている。参加率・脱落率はその証左であるといえる。

(2) 各介入要素における働きかけの内容と有効性

〔加害者責任の自覚への働きかけ〕

まず、どのような行為が暴力にあたるのかを理解させることが最初の課題である。身体的暴力のみではなく、被害者を貶める言葉、脅迫・威圧、経済的制約、孤立させる、子どもの利用、性行為の強制など、パートナーの自由や権利を制限・支配することすべてが暴力に含まれることを示した。

暴力の責任に関して、飲酒やストレスや被害者の態度が暴力の理由付けに用いられるが、それらのことがあっても暴力を用いない人も多いこと、あくまでそうした方法を選択しているのは加害者の側であることを示し、暴力を選択した責任は100%加害者にあることを示した。

暴力を受ける側のつらさを実感させるために、さまざまなワークが用いられる。例えば、自分の妻が茂みから飛び出してきた暴漢に襲われた場合について、被害者に生じる心身の反応を想像させる。そうした反応はすぐには消えず、茂みのそばを通るたびに反復しやすいことを示し、被害者の長期にわたるつらさを実感させた。

プログラム導入時に、自分の暴力を認めている

ことや、暴力から離れて尊重し合う関係を作ること目標にすることを、参加条件として確認するが、プログラムを始めると、否認や矮小化や合理化がしばしば見られた。その場合は、直面化させて元の目標に立ち戻らせることが必要であった。

加害の意図がなかったことや自分の正当性を述べる場合も、パートナーとの関係が戻らないことを示す中で、自分を変えることを次第に納得する者が増えた。

ピアの効果は大きく、特にリピーターの参加者が率直に自分の内面と向き合っている様子は、他の参加者により影響を与えた。加害者として扱われることへの反発や、スタッフという権威への防衛的な反応も見られたが、そうしたことが問題になった時をむしろ好機ととらえて、「加害的な側面に向き合うことはとても大変なことであり、そのために毎週参加されている努力は素晴らしいと思う」「スタッフが偉いというわけではなく、皆さんの自分を変えようという努力を助ける役割をもってあたって」「プログラムで、スタッフとも率直に話し合えてこそ、尊重しあう関係を学べる」などを繰り返し伝えていくことで作業同盟を強めていくことができた。

〔加害者の認知行動の変容〕

認知行動療法のモデル（A: Action = 出来事, B: Belief = 信念, C: Consequence = 感情, D: Decision = 行動の決定, E: Effect = 影響）を用い、自分の暴力の過程を分析させる。参加者は認知・感情・行動を分類する作業にとまどいつつも、興味を持って取り組む者が多かった。できるだけ具体的な問題場面を丁寧に取り上げていくことで次第に分析できるようになった。

特に難しさを感じたのは、暴力や男性優位を肯定する信念を取り出させることであった。例えば「お金の使い方」に関する意見の相違から言葉の暴力をふるった場面を考える際に、信念として「お金は節約して使うべき」を取り出し、それがわからない妻に怒ったが、信念は正当であったなどと考えてしまう場合が認められた。事柄の判断の是非よりも、そのことをもとに相手を罵ったり、自分の考えを強要してしまうことの裏にある「妻は自分に合わせるべきだ」「相手を貶めてもかまわない」等の〈関係性の認知の歪み〉に気づかせる

ことが大事である。こうした暴力につながる認知—感情—行動のつながりは自覚しにくいだが、ロールプレイ等による体験的理解が有効であった。

〔スキル訓練〕

危ない方法を抑制するのみではなく、尊重しあう関係性を育むスキルの獲得や、暴力再発を防ぐスキルを練習させる。特に具体的には、アサーティブネスのスキル、フェアな問題解決の手法、タイムアウト法などを主に行った。こうしたスキルが、独善的でなく、相手の気持ちが変わるE（効果）を持つことを確認するために、ロールプレイなどによる体験的学習を何度も行った。自分のコミュニケーションのパターンや、そのもとにある認知・感情を振り返ることをさせていき、認知的な変容とスキル訓練をむすびつける形で行った。

「スキル訓練」に関する実践の結果としては、知的理解にとどまる場合、体験的ワークが必要であった。かなり自分は変わったと思っても、ロールプレイではうまくできなかつたり、逆にやってみると、ちょっとした表現の違いで相手に与える影響が大きく違うことに気が付くなどの効果があった。やってみてはじめて、体験的に自分の問題に気づくことが多い。単なる怒りの抑制では無理であることを示す意味でも効果はあった。一方、実際のパートナーとの場面への応用については、なかなか難しいと訴える人が多かった。

〔被害者の安全への配慮〕

最終的な目標は被害者の安全であり、可能な限り被害者の援助者などと連絡を取り合ったり、このプログラムの内容や目標や限界を被害者の方に知らせる場を設ける。暴力の再発や継続がある場合には、仕切なおしなどの対応が必要である。本来は欧米で行っているような保護監査との連携などが望ましいが、日本ではそうした枠組みがない。

(3) 父親としての加害者への働きかけに対する反応

1クールの中で、「子どもに与える暴力の影響」「よい父親であること」というテーマの回を設けている。その中で、家庭内の暴力が一般的に子どもにどのような影響を与えるかの心理教育を行っ

た。特に子どもへのダメージが、直接の暴力でなくても母親への暴力をみることや、母親を子ども前で罵倒^{ばとう}すること、母親の機能を低下させること等により、多重に子どもに影響を及ぼすことを示した。これにより、「良い夫として機能しなければ、良い父親にはなれない」ということを強調した。

こうしたポイントは、カナダ・オンタリオ州ロンドン市でDVに対する総合的対策を行っているLinda Baker先生やAllison Cunningham先生やその同僚の先生方から学んだものである。また彼らから紹介された、DVが子どもに与える影響に関するビデオを視聴させたり、ロールプレイの中でDV場面で子どもとして傍にいる役割をさせるなどして実感させていった。

こうした課題をやる中で、参加者の男性からは、父親としての自分を振り返ると同時に、男性自身の子どもの時代に受けた暴力の影響について語るものが多かった。参加者の大半の人が、子ども時代に何らかの虐待やDVの目撃があったことがあらためて示された。暴力的なしつけや、厳格でコミュニケーションが少ない父親の様子を語る人が多く、それに対する怒りや不安・恐怖などの感情を表現する人もみられ、暴力の連鎖を自分の子どもにはしたくないという話をした人も少なくなかった。

しかし、そうした過去の父への深い感情が語られても、それと今の自分の内面をつなげて検討することは、容易ではない様子であった。父への怒りや恐怖を述べながらも、父を弁護する気持ちを述べる人もみられ、深い感情的体験が防衛的な側面にむすびついてしまう印象をうけた。

また、加害的な父親に対する怒り以上に、そうした問題のある父はしょうがないにしても、そうした状況から自分を守ってくれなかった母への怒りを述べる人も目立った。自分のトラウマ的な側面が、今の自分の正当化に結び付くという懸念がスタッフ側にあったが、それほど単純な形での正当化はみられなかった。しかし、自分に十分に寄り添ってくれなかった母への怒りが、パートナーへの怒りの正当化へ転嫁している部分は感じられた。

こうしたつながりはスタッフ側からは十分みてとれるが、参加している男性自身はある程度表現

できてもすぐには洞察につながらない印象であり、より時間をかけて自分の過去から現在への感情体験をたどらせることが有効なのではないかと思われた。

ただ、こうした作業では多くの否定的な感情を呼び起こすために、暴力の再発につながらないように慎重な対応が必要であると思われた。

以上のように子どものテーマは女性へのテーマ

以上に、男性参加者に深い感情体験をさせる効果があったが、これは裏を返すと、「配偶者への影響はさておき、子どもに対してはよい父であると考えたい」という問題のある認知を示していた。そのため、「よい夫にならない限り、よい父親にはなれない」ということを何度も強調する必要があった。

カナダ研修での成果

平成20年11月にカナダを訪れて、先進的なDV加害者への対応を行っている機関の先生方に研修を受けた。そのうち、以下の3か所での研修内容から学ぶことができた点についてまとめた。

(1) British Columbia州 Vancouver市でDV加害者プログラムを実践している Harry Stefanakis 先生

(2) British Columbia州 Vancouver市でDV加害者プログラムの実践やファシリテーター養成に携わっている Jane Katz先生と Zender Katz先生

(3) Ontario州 London市でケアリングダッドを行っている Katreena Scott先生 (Toronto大学)、Tim Kelly先生 (Changing way)

(1) Harry Stefanakis先生による研修

我々は、平成20年11月加害男性に対する接し方について、Stefanakis先生に、カナダでアドバイスをいただいた。彼の書いた論文も参考にして、ポイントを挙げる。

●加害男性に対する compassionate な態度の重要性

加害男性に対して直面的な態度をとることで、変化への抵抗を生んでしまう。罰則自体が本当の意味で、その行動を変容することを促すよりも、行動変化の妨げになりやすい。その人を1人の人間として全体的な存在として受け止めることが重要であり、部分的な対人関係のみでは、かえってその人に教えたい人間関係性をつたえることができない。

当人のおかれた状況の中で行動変容を促すことができる動機に焦点をあてる。相手との関係を作

り出そうとしていた部分と、暴力的な部分の両方を持つことを示す。単に保護的にやるのでも、厳罰的に扱うのでもなく、自分のネガティブな側面を受け止めることを促し、それに取り組む姿勢がみとめられたら、その勇気を称賛し、後押ししていくことが重要である。

相手の視点に立ち、関係破壊的な方法を用いてきた気持ちを理解しようと努めながらも、それを変える責任と力があることに焦点をあて続ける。

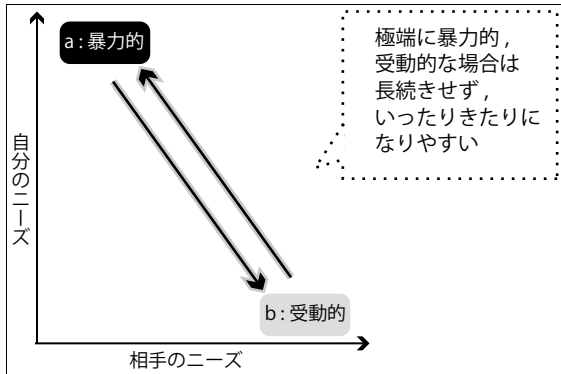
●加害男性へアサーティブな態度を教えること

加害男性が、暴力的になることを指摘すると、単純に抑制的ノンアサーティブな態度になってしまうことがある。そうやって抑制的になると、結局のところ怒りをためこんでしまい、暴力を生じてしまう場合が多く、いわゆる「暴力のサイクル」から変化できないことになる。Stefanakis先生より、加害男性にアサーティブなやり方で自分の気持ちを表現することの重要性をわからせる説明のしかたを教えていただいた。これを以下に記す。

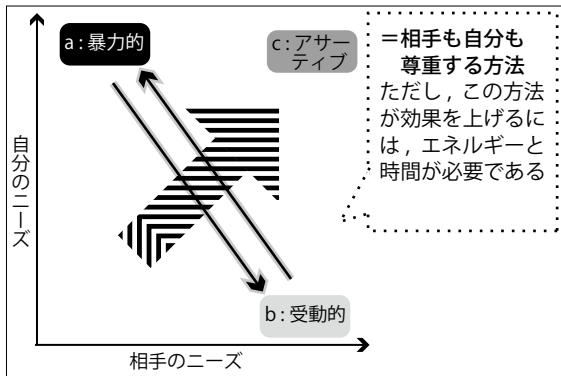
まず、図①のように自分とパートナーとの間のコミュニケーションをグラフに示す。縦軸は自分の要求で、横軸はパートナーの要求であるとする。そうすると、暴力的、支配的なコミュニケーションはaの位置づけになる。一方、自分の気持ちをおさえないといけないとなると、いわゆるノンアサーティブな状態であり、グラフではbの位置になる。ある意味で相手と自分のどちらかにあわせてしまう方法というのは簡単であるが、結局長く続けることができずに、aとbの間を行ったり来たりすることになりやすい。

そこで、アサーティブな方法が重要になるが、

図①：コミュニケーションスキル①



図②：コミュニケーションスキル②



これはグラフでは図②のcのように表わされる。つまり、アサーティブな方法は両方が互いに対する相互尊重をもつものであり、工夫や手間が必要であるが、互いにその関係を続けていくことができる。

ただし、アサーティブなスキルは、時間やエネルギーがかかる方法であり、自分の要求を少し強くんだり、またその反応をみて、相手の気持ちをうけとめたりということを少しずつ繰り返していく中で、相手との調整をはかっていくプロセスが必要になることを伝えることが大事であるとのこと。

以上、Stefanakis先生からは、加害者との共感的な作業同盟を築きながら、行動の変容を促していくファシリテーターの姿勢や具体的な工夫の重要性を学んだ。加害者が変わっていくという困難な道のりを一緒に歩むためにはどうすればいいかということ深く考えぬく姿勢が印象的であった。

(2) Jane Katz先生とZender Katz先生による研修

両先生には、もともと内閣府の依頼で、日本におけるDV加害者プログラムを最初に開始する際に手取り足取り教えていただいた。今回は、その後先生方に教えていただいたプログラムを日本で実践した経過を報告し、アドバイスをいただくとともに、最近のカナダにおける加害者臨床の動向をお聞きした。以下に学んだ内容のいくつかの例を挙げる。

●加害者臨床におけるEmpathyの重要性

加害者臨床において、加害行為をとるにいたった道筋を男性の視点からたどれることが重要であるという点をいわれた。もちろんこれは加害者の言い訳を認めるという意味ではなく、暴力を加えるという責任はきちっと示した上で、表面的な合理化ではなく、どうしてそういう方法をとることになったのかという内省を促し、これに取り組む姿勢について支持していくことが重要であるとされた。図らずも、Stefanakis先生の指摘と重なる指摘であった。

●カップルセラピーの利用

両先生は一度加害者プログラムを卒業した男性と、そのパートナーに対してのカップルセラピーを行ったり、そのスーパービジョンを行っているという。カップルセラピーの例としては、性的満足に関するテーマを取り上げることもあるとのことであった。

●任意参加の人を中心にしたグループや予防的な観点のグループ

最近、任意参加のDV加害者のグループを行ったり、予防的な観点からのグループも行っているという。予防的な観点のグループは、企業において、まだ暴力的な傾向が完全にはない段階の対象に対して、行っているという。

●被害者相談との連携や限界設定

被害者に対するグループを行って、加害者に教える内容と同じ内容をおしえることによって、その変化への期待や限界を十分知ってもらうようにしているという。加害者臨床のプログラムは修了

ということはないものであり、ずっと継続していくものであるという認識を共有してもらうことが大事であるという。

(3) Katreena Scott先生 (Toronto大学), Tim Kelly先生 (Changing way) によるケアリングダッドに関する研修

この研修については、日本で同様の内容で行った研修会について、別の章で述べられているので詳しくはそちらに譲る。特に重要な点として印象に残った項目は以下の通りである。

- 被害者援助と加害者プログラムと児童福祉のそれぞれの機関が一緒になって、父親としての男性加害者への教育プログラムの必要性を確認して、ケアリングダッドを開発した^{7,8)}。
- 一般的なペアレンティング・プログラムが、子どもの行動をマネージするスキルに焦点をあてているが、そうした内容ではDV男性がより虐待的なスキルを学ぶ結果になる可能性があることを指

摘していた (実際そうした事例があったことも示された)。そこでまずは、男性が子ども中心の養育をできる態度を学ぶことに焦点をあてているということであった。

- 加害男性は子育てということに関心をもてるように動機づけ面接の手法をもちい、できるところから取り組んでもらい、そうした努力に対して支持的に取り扱うことで脱落率をさげることができた。女性虐待に焦点をあてたプログラムが50%の脱落率であるのに対し、ケアリングダッドはその半分以下であるという。
- 母子の危険を防ぐには、まずは介入システムから脱落させないことが非常に重要であるとのこと。脱落した場合にはそれは関係機関にすぐにフィードバックされるようにして介入が遅れないようにしているとのこと。
- カナダ以外の多くの国で関心を集め、英国などでも導入が図られているということ。

おわりに

本稿では、DV加害男性に対する対応が子どもの養育に重大な影響を与えるにもかかわらず、介入がされてこなかったことをまず取り上げ、その背景には父親が子育てへの関心が十分でないこと、加害行為に対する介入への困難性があることを指摘した。

こうした状況の中で、日本で我々が行ってきた加害者更生プログラムの実践とその反応を報告し、十分な公的司法的な枠組みがない中でも加害男性の動機づけをたかめ、自分がやってきた行為が母そして子どもに与えてきた影響を考えさせることが十分可能であることを示した。さらにこうした実践結果をもって先達であるカナダでのDV

加害者へのプログラムを行っている援助者の方々に研修を受けに行き、そこで学んだ内容を記した。

その結果、最も重要なポイントとして感じられたのは、加害男性が女性やそして子どもに対して暴力を行っていたという加害性をきちっと示しながらも、男性が内的に持っている変化の可能性をひきだすような働きかけを行っていくことが必要であり、また可能であるということであった。

加害行為の臨床では、厳罰か、治療的かのどちらかに偏った議論になりがちであるが、そうした対立を超えていく道筋があること、そのための具体的な工夫や実践を重ねていくことが大事であると考えられる。

参考文献

1) Baker LL, Cunningham AJ: Helping Children Thrive; Supporting woman abuse survivors as mothers, *Center for Children &*

Families in the Justice System, 2004.

- 2) Bancroft L, Silverman, JG :The Batterer as Parent: Addressing the Impact of Domestic Violence on Family Dynamics, Sage, 2002. (ランディ バンクロフト, ジェイ・G. シルバーマン著, 幾島幸子訳 『DVにさらされる子どもたち——加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』 金剛出版, 2004)
- 3) Fantuzzo, J. W. Mohr, W K.:Prevalence and effects of child exposure to domestic violence,*Future of Children* 9 (3) : 21-32, 1999.
- 4) Jaffe P., Wolfe D. A., Wilson S. K.: Children of battered women, Sage, Oaks, CA., 1990.
- 5) Magill-Evans, J., Harrison, M. J., Rempel, G., Slater, L.: Intervention with fathers of young children: systematic review, *Journal of Advanced Nursing*55 (2), 248-264, 2006.
- 6) Rothman, E. F., Mandel, DG., Silverman, J. G.: Abuser's perception of the effect of their intimate partner violence on children, *Violence Against Women*13 (11) :1179-1191, 2007.
- 7) Scott, K. S., Crooks, C. V.: Effecting change in maltreating fathers: Critical principles for intervention planning. *Clinical Psychology: Science and Practice*, 10, 95-111, 2004.
- 8) Scott, K., Francis, K., Crooks, C., Kelly, T.: Caring Dads: Helping fathers value their children. Victoria, British Columbia, Canada, *Trafford.*, 2006.
- 9) Stefanakis, H.: Caring and compassion when working with offenders of crime and violence, *Violence and Victims*. 32 (5) 652-661, 2008.



被害者支援の一環としての DV加害者へのアプローチと 被害者支援の位置づけ

高橋 郁絵

Ikuo Takahashi

原宿カウンセリングセンター

本稿の目的——具体的支援のありかたとは

本稿は、加害者更生のための取り組みと被害者支援の関係について、カナダにおけるインタビューとスーパーバイズの内容を紹介し、今後の具体的支援のありかたを考察するものである。

今回、インタビューとスーパーバイズに応じたくださったのは、オンタリオ州ロンドンで被害者支援を行うミッシェル・パドン (Michele Paddon) 氏とブリティッシュコロンビア州バンクーバーで加害者プログラム作成、被害者支援に長年^{かか}関わってこられたジェーン・カツ (Jane Katz) とゼンダー・カツ (Zender Katz) の夫妻である。

ミッシェル・パドン氏はDV被害母子のためのコンカレントプログラム¹⁾の開発者であり、被害者支援にあたるかたわら、加害者プログラムの女性ファシリテーターとして、加害者にも関わ

てきた経験を持つ。ジェーン・カツ氏はブリティッシュコロンビア州の基準となるDV加害者プログラムの開発、実践、トレーニングの実績があり、現在は加害者プログラム修了者へのメンテナンスプログラムの開発を手がけている。パートナーのゼンダー・カツ氏は現在精神疾患や脳障害を持つ受刑者を収容するブリティッシュコロンビア州立刑務所のエグゼクティブ・ディレクターを勤める臨床心理学博士である。

本稿では、DV加害者更生のための小集団でのプログラムを総じて「加害者プログラム」と表記している。筆者らが東京で行っているプログラムの正式なタイトルは「DV教育プログラム—男性編—」であるが、加害者プログラムの一端に位置するものとして、同様の表現をもちいることにする。

被害者支援の一環としての加害者プログラム

欧米では加害者プログラムの歴史は30年ほどになる。当初アメリカ・ミネソタ州ドゥルース市をはじめ、フェミニストや被害者支援に携わる人々からその運動は始まった²⁾。加害者プログラムには男性を対象としながら女性の安全を高め、社会全体の意識を改革する目的があった。

現在、欧米では多数のモデルが存在するが、共通するのはフェミニズムの視点を取り入れ、認知

行動療法など行動変容のための手法を用いている点である。また、プログラムはコーディネイテッドコミュニティレスポンス (Coordinated Community Responce) などと呼ばれる地域の関係機関の合意と協働の上に実施されている。

この点を前提として加害者プログラムが持ちうる被害者支援の要素は、以下の3点に整理することができるだろう。

(1) 参加する加害者への心理教育的効果

まず、加害者に直接働きかけることができ、こそ得られる効果がある。再発防止スキルの習得・価値観の変化・責任の引き受けなど再犯の予防につながる加害者自身の変化である。加害者プログラムが目的とするのは第一義的にはこの効果であり、再発率の低下＝女性の安全の向上と考えられている。しかし、加害者の“変化”による効果はそれだけではない。加害者の変化が被害者のトラウマからの回復過程に及ぼす肯定的影響がある³⁾。被害者が加害者の変化を実感することは、加害者が元の加害者ではなくなったこと、つまり二者の関係が変化したことの実感である。それにより、絶対的な加害者の存在は過去にスライドし、外傷性の絆は変化する可能性を得るだろう。加害者の怖さが減り弱まったことにより、被害者が離婚を決断できたケースも経験している。

(2) 加害者プログラムの存在が社会に与えるメッセージ

加害者プログラムが公的に存在することによる啓蒙的意義も大きい。DVは個人的な出来事ではなく社会的な問題であることや、女性への暴力に対してNoを言う社会的価値観の表明としてこれ以上優れたツールはないのではなかろうか？そして暴力の責任の所在をはっきりさせることにより、被害女性の自責感やスティグマを軽減させる意味を持つ。

(3) 男性をコミュニティから排除せずプログ

ラムという制度のなかに一定期間入れる効果

再発のリスク管理上、加害者の社会的孤立は好ましくない。加害者自身の変化の有無にかかわらず、プログラムの枠に一定期間抱え、再発の危険をモニターすること、どこかの機関が関わりを持ち、孤立させないことの意味は大きい。一方、被害者にとっては、少なくとも加害者がプログラムに留まる期間、「被害者」という社会的ポジションが明瞭な輪郭をなす。DVは常に妻（女性）のせいに加害者（男性）が暴力を振るわざるを得ないという加害者の言説により、加害者が被害者の立場を占有することで継続してきた⁴⁾。彼女に暴力を用いてきた夫（パートナー）たちが「加害者」というポジションに移動することにより相対的なパワーの分布は変化する。被害者にとって、加害者が被害者意識を持ったまま存在している恐怖とは比べものにならない安定感ではないだろうか。被害者はわずかであっても安心な時空を手に入れることができるだろう。

ところで、これまでの多くの研究はプログラム参加の裁判所命令を受けた母集団と「再犯率」との関係性を調査の対象としている。これらの結果より、加害者プログラムの効果に否定的な見方も根強い。しかし、上記のように加害者プログラムの被害者支援の要素は多面的であり、再犯率のみからは読み取れないものである。

次に、本邦のDV被害者と加害者プログラムのおかれた状況を概観し、整理する。

日本におけるDV被害者と加害者プログラムをめぐる地盤

まず、本邦においては何よりも加害者にDVであることを申し渡し、プログラム参加を動機づける社会システムの不在が特徴的である。

このような現状にあっても筆者らのプログラムには多くの参加者が登場する。その多くは妻からの参加の要請が契機となっている。筆者らのような民間プログラムであっても、プログラムの存在自体が被害者の意識を変えているのだろう。しかし、被害者である妻が夫に参加を要請すること自体が、実際には過剰な責任を被害者が負っていることであり、過大な負担である。負担をしてでもDV状況を変えたいという切実さが被害者にある

からこそ、男性はやってくる。

欧米のような法制度・社会制度の整備がない中で、被害者の負担を補完するためには、加害者の動機づけ、加害者を視野に含めたケースワークなどの対人援助技術が必要だ。現実には、被害者支援の人的、資金的不足は慢性状態であり、加害者への否定的感情もあいまって、加害者プログラムに関わる意欲を持つ支援員は決して多くはない。彼女らを巻きこみ、協働しながら、新たな被害者支援モデルを構築することが喫緊の課題になる。

もうひとつの見すごせない側面は、別居・離婚後の子どもの面接交渉に関する状況である。社会

には、どんな父親でも子どもには父親が必要という根強いステレオタイプがあり、面接交渉に関する再暴力やパワーコントロールを防止する仕組みづくりはほとんどない。そのために、被害者の中には、子どもとの面接交渉の条件として加害者プログラムへの参加を夫に要請するケースもある。

そもそもDVについて自覚の乏しい夫（父親）と子どもの接触は被害者にとって大変な恐怖であり、加害者の圧倒的な存在感というDVの状況はまったく終わっていない。被害者にとって加害者と接触が確実に避けられる生活の維持が難しければ、夫の加害者プログラムへの参加は一筋の希望となるだろう。本報告書で紹介しているケアリン

グダッドなど、児童虐待との合併への本格的対応は今後の課題である。

ところで、欧米の加害者プログラムのスタート地点、それは警察の介入により明白なDVの事実を突きつけられた後のことである。一方、「妻命令」でプログラムに参加した男性にとって「何がDVであるのか、何が変えるべき問題なのか」を理解し、受け入れることはプログラムスタート後の大きな課題であり、常にあいまいさや揺れがつきまとう。心理教育のプロセスにかなり後退したところからの出発を余儀なくさせられている。これも日本での現状である。

加害者更生に関わる立場からの被害者とのコンタクト、カナダの場合

加害者プログラムのスタッフと被害者との直接的なコンタクトによる支援の可能性について考察を深めよう。まず、新しい試みの例として2008年11月のカナダでのインタビューを報告する。

ちなみに、欧米では加害者プログラムの担当者から電話で被害者に連絡を入れることは標準的に行われ、安全の確認や支援機関の紹介などが主な目的とされている。しかし、逮捕につながる事件の被害者と現在のパートナーが変わっている場合にも以前のパートナーにしか連絡を取れる権限を有しないなど、被害者とは連絡がつきにくく、サービスとして必ずしも十分に機能しているわけではない。

(1) ロンドンのケース

すでに当研究会が2006年に報告済みであるが⁵⁾、ロンドン市では家族に関する問題に対して市全体の調整委員会、クロストレーニング、児童虐待に取り組む機関とDV関係機関の職員交換など包括的な援助を支えるシステムが定着している。その中で、ミッシェル氏は2008年よりDV加害者プログラム実施機関であるチェンジングウェイに所属を移し、DV加害者プログラム参加者のパートナー支援を専門に行うことになった。

もとより、チェンジングウェイでは加害者プログラム参加者のパートナーについては参加者経由で被害者の連絡先を得て、コンタクトを行ってい

た。しかし、年間650件ものケースを一つ一つ検索する方法は労力に比してコンタクトを得ることが難しく、コンタクトまでの時間も要した。転居等の物理的事情に加え、加害者からの復讐の心配や加害者プログラムとの心理的距離感からコンタクトを望まない被害者が少なくなかったからである。

現在、ミッシェル氏を中心として、チェンジングウェイでは加害者プログラムと被害者支援を機能的に繋ぐ役割について、コミュニティの理解を得ることを試みている。

そのひとつは被害者（または現在の参加者のパートナー）の情報と連絡先を保護観察官が加害者プログラム実施団体に提供し、ハイリスクな状態の女性にできるだけ早期の介入を行えるシステム作りである。そのためには保護観察官が被害女性の安全に責任を持たねばならないという新たなコンセンサスを取り付ける必要があった。コンタクトできた被害者に対しては4回の面接によるインフォメーションセッションとフォローアップを行い、必要な資源への橋渡し、安全計画作りなどを行うことになっている。

チェンジングウェイとミッシェル氏の取り組みは、被害者—被害者支援専門職、加害者—加害者臨床専門職の間の谷に橋を架け、意識改革を図るチャレンジと筆者は受け止めている。

(2) バンクーバーのケース

カツ夫妻の私設開業のカウンセリングオフィスには、司法的な手続きに載らなかったDVのケースが紹介されてくる。紹介元は被害者支援機関や地域の教会などであり、門徒のカウンセリング費用を教会が持つ場合もある。これらの紹介ケースは弁護士の力などで処分を免れたり、身体的暴力を伴わず、警察介入が難しいパワーコントロールのケースなどである。この場合、司法的な介入がないので、状況としては日本での加害者プログラムのおかれた状況に非常に似ている。

ゼンダー・カツ氏は慎重にカップルカウンセリングも取り入れている。一例として挙げられたのは性的な関心を妻が夫に持てないことが表面的な主訴のケースであったが、このようなケースでは、DVが背景にあることが多い。このケースでは、DV加害者である男性の8回のセッションのうち2回、カップルカウンセリングを行った。カ

ップルカウンセリングが可能であるかの判断は、まず、女性が夫との関係が改善することを希望しているかであり、夫が加害者プログラムで学ぶ内容をどれだけ身につけ暴力について責任を持って認識しているか、女性が安全を感じて自由に話せるかによる。

ゼンダー・カツ氏によれば、ある程度加害男性の学習が進展を見せたら、関係の継続を望むケースについてはこのようなアプローチも価値があるのではないかと意見であり、この柔軟なアプローチは筆者らの取り組みと重なり、筆者らが抱える困難点を一部共有できるという感想を持った。

ただ、この被害女性は他の機関からきちんと継続的な支援を受けており、その上でゼンダー氏のカップルカウンセリングがある。日本においては加害者を扱う機関と被害者支援が密に連携し、ひとつの家族の支援に当たれることは稀である。

加害者更生に関わる立場からの被害者とのコンタクト、当研究会の場合

加害者プログラムが被害者支援の目的のために行われる以上、筆者らは被害者に対し、プログラムについて説明するアカウントビリティを持つと考えている。この責任を果たすため、加害者プログラム1クール（12回）に1回、被害者へのプログラム説明会を行ってきた。被害者支援としての被害者への直接的コンタクトは、主としてこの機会となる。

この会は女性ファシリテーターが担当し、プログラムの内容・目的とプログラムの影響について説明し、被害者の状況についてのヒアリングを行ってきた。このときに被害者からファシリテーターが受ける期待に対し、どのように対応すべきか筆者らは議論を重ねていた。以下に、筆者らが感じる被害者からの期待を大別して整理する。

■被害者が抱く加害者プログラムへの期待

(1) 夫の処罰・復讐をプログラムに代行してほしいという期待。つまり、被害者の自分と同等の苦しみを加害者がプログラムで体験するよう、ファシリテーターは働きかけてほしい。また、妻の苦しさをファシリテーターが代弁してほしいという

期待。

この期待は、夫がプログラム中にファシリテーターの処罰的対応による苦しみを体験し、それを妻の被った暴力の体験と重ね合わせることで、妻に共感的理解を示すようになるという、暗黙の仮説に基づいている。しかし、実際にはこのような直面的なアプローチは加害者の変化に有効とはいえない⁵⁾。それを被害者に説明したところ、落胆から「加害者に甘い」などと批判されることもあった。

(2) 外科手術的に夫から暴力部分を取り除き、安心して同居できるように仕立て直してほしいという期待。自分が被害者という主体として夫に^{ないじ}対峙することを回避するため、全面的に夫を委託したいという期待ともいえる。

(3) 行動を変化させる責任はプログラムではなく夫にあり、実際どこまで変わるかは予測できないことを理解し、それを承知の上で変化を願う、ほぼ妥当な期待の持ち方。

■筆者の被害者への期待

既述のように加害者のプログラム参加と被害者

の回復は深く関連する。加害男性は被害者の意識や問いかけに敏感に反応しながら、プログラムを継続していることも事実であり、参加者が一定の学習を成しとげることが被害者が望むならば、被害者の協力はほぼ必須である。

したがって、加害者プログラムが被害者支援の要素を最大に発揮できるために、筆者も被害女性への期待がある。プログラムに対して前出の(3)のような現実的に妥当な期待をもってくれることが望ましいし、加害者に対抗的に振舞うことと自己主張との区別ができるようになってほしい。加害者である男性に参加（その継続）を求める権利があることを自覚し、主体的に加害者プログラム

を使いこなしてほしいという期待もある。

加害者プログラムが社会的に定着していない現状の中で、女性たちがマジック的效果をプログラムに期待することは致し方ない。しかし、実際に前出(1)(2)の期待を続けることは、被害者の回復に役に立つのだろうか？

加害者プログラムが被害者支援の一環であることと、「妻の思いの代弁・代行」を請負うこととは別である。被害者のプログラムに対する認知を変え、主催者の期待を伝えることも説明会の役割と考えてきたが、被害者への期待は被害者に暴力の責任を押し付けること、過剰な負担を負わせることと紙一重でもあり、難しいテーマである。

被害者とのコンタクト・支援についてのカツ夫妻によるスーパーバイズ

上記の点に関してカツ夫妻よりスーパーバイズを受けることができた。以下にその要旨をまとめる。

●守秘義務の限界について

加害者にも、被害者にも基本的に守秘義務があり、それぞれの発言が筒抜けになることはない。これが、加害者プログラムの立場から被害者に関わる際の大原則である。その例外は危険が今ある場合である。被害者が加害者の行為（特に暴力の再発）について発言したときは、その被害者の発言として加害者に直接伝えるほうがよいか、一般論としてプログラム内で伝えるほうがよいかを、被害者に選んでもらうことが重要である。女性がどうしたいのかを中心に、援助者は情報の整理を進めることが肝要である。

●加害者プログラムの説明会は、インフォメーションセッションとして枠組みを持つこと、同時に加害者プログラムと同様の学習を、被害者が継続的に積み重ねることの必要性

被害者への説明会は、インフォメーションセッションとして構造をはっきりさせ、必要に応じて何回か行うのがよい。そして、インフォメーションセッションとは別に、被害者に加害者と同じ内容を学んでもらう心理教育を継続させる。継続するセッションでは学習をもとに、「どんなことが自分に起こったのか」「どんなふうにしてそれは

起こったのか」について理解を深め、感情を感じ、話し、自分の方向性を決めていく。これは大変地道な作業であるが、被害者が加害者と同じ次元で話ができるようになるためにも必要なことである。

●インフォメーションセッションで取り上げるテーマ

(1) 守秘義務が男女双方にあることについての説明

これを伝えるには境界線などのメタファーや具体例の利用、話してよいこと悪いことについてのガイドラインの共有などの方法がある。ガイドラインの一例として、コミュニティーで行われるプログラムの場合、加害者は女性の恥につながるような暴力の描写をプログラム内で語ってはいけないことがある。加害者プログラムで語られる女性の情報を守るためである。

(2) ファシリテーターから情報提供できる内容とできない内容についての説明

参加・欠席の情報は伝えられる。男性のプログラム内での発言は伝えられないが、学習の習得状況に対するファシリテーターの印象については話せる。しかし、この点はプログラム開始時に参加者に了解をとっていることが条件である。

(3) 1クール終了時の現実的なゴールについての説明

(4) 被害者の協力を求めること

加害者とベストな仕事をするためには、プログ

ラムを知ってもらうことなど、被害者の協力が重要であることに被害者の理解を得る。例えば、男性はプログラムで間違ったスキルの使い方を学び、実際にそのように使う可能性がある。女性もセッションへの参加を通して、プログラムについてよく知っておくことが、加害者の言動に惑わされないために非常に重要である。

(5) 安全、責任についての考え方の伝達（後述の内容）

●責任や安全、選択の権利を加害者、被害者両者に認めることの重要性

Responsibility（相手に応答する責任）、Accountability（説明責任）、Safety（安全）、Choice（選択）は、被害者、加害者の双方に認めなければならないことを学んでもらう。

例えば、加害者の変化はファシリテーターの責任ではなく、加害者自身に責任がある。ファシリテーターはワークをする機会を提供しただけであり、変化の主体も責任もワークをする本人にある。同時に被害者にも暴力の責任はない。暴力の責任を引き受けないとはいどういうことなのかを理解してもらおう。

また加害者に変化が見られ、恐怖が減ったからといって被害者が攻撃的な言動を加害者に行うことを認めてはいけない。「長期間我慢してきたのだから、これくらいはよいだろう」というコンテキストを切り離し、行動のResponsibility（相手に応答する責任）、Accountability（説明責任）を被害者にも求めること。

●被害女性とのバウンダリーとエンパワメントの理解

被害女性とファシリテーターのバウンダリーをはっきりさせること。加害者プログラムは加害者をモニターしてレポートするためのものではないので、ファシリテーターに夫の様子、報告を求めてきたときにはファシリテーターは断らなければならない。

またエンパワメントは被害者の肩代わりをすることではない。自分の安全と人生の選択、加害者の変化の判断のエキスパートは被害者自身であることを伝え、それができる力が被害者にあることをファシリテーターは信じる。被害女性が非現実的な期待をプログラムに寄せている場合は妥当な説明を行うこと。

まとめにかえて

加害者プログラムは被害者支援として、さまざまな可能性を持つと同時に、現時点での日本では多くの難しさも抱えている。

しかし、それでも加害者プログラムの存在は加害者、被害者にとってパートナーや自分自身との向き合い方を変える契機となりうることをカツ夫妻のスーパーヴィジョンは示してくれたように思う。

また今回のインタビューでは実践を相対化し、俯瞰する視点をいただくことができた。さしあ

って、被害者支援機関、支援員との緊密な連携プレー、加害者プログラムを利用した支援モデル作りが当面の課題となろうか。幸い筆者の所属する民間相談機関において、カツ夫妻の提案するような加害者プログラムの存在を前提とした被害者向け教育プログラムも開始している。一步一步ずつではあるが、RRP研究会の加害者プログラムの土俵もしっかりしたものになりつつある。今後実践を積み重ね、理論的にも、実践内容としても優れたプログラムを育てていきたいと考えている。

参考文献

1) Michele Paddon, *A Concurrent Group for Children and Their Mothers — MOTHER'S PROGRAM MANUAL*, London, MacTop Publishing Inc., 2006.

- 2) E. ペンス&M. ペイマー, 波田あい子監訳 『暴力男性の教育プログラム——ドゥルース・モデル』 誠信書房, 2004
- 3) 宮路尚子 『環状島＝トラウマの地政学』 みずす書房, 2007
- 4) 信田さよ子 『加害者は変わるか』 筑摩書房, 2008
- 5) グッドダディ 『DVを目撃する子どもおよび家庭への回復援助プロジェクト』 RRP研究会, 2007
- 6) J. L. ハーマン, 中井久夫訳 『心的外傷とその回復 増補版』 みずす書房, 1999



DVに曝^{さら}された子どもたちと 母親たちへの援助 ～コンカレントプログラムについて～

春原由紀

Yuki Sunohara

武蔵野大学人間関係学部教授

臨床心理士

加害者への介入プログラムの前提として考えるべきこと

本報告書は、カナダのオンタリオ州ロンドン市で開発実践されてきた、ケアリングダッドをはじめとするDV加害者プログラムについて論じることを主目的としている。

DVの問題がおきた家族への援助は、日本の現状では、被害を受けた女性への支援に主眼がおかれてきているが、真に母親や子どもの援助を考えたとき、加害者である夫・父親の問題を除外して

考えるわけにはいかない。したがって、父親への介入プログラムは非常に重要であることは言うまでもない。

しかし、その前提として、被害者である妻・母親や子どもたちへの援助がしっかりと提供されなくてはならない。本論では、DVに曝された母子への支援への有効な方法であるコンカレントプログラムについて述べる。

DV被害を受けた母子の被害と支援の必要性

(1) 母親たちの状況

DVの被害を受けるということは、女性にとって、人としての尊厳を踏みにじられることである。その結果、自信喪失、自己評価の低下、認知のゆがみ、無力感、孤立感、うつ状態、物質依存、自殺企図、身体的な健康問題など、多岐にわたる問題が生じる。また、PTSD症状が見られることも多い^{1,2)}。女性たちは、加害者から離れた後も、そうしたダメージからの回復に向け多大の努力を要する。その過程は十分な治療的援助を必要とするにもかかわらず、現状では十分な援助を受けやすい状況とはいえず、決して容易なものではない。

一方で、女性たちには母親として、子どもの養育の責任を一手に担うことが期待されている。DV加害者から離れた後でも、母親は自分自身のダメージからの回復を図りながら、同時に母親と

して養育機能を回復させ、子どものダメージを回復する役割をも担わなくてはならないのである。

しかし、女性にとっては加害者からの危険を回避しながら生活を立て直すだけで精一杯な状況であり、また自己のダメージの回復も十分に進まない場合が多いこともあり、子どもの養育にまで心を向ける余裕を失っていることも多い。

(2) 母子関係に及ぼす影響

父親からの暴力は、母親に向かうだけでなく、母親と子どもの関係を破壊していくという側面を持つ。

「ダメな母親に育てられるお前たちは気の毒だ」「俺はお母さんに追い出される」などと、母親を低めるメッセージを受け続けた子どもたちの中には、母親を馬鹿にしたり、反抗したり、といった

行動を示す姿も見られ、そうした子どもたちの態度や行動を受け止めきれない母親と険悪な関係になっている事例も見受けられる。また、母親の中には、子どもの言動に夫（パートナー）の行動との類似性をとらえ、拒否感や恐怖感を感じることもあれば、自己の不安定さを子どもにぶつけ、子どもとの虐待的関係が成立することも見られる。

しかし、こうした面は見られても、DV被害を受けた母親たちの多くは、DVの影響が子どもに出るのではないかと懸念を強く抱き、何とか解決の方法を見いだしたいと願っている。

(3) 子どもたちの状況

子どもの受ける影響も大きい。父親から直接虐待をされてきた場合はもちろんのこと、それがなくても、暴力を目撃することの恐怖感、暴力をとめようと思ってもどうにもできない無力感、暴力の原因が自分にあると感じる自責感などを強く体験しながら育ってくる。また、DV被害による母親の養育機能の低下は、安定したアタッチメントの形成を阻むことにもなり、母親との関係だけでなく、家庭外の人間関係の結び方にも課題を生じやすい。中には、父親の暴力的な問題解決の方法を学習してきている子どもも見受けられる。

全体としては、感情調節の障害、暴力的傾向、自尊心の低下、感情表現の抑制などの問題を生じるリスクは高いといえる^{1,2,3,4,5)}。

(4) 援助の必要性

このように、DVに曝された母子は、多くの、

身体的・心理的・社会的困難の中で必死に生活している。母親のダメージ、子どものダメージ、母子関係のダメージを関係的に改善させていくための包括的な支援が必要である。

DVに曝された被害母子の回復に向けた支援活動には、生活を支えるための福祉的な支援・精神症状への医療的支援だけでなく、心理臨床的な多様な支援が必要だといえる。

以下に述べるコンカレントプログラムは、そうした心理臨床的な支援のひとつとして開発され、実践が積み重ねられてきた。このプログラムは、母親と子どもが同時並行的にグループに参加し、それぞれのレベルで、認知的には自己が体験してきた暴力の影響を整理し、情緒的にはメンバー同士がつながり、支えあいながら、行為的には問題解決や、かかわり方のスキルアップを図るという、認知・情緒・行為の統合的な方法であるといえる。

母子の状況によっては、グループプログラムに参加する前に、個別のカウンセリングやプレイセラピーなどが必要な段階もある。子どもたちに関していえば、深刻なトラウマを抱えている子どもたちや、性虐待を同時に経験した子どもたち、非常に攻撃的で、無愛想な子どもたち、ひどいうつ状態にある子どもたち、深刻な分離不安のある子どもたちなどには、グループに参加する以前に解決すべき課題が成立しているといえ、個別のセラピーが必要とされる⁶⁾。

個別の援助が必要か、グループ参加が効果的であるかのアセスメントが、コーディネーターには求められる。

コンカレントプログラムの概要^{7,8)}

ケアリングダッドのプログラムを開発し実践しているロンドン市では、DVの被害を受けた母子を援助するプログラムもしっかり運営されており、加害男性に介入するプログラムと共に、包括的なコミュニティ援助体制を作っている。

ここでは、包括的コミュニティ援助プログラムの中核に位置づけられ大きな成果を挙げているDVに曝された母親と子どもに同時並行的にグループ活動を行うプログラム“A concurrent group for children and their mother”（以下、コンカレン

トプログラム)を紹介する。

(1) コンカレントプログラムの開発

カナダ、オンタリオ州ロンドン市で開発実践されているコンカレントプログラムは、Dr. Peter Jaffeによる調査研究から始まった⁹⁾。この研究で、母親に対する暴力を目撃した子どもは、子どもが直接虐待を受けたかどうかに関わらず、情緒・行動面の適応に多くの問題を抱えるリスクが高いことが明らかとなった。

そこで、グループマニュアルを作成し、4つの機関による効果査定の研究プロジェクトを経て、1987年から児童保護機関である Children's Aid Society of London and Middlesex Canada と児童精神保健機関である Vanier Children's Services の2機関によって、子どものためのグループプログラムが提供されるようになった。1993年には、オンタリオ州地域社会サービス省の助成金を受けることになり、常勤職員が採用され、女性の虐待を目撃した子どものための地域グループ対応プログラムが本格的に行われるようになったのである。

そのプログラムは当初、被害を受けた子どものためのプログラムであった。母親への連絡は必要に応じてなされるのみであり、母親が子どもの変化や様子を知るためには、個別にコーディネーターに連絡しなければならないという状況であった。母親のためのグループは、ときどきしか提供されていなかったのである。

しかし、コーディネーターから子どものグループでの様子を聞くことが、母親にとって子どもの状況を理解し、養育していく上で非常に有効であり、子育てに自信を持って取り組むことができるということが明らかになってきたため、一人一人の母親とコーディネーターが関わるのではなく、グループで母親をサポートするのが効果的で、実践的であるとして2000年には、子どもグループに参加している母親のための同時並行グループプログラム⁷⁾を展開することになったのである。

こうして母親たちのニーズが正式にグループプログラムの中で扱われるようになった。

コンカレントプログラムのコンカレントとは、母グループと子グループが同時に展開するという意味ではなく、同じ時期にそれぞれのグループが展開し、ファシリテーターを媒介に作用しあうという意味が含まれている。たとえば、月曜日に子どもグループがあり、翌火曜日に母グループがあるといった展開である。こうした展開により、母親たちは子どもたちが前日に体験した活動の内容やその時の子どもの様子を知ることができ、またファシリテーターは、母親からの報告を次回の子どもグループの展開に生かしていくことができる。

(2) コンカレントプログラムの目的 〔母親グループの目的〕

プログラムの開発の経緯から明らかなように、このプログラムは、DVに曝された子どもたちへの援助を第一義として展開してきた。したがって、母親グループは、子どもたちがグループで毎週何を学び、行っているかを理解することによって、子どもたちへのよりよいサポートができるようになることが第一の目的となっている。その基盤には、母親は自分の子どもについての〈エキスパート〉であり、最良の援助者となりうる母親をエンパワーしていこうという考え方がある⁷⁾。そのために、グループでは、子どもへの虐待の影響を理解し、子どもの回復と成長を助けるための考え方とスキルを提供していく。

しかし、同時に、このグループに参加している母親たちも、虐待の被害を受け、多様な問題を抱えながら生活しているのである。グループは、母親たちが自分自身の体験と現状を適切に理解し、母親同士が関係を築き、支えあうことによって、グループ参加が治療的な効果を持つことも目指している。

〔子どもグループの目的〕

子どもたちは、これまで家族の中の暴力の渦に巻き込まれ、生活してきた。グループでは、安全で治療的な方法で、子どもたちが家族の中で起きたことを乗り越えられるような機会を提供することが目指される。そこでは、これまで子どもたちが経験してきたことや感情を安全に言葉にする作業を重視する。そして、子どもたちに、母親と父親の間で起きたことは、「暴力」であり、それは、子どもたちの「責任」ではないことなど経験に言葉を与えて整理していく心理教育的活動が行われていく。

核となる課題は、

- 子どもたちの経験を（評価や否定をすることなく）そのままに受け止める。
- 子どもたちが、安全でいられるための安全計画を立て、効果的なスキルを学習する。
- あらゆる虐待・暴力を受け入れることはできない、両親の間で起きたことは子どもたちに責任はないというメッセージを伝え、子どもたちが虐待・暴力を理解して自責感を減らす。
- 適切な感情表現とそうでないものについて学ぶ。などである。

こうした課題活動は難しいものになりうるので、グループの雰囲気はできるだけ明るく、楽しいものである必要がある。グループの場合は、子どもたちが参加していることに充実感と楽しさを感じられるよう、課題を枠組みとしながらも、子どもたちに合わせて活動を調整していく柔軟性がファシリテーターには求められる。

(3) コンカレントプログラムのテーマと内容

グループは、毎週2時間の活動を12週継続して行われ、テーマと内容は表①と表②のとおりである¹¹⁾。

(4) プログラムの運営

〔母親グループ〕¹¹⁾

母親グループは、毎回以下のようなプロセスで運営される。

①はじめに：この1週間の子どものとのかかわりを含め、感じたことなどを話す。

②チェックイン：基本的に短く、セッションのテーマに関連することを話してもらう。

③今週のテーマ：テーマに関する報告は、〈子どもの目を通して考える〉を基本としている。すなわち子どもの視点で家族の中での出来事を見直

すこと、子どもの経験を理解するために、自分の受けた暴力についても考えていくことが母親たちに求められる。そのために、ディスカッション、ブレインストーミング、グループでの作業、個別での作業など、様々なアプローチが用意されている。

④子どもグループのセッション報告：子どもグループのセッションの内容や資料などを紹介する。

⑤チェックアウト：感想のほか、次の参加までに参加者が使用できるセルフケアの重要性を強調したり地域で利用できる支援や資源を提供したりする。

〔子どもグループ〕^{11,12)}

子どもグループの運営は、3つの異なる性質を持つ活動から構成されている。「グループワーク」という課題活動と「自由時間」という枠の少ない、グループプレイセラピー的な活動と、その間をつなぐ「おやつ」を食べるといった日常的な活動場面である。

①チェックイン：ガイドライン（子どもたちと決めた集団のルール）の確認。守秘性のシンボルである「宝箱」を開ける儀式。今の気持ちのカード選び。

表①：母親グループのテーマと内容

	テーマ	内容
第1回	つながりをつくる	プログラムの目的を確認，お互いを知る。
第2回	沈黙を破る	女性たちが自分の受けた虐待の経験を分かち合う機会を提供する。
第3回	多くの感情を大切に	暴力的な関係の影響から癒されるプロセスで体験する様々な感情を肯定し認めることの重要性を強調する。
第4回	女性虐待に曝された影響	子どもが受けた虐待の影響を認め，その経験を受け止める。
第5回	母子の安全計画	子どもの安全へのニーズを明確にするようにサポートし，現実的で役立つ安全計画が立てられるようにする。
第6回	責任を理解する	虐待の責任についての認識と行動についての責任を促進し，子どもの発達段階に合わない概念の押し付けをすることは，子どもが自分の状況を理解する妨げとなることを理解する。
第7回	怒りを理解し，健全に表現するのを助ける	虐待の経験と怒りの違いの理解，子どもが怒りを健全に表現するのを母親がサポートできるようにする。
第8回	葛藤について理解し，役に立つ方法で解決に導く	葛藤について抱く信念や認知の枠組みや理解の仕方を変え，子どもが中心の視点に立った認識へと導く。
第9回	喪失を悼み，選択と変化を祝う	女性が暴力の関係を乗り越えていく間に感じる感情を表現することを助け，母親は子どもの回復のモデルとなることを強調する。
第10回	サポートを得て，つながり続けること	今後予想される暴力から守るためにつながることの力と孤立を避けることの重要性を強調し，地域の資源情報を共有する。
第11回	セルフケアの重要性	健全なセルフケアは母親としての能力を高めることと同時に子どもの自尊心にも重要なメッセージを送ることができる。
第12回	ここまで来たことを祝福し，前に進む	自分たちの時間を共に祝い，別れを告げることを支える。

表②：子どもグループのテーマと内容

	テーマ	内 容
第1回	グループを知り、お互いを知る	グループに参加する意味を理解し、不安を和らげる。
第2回	家族の中で起きた虐待について秘密を明かす	家族の中の虐待や暴力について子どもたちの意識を高める。 子どもたちが家の中で起こっていた虐待について認めることを助け、自分たちのことを話し、家族内の暴力の秘密を明かすことを助ける。 子どもたちが曝されてきたであろう様々な虐待や暴力の種類について探る。
第3回	たくさんの感情への理解	子どもたちが自分の感情を自覚することを援助する。 子どもたちが自分の感情を表現する語彙を増やす。
第4回	家族の中で体験する暴力	家族の中で傷ついた経験について話す。 子どもたちの経験を承認する。 あなたたちは一人ぼっちじゃないことを強調する。
第5回	私の個人安全計画	自分が安全でいられるために、安全計画を練る機会を提供する。 安心して話ができる人と、安全な場所を見つける手助けをする。 助けてくれる場所や人への連絡の方法を練習する。
第6回	“私のせいではない” 暴力の責任を理解する	両親のけんかの責任は子どもたちにはないことを理解する。 自分自身の行動の責任について気づきを促す。
第7回	怒りはとても大切なもの、理解して表現する	怒りは大切な感情であることを知る。 怒りを感じていても人を傷つけてはいけないことを理解する。
第8回	問題について学ぶ	私たちは誰でも問題を体験するということを伝える。 傷つけるような言葉は問題をより悪化させることを理解する。 問題解決になるような言葉の使い方を探す。
第9回	暴力が起こった時の家族の変化に対応する	子どもたちが家での暴力によっておこった生活の変化を自覚・認識する。
第10回	性的暴力の防止	子どもたちに性的暴力について知識を持たせる。 個人の安全計画を紹介する。 子どもたちの生活の中で安全かつ信用できる人を自覚させる。
第11回	自己尊重	子どもたちの自己尊重と自尊心を強いものにする。
第12回	お別れをする	子どもたちが適切にグループを終結できるようにする。終結のとき、子どもが個人として成し遂げた課題や儀式的な経験を認識する。

②グループワーク：その日のテーマにあわせたワークや話し合い。心理教育的活動。

③おやつ

④自由時間：自分の好きな遊びをする。グルー

ププレイセラピー。

⑤チェックアウト：グループの感想を言う。宝箱を閉める儀式。終了のワーク。

包括的地域プログラムの意義

本論では、カナダのロンドン市において開発・実践されているDVに曝された母子支援のユニークなグループプログラムである、コンカレントプログラムを紹介した。しかし、このプログラムは、地域の様々な援助プログラムの一環として機能していることを忘れてはならない。

コンカレントプログラムのワークショップの講師として来日したリンダ・ベーカー、アリソン・カニングハム両氏も、その講義の中でDVの問題は地域・社会全体で取り組むべき問題であることを強調し、ロンドン市で提供されている当事者援助の多様なサービスを紹介した。そしてその一環

としてコンカレントプログラムを位置づけたのである。多様なサービスとして両氏は次のようなサービスをあげた。

シェルター、法的援助のための機関、女性へのカウンセリング、加害者更生プログラム、無料ホットライン、性暴力センター、裁判に出向く被害者への支援、移民への援助、数ヶ国語の翻訳サービス、法的扶助、住居援助、子どもへの援助⁶⁾。

コンカレントプログラムも、母親へのカウンセリングや、子どもへの個別援助と連携しながら提供されるサービスなのである。

今後の課題

われわれは、加害者プログラムと並行して、2008年6～8月に母子支援のためのコンカレントプログラムの試行的実践を展開し、成果をあげることができた。このプログラムが、DVに曝された母親たち、子どもたちを力づけ、確かな効果をもたらすことが示されたと考えている¹¹⁾。

しかし上述したように、プログラムは、地域において他の支援プログラムとのネットワークを基盤に、包括的に展開される必要があることもまた

明らかとなった。

日本では、いまだ、DV被害を受けた母子へのサービスプログラムは、未発展といわざるを得ない。コンカレントプログラムが、日本の現状において実践しやすいものとして地域に根付き、展開されうるために、われわれはプログラムをさらに日本に適したものに改変していくという課題に向かっていこうと考えている。

参考文献

- 1) Bancroft L, Silverman, JG: *The Batterer as Parent: Addressing the Impact of Domestic Violence on Family Dynamics*, Sage, 2002. (ランディ バンクロフト, ジェイ・G. シルバーマン著, 幾島幸子訳『DVにさらされる子どもたち——加害者としての親が家族機能に及ぼす影響』金剛出版, 2004)
- 2) Linda L Baker & Alison J Cunningham: *Helping Children Thrive——SUPPORTING WOMAN ABUSE SURVIVORS AS MOTHERS*, the Centre for children & Families in the Justice System. 2004
- 3) 金吉晴, 加茂登志子, 元村直靖, 後藤晶子, 笠原麻里「母親と共に家庭内暴力被害を受けた子どもへの心理的支援のための調査」厚生労働科学研究, 2004
- 4) 金吉晴, 加茂登志子, 元村直靖, 笠原麻里「母親と共に家庭内暴力被害を受けた子どもに被害が及ぼす中期的影響の調査および支援プログラムの研究」厚生労働科学研究, 2006, 2007
- 5) 笠原麻里「DVと子ども虐待」『治療』Vol87, No12, 2005
- 6) Linda L Baker & Alison J Cunningham「傷つく母・凍りつく子供——カナダに学ぶDVと虐待の包括的援助」ワークショップ資料, RRP研究会, 2006
- 7) Michele Paddon: *A Concurrent Group for Children and Their Mothers——MOTHER'S PROGRAM MANUAL*, London, MacTop Publishing Inc., 2006.
- 8) Susan Loosley: *A Concurrent Group for Children and Their Mothers——CHILDREN'S PROGRAM MANUAL*, London, MacTop Publishing Inc., 2006.
- 9) Jaffe P, Wolfe DA, Wilson SK: *Children of battered women*, Sage, Oaks, C. A., 1990.
- 10) Alison Cunningham & Linda Baker: *Little eyes, Little ears——How violence against a mother shapes children as they grow*, the Center for Children & Families in the Justice System, 2007.
- 11) 森田・春原・大原他「ドメスティック・バイオレンスに曝された母子に対する同時並行グループプログラムの試み」そ

の1～3, 日本虐待防止学会広島大会発表論文, 2008

12) 春原由紀・森田展彰・古市志麻他「DVに曝された子どもたちへの援助——コンカレントプログラムの実践」『武蔵野大学心理臨床センター紀要』8号, 2008



ワークショップ「DV 加害者が良き父になるために」報告

2009年1月24日、25日に行われた、カトリーナ・スコット氏とティム・ケリー氏によるワークショップ「DV 加害者が良き父になるために——ケアリングダッドプロジェクトに学ぶ」の概要をまとめた。両氏は、カナダのロンドン市において、虐待の加害者である男性への介入プログラムである「ケアリングダッド」を開発し、実践している。

まとめは、p.54～p.59を本多清見（原宿カウンセリングセンター）、p.59～p.62を古賀絵子（同）、p.62～p.75を谷部陽子（世田谷区保健師・精神保健福祉士）が担当した。

カナダとアメリカにおけるDV被害の実態と「ケアリングダッドプロジェクト」の概要

深刻化するDV・虐待被害——カナダとアメリカの状況

DV・虐待発生件数の割合は世界的に高くなっており、発生率とその影響の深刻さは世界各国での研究・調査の結果で明らかである。

カナダでは警察に通報される粗暴事件の25%以上がDVであり、その5件に1件は殺人事件である。この調査から、DVが暴力的な他の犯罪よりも大きな割合を占めていることは明らかである。

アメリカでは、親密な関係になる相手からのレイプ、身体的暴力、ストーキング、殺人による精神保健関連の経済的損失は、毎年58億ドルに達するという推計がある。

日本における調査では26.7%の有婚姻経験者が配偶者から身体的暴力を受けた経験があり、10.6%は暴力再発が繰り返されているという結果が出ている（表①）。

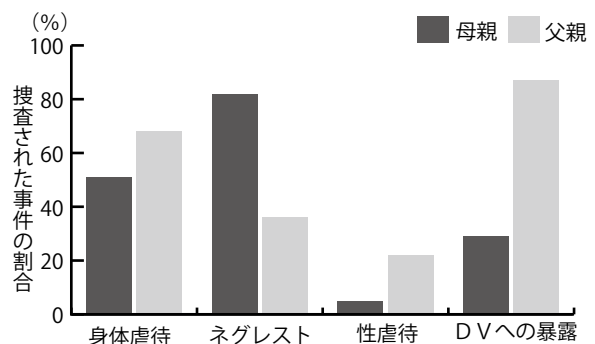
表①：無作為抽出された20歳以上の有婚姻歴の男女4500人に対する調査
（内閣府男女共同参画局，2005）

配偶者から身体虐待を受けたことがある。	26.7%
配偶者から脅迫されたり精神的に虐待されたことがある。 その結果、配偶者が自分の家族を傷つけるのではないかと恐くなった。	16.1%
自分の意に反して、配偶者から性的行為をするよう強いられたことがある。	15.2%
上記虐待のいずれかに多数回遭わされた。	10.6%

カナダにおける児童虐待発生率の調査の結果、身体的虐待・性的虐待・DVへの暴露の3種の虐待加害においては、母親よりも父親のほうが加害行為を行っている割合が高いことが証明されている（図①）。

また過去の事例や研究から、配偶者からのDV・子どもがDVに曝^{さら}されること・子どもへの虐待の悪しき影響が明らかとなっている。攻撃性・反抗の表出、抑うつ症状、PTSD症状、健康関連の問題、学業の遅れなどが、DVに曝された子どもに高い確率で見られる。長期的にはDVに曝された子どもたちが将来、DV被害者もしくはDV・虐待加害者になる傾向が高まるなどの影響も認められている。

図①：カナダでの通報された児童虐待発生率調査
（トロメロ他，2005）



DVに曝される子どものリスク

ペーカー、カニングハム両氏の研究によると、子どもがDVに曝されることで以下のリスクが高まることが実証されている。

- (1) DVは“世界が安全で信頼できる場所である”という子どもの認知を破壊してしまう。
- (2) DVは母子関係を傷つけることがある。
- (3) 本来子どもの役割ではない養育者役・秘密を守る役・夫婦の審判役など、不健全な役割が家庭に出来上がる可能性がある。
- (4) 子どものサバイバルスキルやコーピングそのものが問題となり、これが子どもたちの自己否定的な信念につながる可能性がある。子どもがDVを正当なものだと思ってしまう、被害を受

けることは不可避なことである、DVはノーマルなものである、などという認知を持つ可能性がある。

両氏は、DVと児童虐待が重複する可能性の高さも指摘している。

このような子ども時代の^あ悪しき経験は長期にわたり影響を与え、それらを経験した人たちは高い割合で成人以後、アルコール・薬物問題、抑うつ症状、自殺未遂などで、主要な医療機関からのサービスを受けなくてはならない現実がある。

以上の研究や調査の結果からも、DVと児童虐待は世界共通で緊急かつ深刻な問題である。

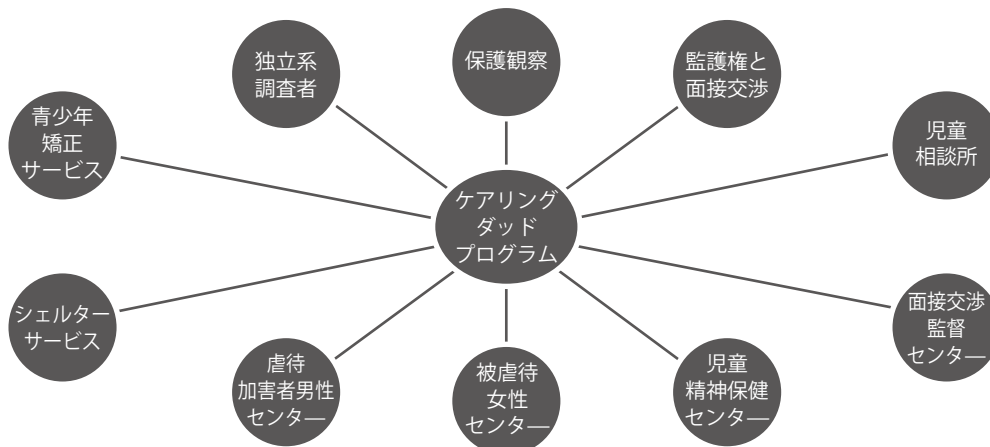
「ケアリングダッドプロジェクト」の歴史と背景

2001年、ケリー氏らが主体となり、DV・虐待の加害者となっている男性へのプログラムを実施しようとした。だが、既存のプログラムでは適切なものが存在しなかったため、独自の新しいプログラムを開発した。そのプログラムが「ケアリングダッド」であり、同年開設されたケリー氏が所長を務める援助機関「チェンジングウェイ」にお

いて実施されることになった。

当プログラムは、多機関から構成される^{しもん}諮問委員会(図②)の連携・協力を得て実施されている。ロンドン市では、諮問委員会にかかわるすべての機関のスタッフがDV・児童虐待についての専門トレーニングを受けており、他機関の連携・情報共有も行われている。

図②：ロンドン市諮問委員会の構成



当プログラム実施以前は、DV・虐待が起こっている家庭において介入・援助の対象は母親と子どもであった。避難場所を探すこと・子どもの保護・モニタリングを受けること・母親と子どもの安全計画・母親と子どもの被害体験へのケアなどの責任は母親に課せられていた。

一方で、加害者である父親は家を退去し、場合によっては処罰を受けるが、以後は何の介入もなされず、孤立したままになるという状態が続いていた。DV・虐待加害者としての父親の、子どもに対しての責任についても明確に言及されないままであった。

加害者への静的リスクアセスメント（将来的に被害者とかかわりを持つ可能性、別のパートナーと関係を持つ可能性など今後変わりうるものに対するリスクアセスメント）を通じ、加害者への継続的な介入がなされず彼らが孤立した場合、DV・虐待の再発、被害者・子どもへの接近・付きまとい、新たなパートナーへの暴力など非常に危険度が高いという現実があった。

こうして被害者のみならず加害者をモニタリングし、介入・援助する必要性が認識された。「ケアリングダッド」は被害者の母親に、自身のDV被害経験・虐待された子どもを守ることへの責任を負わせるという既存のプログラムの制度的な矛盾と、加害者である父親を放置しておくリスクに

留意し、開発されたものである。

当プログラムの特徴は、DV・虐待加害者男性に彼らの虐待行為への責任に直面させ、家族および本人の安全計画を作成させるという点である。

当プログラムは、父親が親業に参加することによる子ども・母親・父親へのメリットという点からも考察されている。DV・虐待の加害者であった父親が加害者としての責任をとるのみならず、良き父親へと変化することもこのプログラムの目的である。

父親が親業に適切にかかわることは、子どもの健全な認知の発達・学業成就・適切な情緒や社会性の発達の助けとなる。父親が親業に協力することで、夫婦間の対等な関係の構築、女性の雇用機会の拡大、母親の家庭外での活動参加を可能にするなど母親の福祉にもつながる。父親自身にとっても健康と福祉の実現、地域との結びつきの強化、社会的資本の活用などのメリットがある。

「ケアリングダッド」は、加害者を良き父親へと変化させることを通じ、家族全体の福祉を実現させることをも目的としている。

このような点から、当プログラムは国際的にも独創的なプログラムであり、現在、カナダ、アメリカ、スウェーデン、ドイツの多くの地域社会に広がっている。

17 週間にわたる「ケアリングダッド」プログラム

「ケアリングダッド」のプログラムの概要について説明する。

対象者は、警察・裁判所・児童相談所からリファーされた、DV・虐待加害者の父親である。対象者はリファー先の機関から紹介され、当プログラムに参加することになる。

プログラムでは、加害者である父親の責任に焦点を当てる。また必要であれば、加害者に依存症専門機関、精神保健サービス等も紹介する。

母親と子どもに対しては、関連の専門機関でトラウマと暴力に対する介入・安全確保に関する援助・住まいの確保など、実質的なニーズに応える援助を提供する。当プログラムと母親・子どもを援助する関連機関は情報をすべて共有し、連携を

とりながら、加害者にとっても被害者にとってもより安全な臨床を実践する。

プログラムの枠組みは、インテーク面接と17週間にわたるプログラムとなる。

1セッションの長さは2時間となっている。参加人数は8名から12名のグループである。ファシリテーターは2～3名の男女からなる。

グループに参加する父親は、子どもへの虐待・母親へのDV、もしくはその両者の加害行為を行ったという履歴が確認されていなくてはならない。

プログラムの出欠は、参加者のリファー元へ報告されることになっている。

「ケアリングダッド」を 実施する上での原則

原則は6つ

「ケアリングダッドプロジェクト」には、次の6つの原則がある。いずれも、「虐待的な父親」を「良き父親」へと変化させ、母子に利益をもたらすために必要な事項であり、プログラムを実施する際の柱となっている。

【原則1】 父親が変化するか否かにかかわらず、父親に介入することが子どもの利益になるものでなくてはならない。

【原則2】 虐待する父親は行動を変化させる準備ができていない可能性があることを念頭において介入しなければならない。

【原則3】 虐待する父親の主な問題は、過度に支配的な行動や特権意識、自己中心的な態度である。

よって、介入の初期段階では、子どもを管理するためのスキルを教えるべきではない。

【原則4】 母親（妻）に対する虐待についても、父親（夫）に対する介入の一環として認識され、注意を向けなければならない。

【原則5】 虐待的な父親は子どもの情緒的な安全感を破壊するので、信頼感を回復する必要性を認識することが、行動の変化や、子どもに対する虐待の再発可能性に影響を与える。

【原則6】 父親の、性役割に対するステレオタイプの考え方が、子どもへの虐待につながる。

以下、これらの原則を具体的に紹介していく。

【原則1】 父親が変化するか否かにかかわらず、 父親に介入することが子どもの利益になるものでなくてはならない。

(1) 子どもの利益になる介入かどうか

父親が変化するか否かにかかわらず、父親に介入することが子どもの利益になるものでなくてはならない。したがって、まず、子どもとその母親に対する安全に配慮することが重要である(図③)。

加害者男性がプログラムを途中で中断した場合、非常に打撃となる。その場合、当プログラムでは迅速に加害者男性をリファーしてきた機関に連絡をする。中断した状態でパートナーや子どもと接触することは、リスクが高い。このようなリスクの高い情報は、母親や子どもの援助機関とも

共有する。

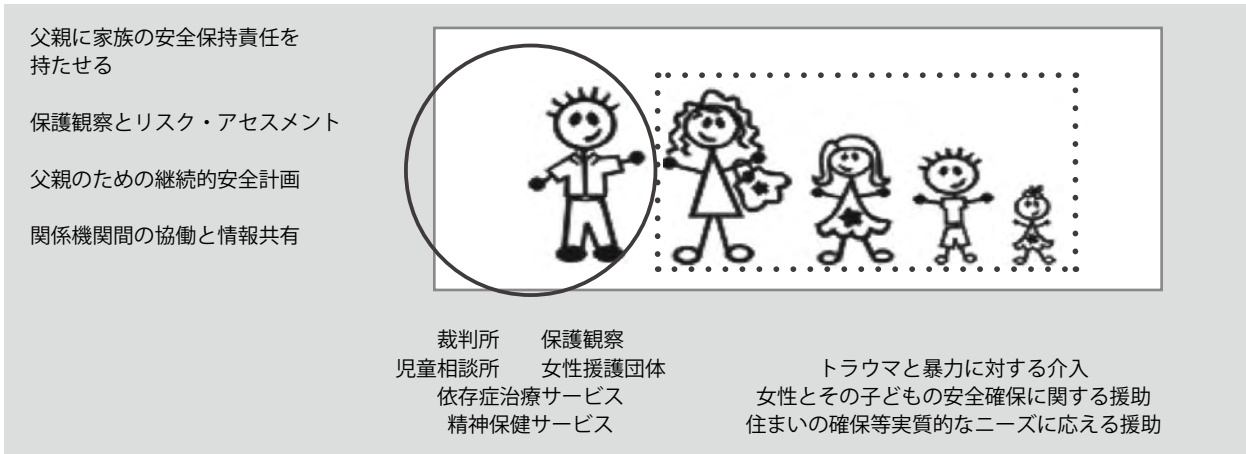
子どもの安全確保には、関連機関とのオープンなコミュニケーションと協力が不可欠である(図④)。

また、プログラムを通じ、より良い父親に変化することは、加害者男性が子どもと接触する上でも重要である。

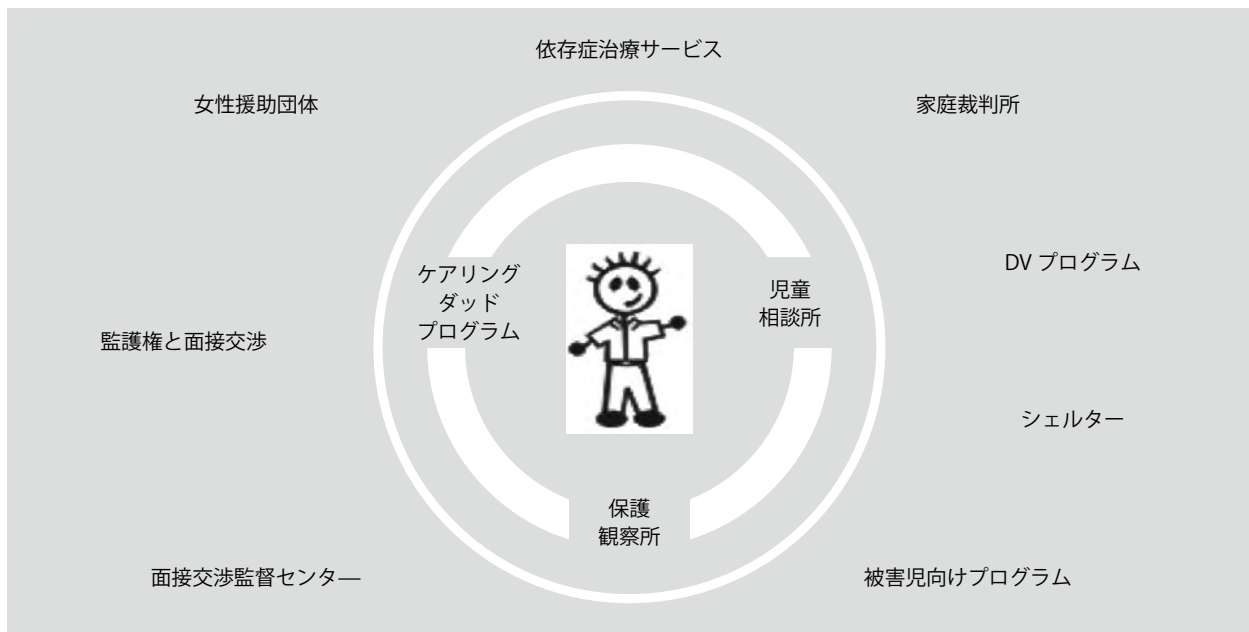
(2) 虐待男性は変われるのか

ここで、「DV・虐待加害者男性は変われるか」という点を考えてみる。

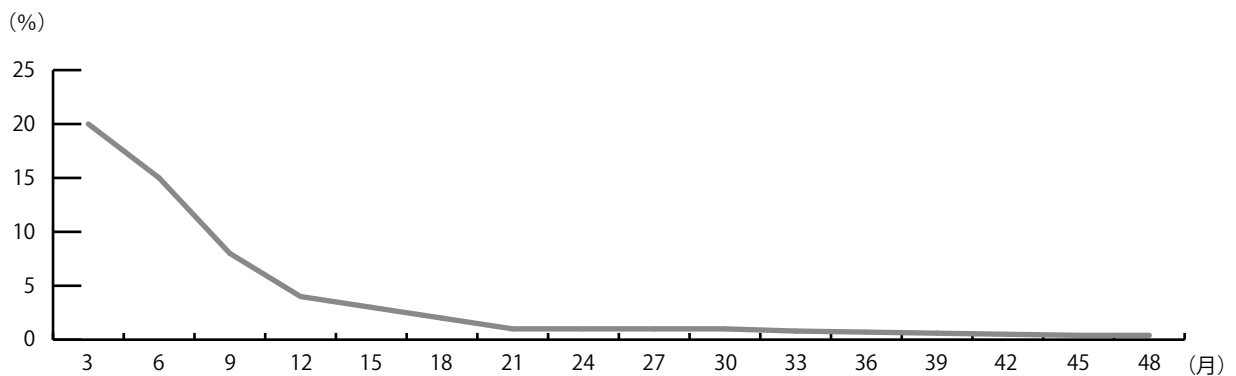
図③：より安全な臨床実践



図④：地域の協力



図⑤：DV・虐待の再発率と時間の経過



ゴンドルフの虐待・DV加害者650人に対する追跡調査の結果、DV・虐待の再発は直近の暴力との間隔が短い間で発生していた。この調査結果により、暴力がおこってから日数が浅いうちは再発のリスクが高いことがわかる。一方で、暴力がおこって以後、3年以上暴力の再発がない場合は、再発のリスクが低くなることが明らかになった(図⑤)。このことから、暴力発生直後の介入が大

切になる。

ケアリングダッドの対象者が警察・児童相談所・裁判所からリファーされた父親たちであることも、暴力発生直後に介入することの重要性を考慮してのことである。そして、長期にわたり再発がない場合のリスクの優位な低下という結果より、加害者である父親への介入・モニタリングの重要性が明らかとなっている。

【原則2】 虐待する父親は行動を変化させる準備ができていない可能性があることを念頭において介入しなければならない。

(1) サービスの対象者は誰か

私たちが虐待的な男性に介入する場合、サービスの対象である男性は「虐待の加害者」であることをしっかりと認識し、そのような対象の人々は「問題行動を変化させる準備ができていない」ことを理解して対応する必要がある。つまり、彼らへの対応を工夫する責任はサービスの提供者である私たちにある。

サービスの対象は誰なのか。私たちはここに常に敏感でいなくてはならない。サービスの対象は「虐待する父親」である(図⑥の右、円で囲んだ部分)。

彼らは、たとえ児童相談所に子どもの情緒的問題を指摘されようとも、「息子は怠け者で言い訳に長けたやつ」と自らの虐待の影響を否定し、DVをしていても「家族を壊したのは妻。俺がアル中だと息子に吹き込んだために息子に嫌われた」と責任転嫁する。

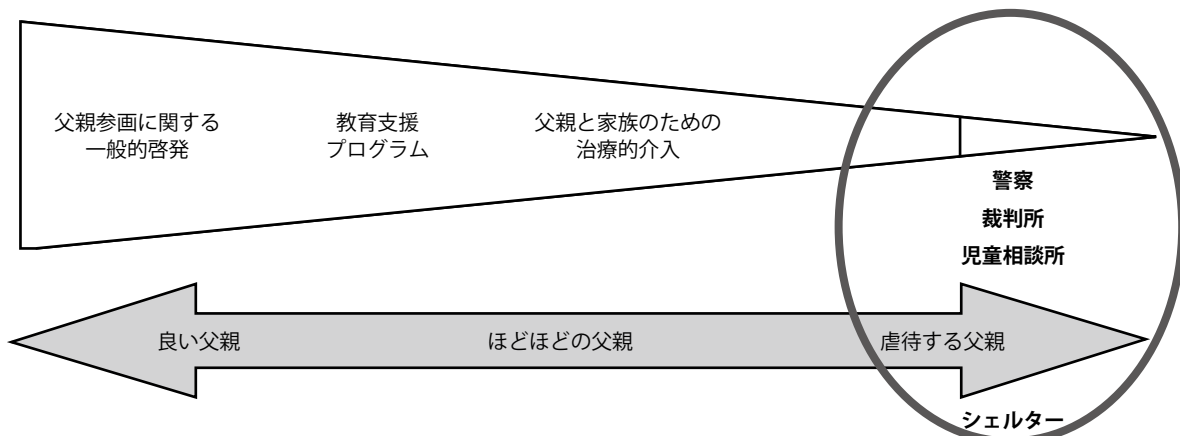
(2) 「変わりたい」という動機を高めるには

私たちが介入しているのは、行動の変化を望まない人たちののだ、と認識したら、その人々に応じた働きかけをすることが私たちの責任である。そこで、私たちの最初の目標は、彼らが行方をくづらませたり、対立して一切連絡が取れなくなったりしないように、彼らをケアリングダッドのプログラムにつなげることである。

彼らをつなげるために一番重要なことは、彼らの「変わりたいという動機を高める」ことである。つまり、父親たちが「自分は問題を抱えていると認識し、「なぜこの問題を変えなくてはいけないのかに思い至る」ように働きかけることが私たちの仕事である。この方法を動機づけ面接法という。

具体的には、彼らの理想と現実との差に注目してもらおう。彼らの多くは良い父親でありたいと思っている。そして、自分の父から虐待を受けて育

図⑥：サービスの対象となる層



っていることが多いため、ああいう父親にはなりたくないとも感じている。

そこで、彼らに次の3つの問いについて考えてもらう。

- 〈問1〉自分が父親に育てられた様子。
- 〈問2〉なりたい父親像。
- 〈問3〉自分の子どもが自分をどうとらえているか。

〈問1〉は、自分の父親はどんなふうだったのかという過去の遺産についてのものであり、〈問2〉は、父とは子どもに対してどうあるべきかという彼らの理想を問うものだ。〈問3〉は、現実の子どもの様子であり、〈問2〉の理想とかけ離れた状況のはずである。

ここで〈問2〉と〈問3〉との間にギャップが生まれることをねらう。このギャップは、彼らの中に理想と現実の矛盾があることを示している。この矛盾をひろげることで、父親たちが、問題の存在を認識し、変化の必要性を感じるができるようにもっていきたい。

この3つの問いは、DVの認識や、DVの目撃が子どもにどのような影響を与えるかということについて問題意識を高めるためにも応用できる。その場合、3つの問いは次のようになる。

- 〈問1〉私の父は母をどう扱ったか。
- 〈問2〉父とは子どもの母親（つまり自分の妻）に対してどうあるべきか。

〈問3〉私は自分の子どもの母親（自分の妻）に対し、実際どのように対応しているか。

(3) 動機づけ面接に習熟するには

先述のような一連の問いかけの間、私たちは父親が抵抗を示しているにもかかわらず、それに対決して刺激したりしないように注意することが、動機づけ面接法の特徴の一つである。

動機づけ面接の習熟には訓練が必要であるが、表②に練習方法の一部を示す。

表②のエクササイズは、クライアントの、行動を変えたいと思っているがそれにふみきれない様子^{いらい}を詳しく聞き、「変化について語る」機会を設けることが変化の第一歩であることを示している。

また、問題行動とわかっていながらそれを変えようとし^{いらい}ないクライアントに対して、セラピストは苛立^{いらだ}ったり、無理に変化させようとし^{いらい}ないことが重要である。そのようなセラピストの態度を感じ取った時こそ、クライアントが抵抗を示す瞬間である。

クライアント役の人^{いらい}は、抵抗したくなった場面や、セラピストのどういう対応によって行動を変えてみていいかなと思えたか、ということにも敏感になってほしい。

観察者役の人^{いらい}は、セラピストのどのようなかわりが、クライアントの抵抗や変化したい気持ちに影響していたかを読み取り、エクササイズ終了後にフィードバックしてほしい。

虐待的な父親の中には、自分はパーフェクトな

表②：動機づけ面接実践のためのエクササイズ

〈その1〉	あなたが、変えたいと思っているけれど、変えることに対して両価的（アンビバレント）な気持ちがあるために変えられない行動の一つあげてみましょう。その上で、以下の質問について考えてみてください。 <ul style="list-style-type: none">●どのくらいの期間、あなたはこの変化について考えてきましたか。●あなたの変化を引きとめているのは何でしょうか。●変化を成し遂げるために必要な条件は何ですか。
〈その2〉	<ol style="list-style-type: none">(1) 3人でグループをつくります。(2) それぞれ、セラピスト・クライアント・観察者の役割を決めます。(3) セラピストは、クライアントと面接し、クライアントが変化させたい行動をテーマに話し合いますが、クライアントの抵抗を刺激しないように注意します。(4) 観察者は、クライアントに抵抗が生じた場面、および、変化することに対して前向きになった場面を観察してください。

父親だという人もいます。そういう場合には、動機づけ面接の姿勢を意識しながら、具体的にパーフェクトな部分について聞いていくのがよい。また、あなたの子どもたちはどう言うだろうか、という問いかけをするのもよいだろう。「自分は尊敬されている」と言う父親もいるが、恐怖と尊敬を混

同している場合が多い。

なお、性虐待を行った父親は「ケアリングダッド」に入ることはできない。性虐待をした場合は、父親としてのかかわりを見直す以前に、性犯罪者としての処遇を受ける必要があるからである。

【原則3】 虐待する父親の主な問題は、過度に支配的な行動や特権意識、自己中心的な態度である。よって、介入の初期段階では、子どもを管理するためのスキルを教えるべきではない。

(1) 伝統的なペアレンティング教育を採用する前に

虐待的な父親にかかわる原則の3番目は、虐待する父親に対し、子どもを管理するスキルを教えることは適切ではないということである。

虐待的な父親は、過度に支配的であったり、自分がそのように行動して当然だと考える特権意識であったり、自己中心的な態度が特徴的である。子どもの態度を「自分に敵対的である」ととらえる傾向も強く、だからこそコントロールしなくてはいけないと考える者も多い。

伝統的なペアレンティングのプログラムでは、セラピストが共感的なかかわりを行いながら、育児に困難を抱える親にサポートを行う。そこでは、どのようなタイミングで報酬を与えるか、タイムアウトをどのように用いるかなど、子どもをうまくコントロールしながらしつける方法について教える。

しかし、先述のような虐待的な父親の特徴をふまえると、彼らはむしろ子どもをコントロールするスキルに長けているといえる。ペアレンティングのスキルを学んでも、子どもへのコントロールを強化させるだけになりかねない。そうした状況は、父子関係の改善とは言いがたい。

(2) 子ども中心のかかわりを教える

では、こうした父親に対し何を提供する必要があるだろう。それは「子ども中心の養育」ができるようになるためのスキルを伸ばすことである。「ケアリングダッド」において、1つ目の目標は男性の、変化への動機づけを高めるようにかかわり、プログラムにつなぎとめることであった。次に、「子ども中心の養育」スキルを伸ばすようにすることが2つ目の目標となる。

図⑦は、「The Parenting Continuum 養育の連続体」である。連続した矢印の左端が「親中心の虐待行動」となっているが、虐待的な父親たちが取っている行動はまさにこれであり、「親のニーズを満たすための行動」といえる。

これを行っている場合、暴力によって、子どもは恐怖ゆえに一瞬にして言うことを聞くので、ある意味「楽」である。

一方、「子ども中心の行動」とは、子どもとのかかわりの中で「子どもの精神的な安心感を優先する」「ほめる」「母子関係を支える」「子どもの話に耳を傾け、子どものことを知る」「子どもが今どのような発達段階にあるのかを知る」ことである。

暴力によって子どもを管理するのではなく、子どもと共に過ごし、子どもとのかかわりにアクティブになることである。

子どもは自分のニーズを話せない。よって、子どもが自分のニーズを満たすことができるように手伝うのは親の仕事である。子どもとのかかわりの中で、親は、自分のかかわり方に自覚的になる必要がある。親である自分のニーズを満たすためにそういうことを言っているのか、どのような意図で自分は行動しているのか、ということに気づくことができるようになれば、よりよいかかわり

図⑦：The Parenting Continuum 養育の連続体



ができるだろう。

支援者は、父親たちが自分の意図に敏感になるように手助けしていく必要がある。

(3) 「子ども中心のかかわり」とは

「子ども中心」であることは「子どもを甘やかす」という意味ではない。虐待によって破壊された子どもの安心感を回復するということである。

図⑧は、マズローの欲求段階説におけるピラミッドを模したものである。「ケアリングダッド」の中で用いられる正式な図というわけではないが、子どもの基本的ニーズを示すために講師が図解したものである。

ここで重要なポイントは、子どもにとって最も基本のニーズはピラミッドの一番下、「愛情・ケア・安全（安心）」の部分であるということだ。この部分が基本であることは愛着研究によって証明されてきている。

子どもを虐待すると、この基本部分が破壊される。虐待によって子どもは恐怖を感じ、自分の安全を維持することに必死になってしまう。そのため、生活をきちんとすることや学業などは二の次にならざるを得ない。また、恐怖を与えてくる対

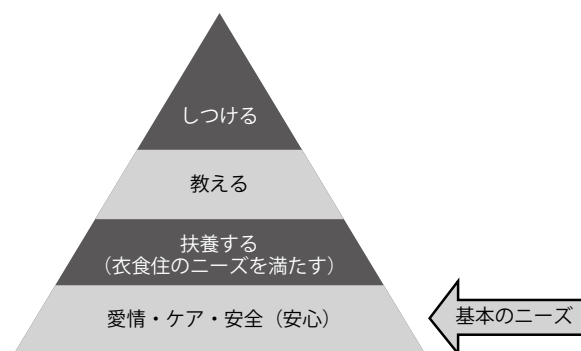
象を信頼することもできない。

こうして父子間の信頼関係は壊れ、父親が「教え」たり「しつけ」ようとしてもうまくいかない。

また、子どもの母親、つまり妻への虐待も子どもの安全を脅かすことにつながる。夫からの虐待によって妻は健康を損ね、子どもの養育者として十分に機能することができなくなる可能性があるからである。

以上のことから、父親は、妻への虐待をやめ、子どもと一緒に過ごす中で子どもが再び安心感を得られるようなかかわりを心がけ、ピラミッドの土台の部分修復する必要がある。

図⑧：子どもの基本的ニーズ



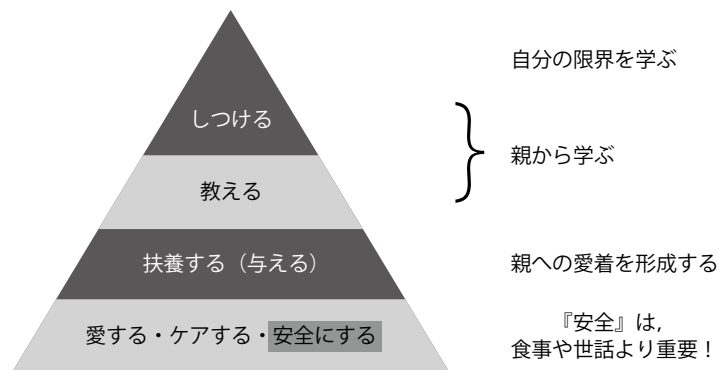
【原則4】 母親(妻)に対する虐待についても、父親(夫)に対する介入の一環として認識され、注意を向けなければならない。

プログラムの中では、虐待行動について具体的に説明を行い、どう対峙していくかということが重要となる。虐待行動が母親(妻)と子どもに対して、どのような悪影響を及ぼしているかということについて、男性に理解を促すことが課題となる。

(1) 子どもの母親に対する虐待(DV)について
スタッフ(治療・援助者)は、クライアントである虐待的な男性の人間関係、特に母子関係・夫婦関係に注意を払って見ていく必要がある。

図⑨にあるように、子どもを「愛する・ケアする・安全にする」といった基本的なニーズを満た

図⑨：マズローの欲求段階説



すことのできない男性は、たとえどんなに良い父親であろうとしても、良い父親となることはできない。そのような場合は、子どもを養育する母親の健康を損なうようなことや、母親と子どもの安全を脅かすこと、父母の育児観の違いによる子どもの安全感に影響を及ぼすようなことを行っている可能性が高い。

父親は、母親と子どもの関係をサポートしていく役割を担っている。また、子どもにとって責任のある父親であるために、子どもが安心した生活が送れるよう経済的・情緒的なサポートを提供することが役割として求められる。

つまり、子どもにとっては、父母の喧嘩がすべて避けなければならないものではなく、むしろ親同士が喧嘩をしても、子どもが安心していられる環境であることが重要なのである。

父親は、母親と子どもの関係をサポートしていく役割を担っているにもかかわらず、母親と子どもの関係を変えようとコントロールを試みる。スタッフ（治療・援助者）は、虐待的な男性が母親と子どもの関係を変えようとコントロールすることに、毅然と立ち向かわなければならない。

以下に、父親の典型的な話し方の一例を挙げる。

「彼女には、うんざりしているんだ。だから、俺は監護権を得るために彼女を裁判所に連れて行った。そうすれば、俺を翻弄した彼女に仕返しができるからね」

「子どもたちには、『母親の言うことを聞くな！』って言った」

「母親に子どもたちのしつけを任せているから、俺はゆっくと寛げる」

これらの例示からもわかるように、父親は、母子関係を悪くしようと操作的な発言をしている。

虐待的な男性の暴力や暴言、母親への責任転嫁、報復目的のような監護権の取得等の言動から、母親である女性は心身ともに疲弊し、自己評価の崩壊、慢性的恐怖下での生活から病気や身体の不調等さまざまな健康面での問題、自己決定権の喪失等が起こる。特に、育児中の女性である母親への影響については、表③にあるようなものが挙げられる。

また、子どもはそのような母親の様子を見て、母親は無力で踏みこたえられるばかりの無能な人であると認識し、侮辱する・軽蔑する・母の言いつけを守らない等といった態度をとることが多い。父親である虐待的な男性の言動を男性のロールモデルとして、子どもが父親と同様に立ち振る舞うこともある。

スタッフ（治療・援助者）は虐待的な男性の発言内容から、DVのリスク評価（リスクの高まりをアセスメントすること）を行っていく。

(2) プログラムの構成に、原則4をどのように反映させていくか——「DVと児童虐待」という視点

表③：「権力と支配（POWER&CONTROL）」の策略が母親に与える影響

「権力と支配」の策略は、女性虐待（DV）を行う男性の最大の特徴であり、その時に身体的暴力があるかないかは、まったく関係がない。女性に対する権力と支配の結果については、多くの実証文献があり、説明もなされている。

育児中の女性（母親）への具体的な影響には、以下のようなものが挙げられる。

1. 女性（母親）は、自分は親として不適格だと思う
2. 女性（母親）は、子どもたち全員のあるいは一部の子どもの尊敬を失う
3. 女性（母親）は、虐待者（男性）が自分の行動を正当化するための言い逃れやこじつけを正しいと思う
4. 女性（母親）は、虐待者（男性）のやり方に子育ての仕方を合わせ、自分の方針を変える
5. 女性（母親）は、ものごとの処理能力が極端に落ちるか、ほとんど処理ができなくなる
6. 女性（母親）は、有害な結果をもたらすサバイバル戦術を使うかもしれない
7. 女性（母親）と子ども達の絆が弱まる
8. 女性（母親）は、子どもの忠誠心獲得競争に巻き込まれる

The Center for Children and Families in the Justice System
『HELPING CHILDREN THRIVE』（山本美貴子 訳）より抜粋

をもつ

このプログラムにおける核心であり、また目標でもある、虐待的な男性の「母親である女性に対する態度の変化」と、同時にそのことに強く関連している「子どもに対する態度の変化」を促進していくために、スタッフ（治療・援助者）はどのようなプログラムの構成を図っていけばよいのだろうか。

第一に、プログラムの展開にあたって「女性虐待（DV）と児童虐待の重なりを意識する」ことが重要となってくる。

「ケアリングダッド」は、男性・女性両性のファシリテーターによって運営される。これは、男性・女性ファシリテーターの姿が、対等な男性・女性の関係性のモデルとなる意味がある。また、グループのファシリテーターの中に、女性に対する虐待（DV）のダイナミクスについて、熟知している人を最低1人は加えることにより、被害者である女性の視点を絶えず意識させていくことができる。

第二に、「母親のために、必要な情報の提供やサービスの紹介を行い、心身の安全を保護するための計画を立てる」ことが重要となってくる。

「ケアリングダッド」におけるクライアントは虐待的な男性であるため、どのように母親とコンタクトをとるかということが問題となる。通常のカウンセリング場面では、クライアント以外の人との接触はタブー視される。しかし、このプログラムにおいては、母親と子どもの安全を守るという目的を遵守する上からも、母親とのコンタクトは必要なものであると位置づけている。

ワークショップでは、次のようなディスカッションが行われた。

〈EXERCISE 1〉

直接のクライアントではない母親とコンタクトをとる場合、

- ① どのような状況ならば、OKか？
- ② なぜ、コンタクトをとるのか？
- ③ 得た情報を、どう使うのか？

全体でのシェアリングの際には、次の5つの答えが挙げられた。

- プログラム参加の前提条件として、クライエン

ト（父親）に、母親とコンタクトをとることについて同意を得る。

- 父親（加害者）の語りと、事実との相違について知る。
- 母親に、必要な情報の提供やサービスの紹介を行う。
- 母子の心身の安全を保護するための計画を立てる。
- 母親から得た情報をグループに反映させる。

また、母親とコンタクトをとる上での主な優先事項は、「母親である女性と子どもの安全に貢献する」ことである。

具体的なこととしては、第一に「ケアリングダッド」の内容や子どもに対する暴力の影響等、その想定し得る結果について、現実的な情報を提供することである。

第二に、母親である女性に適切なサービスを紹介し、サポートする。あるいは、女性の生活にすでにかかわっている支援の専門家と、連絡や連携を図っていくことである。

変化を促進するプログラムのため、そこに参加することにより、父親である虐待的な男性に、何らかの変化が生じるかもしれない。そこで、母親と子どもが虐待的な男性の変化によるネガティブな影響を受けないように、あらかじめ父親に起こり得る変化を予測できるよう、またグループ参加により父親が達成できる目標（変化のゴール）についてのイメージをもつことができるよう、情報提供をすることが必要となる。そして、情報提供を受けた母親が、実際に母と子の安全計画を作成することをサポートする。

父親がグループに参加することで、怒りが増長したり、グループでの発言を聞いている中で、ファシリテーターはリスクの高まりを感じることもある。そのようなときに、母親と子どもが適切に対応できるよう、事前に具体的な安全計画を作成することは、非常に有効なことである。

また、地域で母親と子どもが孤立しないように、困ったときに声をかけたり、必要な資源について尋ねることができる人を作ることが必要である。

実際に、地域ネットワークがシステム化されているカナダのオンタリオ州ロンドン市においても、援助機関チェンジングウェイにつながる母親

の40%は、地域のサポート機関にまったくつながっていないといった状況がある。つまり、40%の母親は、まったく地域のサービスの情報をもっていない。そこで、母親とコンタクトをとり、シェルターへのアクセスや地域のサポート機関について紹介することが重要となってくる。

チェンジングウェイにおいては、母親へのコンタクトをとるスタッフは、プログラムのファシリテーターではない別のスタッフ（母親と子どものアドボケーター）が行っている。これは、多くの母親が抱える「子どものケアを条件として、取引をされるのではないか」「父親の自己弁護に用いられるのではないか」といった不安に中立的な立場で対応するためである。もちろん、ファシリテーターは、母親をコントロールするためにこのプログラムが使われる可能性やリスクについても考慮し、母子のアドボケーター役のスタッフをはじめとした地域の関係機関と連携を図っていくことが求められる。

このような理由で、チェンジングウェイでは、インタビュー面接時にケアリングダッドの参加者であるクライアント（父親）に対して、母親へのコンタクトをとる必要性について説明し、参加のための前提条件として同意をとることを行っている。

もし、母親である女性がケアリングダッドのスタッフとのコンタクトを拒んだとしても、父親はグループに参加することはできる。つまり、母親とのコンタクトは、クライアントの参加のための必須条件ではない。

「子どものWellbeingと安全が第一。そのために、母親に入ってもらっている」と伝えると、おおむね父親からの理解は得られやすい。それは、加害者の多くは、「良い父親でありたい」と考えているからである。

(3) 介入に、原則4をどのように反映させていくか——良き夫でなくして、良き父親にはなれない

男性（父親）による子どもの母親に対する虐待（DV）は、父親への介入の不可欠な要素として認識され、注意が向けられる。

男性（父親）には、配偶者、または前妻に対して暴力的である限り、良き父親にはなれないことを明確に教えていく必要がある。

重要なことは、「親として経験」したことは、「子

どもの経験への影響」にもつながるということである。つまり、「暴力は妻にしか向かっていなかった。子どもには何もしていない。むしろかわいがっていた」といった言い訳は通らない。子どもは直接目撃していないにしろ、夫婦間の関係を敏感に感じ取り不安になる等の影響を受けているのである。

また、虐待的な男性（父親）の多くが、子ども時代にDVを目撃したり、自身が被虐待歴をもっている。彼らは、「父のようにはなりたくない」という信念をもっている。そして、子どもにとっては良い父親でありたいと思っている。そこで、次のような「矛盾を広げるエクササイズ」を活用しながら、虐待的な男性（父親）の子どもに対する共感性を高めていくことで、男性の変化に対する抵抗を小さくしていくことができる。

〈EXERCISE 2〉

- ①あなたは自分の父親が母親に接していた通りに、自分の子どもと母親（妻）に接したいですか？
- ②あなたは自分の父親が母親に接していた方法とは異なる方法で、自分の子どもと母親（妻）に接したいですか？
- ③母親（妻）に対するあなたの対応を見て、子どもはどのような体験をしていますか？

ただし、この際にファシリテーターとして注意しなければならないことは、虐待的な男性を子ども時代の被虐待歴の話に固執させないことである。それは、現在彼が行っているDVや児童虐待の理由を、子ども時代の虐待経験によるものだと結びつけたり、自分の実父母へ責任を転嫁しやすいからである。

いくら子ども時代に虐待経験があったとしても、それを自分の暴力行為に対する制御不能（コントロールの欠如）の理由にすることはできない。ファシリテーターは、毅然と「あなたは、それを家族に対する支配の戦略として使っていないか？」と指摘をする必要がある。そして、虐待的な男性に対して「いくら自分が過酷な虐待を経験してきたからといって、あなたの子どもの同じ経験をさせたくはないでしょう？」と現在の問題に焦点を当て、動機づけ面接の質問につなげていくことが重要となる。そうすることで、彼らの言い

訳や責任転嫁を、自らの変化のモチベーションへと変えていくことができるようになる。

原則4が中心となるセッションは、2つあり、そのうち1つのセッションでは、「家族の一員としての父親」がテーマとなる。父親である虐待的な男性に対して、「子どもの母親との関係について、あなたの手本となっているものはありますか？」ということ問うていくこととなる。具体的には、次のようなエクササイズを通して、彼らの気づきや変化へのモチベーションを促進していく。

〈EXERCISE 3〉

2人組になって次のテーマでディスカッション。

- ①あなたのお父さんは、あなたのお母さんをどう扱っていたか？
- ②あなたのお母さんは、あなたのお父さんにどう扱ってもらいたかったか？ また、あなたとあなたのパートナーとの関係から、子どもは何を学んでいるのか？
- ③どうすれば変化を促すことができるか？

〈EXERCISE 4〉

リフレクション演習。2人でペアをつくり、父親役・母親役となってロールプレイを行う。

●父親用

- ①私（父親）が母親（妻）とかかわる様子を見て、子どもは何を学んでいますか？
- ②娘に対しても、母親（妻）と同様なかわり方をしたいですか？
- ③私は、子どもにとって良いモデルですか？

●母親用

- ①父親（夫）が私（母親）とかかわる様子を見て、子どもは何を学んでいますか？
- ②娘に対しても、私（母親）と同じかわり方をしてほしいですか？
- ③父親（夫）は、子どもにとってよい役割モデルですか？

原則4が中心となるもう1つのセッションでは、「子どもの母親との関係」がテーマとなる。まずは、図⑩を用いながら、子どもにとって良い父親であるためには、「子ども中心の行動」であることが

基本となることを確認する。プログラムの中でのディスカッションを通して、子どもの視点に立ち、彼らが共感的に考えていくことで、具体的な行動について挙げていくことができるだろう。その際に、「母親と円滑な関係を保つ」ことが重要であることを押さえることが鍵となる。

(4) 「ケアリングダッド」の目標

「ケアリングダッド」のプログラムは、1グループおおよそ12人で構成される。週に1回、夜間に2時間のグループとなっている。参加者は、昼間は仕事をしており、子どもと何らかのかかわりをもっている父親である。カナダの場合は、継父が多い。

①男性をプログラムにつなげる

最初の3週間は、グループへの導入の期間であり、「プログラムにつなげること」が目標となる。ファシリテーターは、男性（父親）に「変わりたい」というモチベーションをつけ、それを高めるような働きかけを行っていく。

先述のように、彼らは「父のようにはなりたくない」という信念をもち、子どもにとっては良い父親でありたいと思っている。「本当は、もっと良い父親になりたいんでしょう？」と、その部分を強化していく。

②子ども中心の養育

その後の5～6回のセッションでは、「子ども中心の養育」が目標となる。先述の連続体の図を提示しワークを行ったり、子どもの声に耳を傾けるトレーニングや、子どもの視点に気づくような支援を行っていく。

ここで、説明することは、子どもの発達段階に応じた対応があるということである。具体的に年齢相応の対応について知り、繰り返しグループの中でそのことをテーマにして語ることで、父親の理解が深まり、「うちの子は△歳だから、まだ○はできないが……」といった発言が見られる等の変化が生じてくる。

この時期にファシリテーターは、「良い父親とは」という概念を再構築する働きかけを行っていく。また、この間のセッションの中の1回で、「子どもの母親をどう扱うか？」というテーマを取り

扱う。

③虐待／ネグレクトを認識し、取り組む

さらに、その後のセッションでは、「虐待／ネグレクトを認識し、取り組む」ことが目標となる。

この時期になると、参加者は自らの虐待やDVを見つめ取り組み始めている。そのため、「そういう行為はやめたほうがいいんじゃないの?」といったファシリテーターの声にも耳を傾けることができるようになる。また、自身のDVや虐待について、グループの中でオープンに語れるようになる。

ここで、再度、より詳細にこのプログラムにつながった経緯を語ってもらう。彼らは、母親の取り扱いに対する懸念や子どもへのかかわりがトラウマとなることを理解してくる。この段階では、一人ひとり参加者によって家庭環境や母子の状況等が異なるため、ファシリテーターは個別的に支援をしていくことが求められる。

(5) 父親が行ってきた虐待的行動に取り組む

これまで父親が行ってきた虐待やネグレクト行為の正当化に対して、直接対峙(直面化)をする。これは、参加者一人ひとりの行ってきた虐待的行動状況を個別にやりとりをしながら行っていくのではなく、多くの事例に触れながら、グループ全体で虐待的行動を改善していくための解決策を考えていく形をとる。

父親の虐待・ネグレクト・支配的な育児に対処する際には、親のための問題解決法(Problem Solving for Parents Steps)に組み込まれている中核的なツールを活用して行う。

図⑩の「養育の連続体」を用いて、「親中心の虐待的な行動」であるのか「子ども中心の行動」であるのかを検討する。その際に扱う行動は、現

時点では虐待とみなされるものを挙げて、参加者に考えさせる。また、図⑩の思考—感情—行動の三角形をもちいて、行動の背景にある思考や感情についても丁寧にふり返りの作業を行っていく。あわせて、「子どもの変化を尊重しない」とはどのようなことを示すのか、「子どもへの虐待の影響」とはどのようなものがあるのか、ということも具体的に説明していく。

グループの中で、このようなツールを用いて、参加者は自分の行動や感情についてふり返る。その過程で、父親である虐待的な男性は、子どもや母親である女性に対して否定的な感情が湧き上がってくることに気づく。

また、父親である虐待的な男性は、しばしば子どもの行動を自分(父親)への個人的攻撃と認識し、子どもに対抗することがある。ファシリテーターは、子どもの行動の背景を読み解けるよう促し、父親自身が感じているような個人的攻撃ではないことを明らかにしていくよう働きかけていく。それにより、子どもへの対抗や虐待への行動が減少することにつながっていく。また、彼らは子どものサインを見落としやすいので、ファシリテーターは意図的にサインを拾えるよう促している。

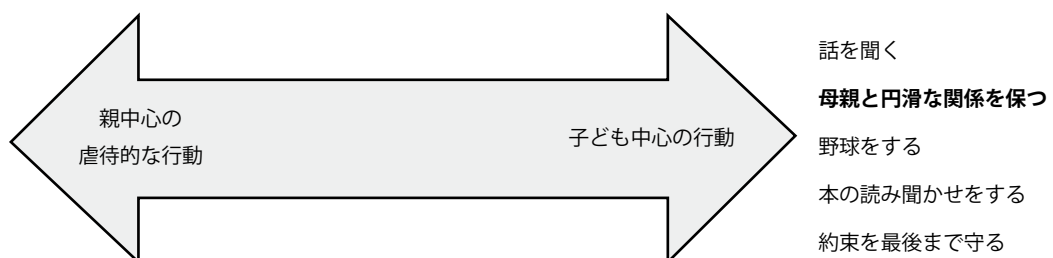
そして、自分の行為が虐待であることに父親が具体的に気づくためのワークを行う。

〈EXERCISE 5〉

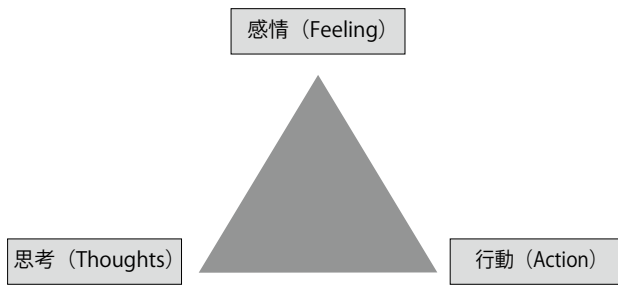
小グループでのディスカッション。虐待に気づくための演習で、進行役から配付されたシートに記載された虐待について、具体的な例を挙げていく(ブレインストーミング)。

虐待の項目と、ブレインストーミングの内容をまとめると以下の通りである。

図⑩：養育の連続体



図⑩：思考—感情—行動のトライアングル



■無理に押しつける

- 無理に習い事や塾に行かせる。
- 無理にお酒を飲ませる、食べさせる。
- 子どもの就寝時間を決め、母親にそれを守らせる。
- トイレトレーニングの時期でないのに、トレーニングをさせる。
- 進学先や服装を一方的に決め、押しつける。

■不在にする

- 家を不在にする（長時間にわたる仕事・パチンコ）。
- 時間帯を合わせないバラバラな生活。
- 父親が家族のイベント時にいない。

■無視する

- 視線を合わせない（見えないように振舞う）。
- 情報を提供しない。
- 約束を守らない。
- 情緒的なケアをしない。
- 夫婦間のコミュニケーションを、目の前に行っても携帯で行う。

■性的虐待

- 子どものベッドに入り、身体を触る。
- ポルノ映画に出演させる。
- ポルノ映画を見た後の子どもの反応を楽しむ。
- 一緒に入浴する。
- 性器を触らせる・触れる。
- 性生活を見せる。
- 「子どもが誘ってきた」と言う。

■残酷な行為

- 寒い日に薄着で外に出す。
- 躰しつけと称して食事を与えない。
- 「お前は捨て子」と言う。
- 大事にしているペットをいじめる。
- 自分だけ買い物をして、子どもには与えない

（「買っていい？」と子どもの理解を得る。訳もわからず子どもがうなずくと、自分の分だけ買う）。

- 「お前がいうことを聞かないせいだ」といって妹を性的虐待する。
- リストカットや過量服薬をする姿を見せる。
- 「一緒に死のう」と繰り返す言う。
- 泣き止まない子を揺さぶり続ける。

エクササイズ終了後、講師より「身体的虐待のケースで、父親が目の前で母親に子どもへの虐待を強要し、父の納得するような虐待でない場合は父からさらなる虐待を受けるため、子どもを守るために母親が子どもを虐待する、ということがあった」というエピソードが紹介された。

また、「子どもを秘密の話をする相手にして、母親の実家の悪口を言ったり、母親がいかにかにひどいことを綿々と語り、自分（父親）がその被害を被っているなどと、子どもに聞かせるような内容でないことを、生々しく語ることも虐待である」とことが説明された。

その他、子どもを置いて出かけたり、「母親は、子どもを甘やかし過ぎる」と批判し、子育ての方法を自分の思うように変えさせたり、意図的に面会の時間に遅れたり等、子どものニーズより自分のニーズを優先することも虐待となることが確認された。

「親のための問題解決法」（Problem Solving for Parents Steps）においては、ファシリテーターは、「それは、どのような状況ですか？」「あなたは、何を意図していましたか？」「子どもへの影響は、どのようなことがありましたか？」「他の選択肢肢として、どのようなものがありますか？」ということ、を、繰り返し尋ねていく。

図⑩を用いたエクササイズでは、「自分が何をしているのか？」を意識化させるねらいがある。

先述のように、父親である虐待的な男性が、子どもは自分（父親）への敵意や個人的攻撃から行動を起こしているという考えから、子どもを攻撃（虐待）していることがある。それでは、子どもへ与える影響が甚大である。

このトライアングルを用いて、ファシリテーターからの質問に答えながら、客観的に状況を整理する。それにより、父親は、認知の歪みや、問題

となることを子どもにふっかけていたことに気づくようになる。

では、ここで下記のエクササイズを用いて、思考—感情—行動について振り返ってみよう。

〈EXERCISE 6〉

全体でのディスカッション。テーマは13歳の娘からの伝言。「あなたが帰宅すると、「友達とショッピングに行く。6:00には帰ってくるから」と書かれたメモが残っていました。これからファシリテーターが時間を追いながら、そのときの気持ちを尋ねていくので、思いつくものを挙げてみてください」と、参加者の発言を促していく。

参加者の発言をまとめると以下の通りである。

■伝言メモを読んだときの気持ち

- うちにいて、宿題をすべきなのに……。
- ショッピングモールで一体何をしているのだろう？
- 何で、私が帰って来るまで待っていなかったのだろう？
- 誰と、どこのショッピングモールへ行ったのだろう？

■PM6:30

- どこにいるのだろう？ 何をしているのだろうか？
- 電話くらいしてくれればいいのに……。

■PM7:00

- 自分で6時には帰ってくるといったのに！
- また約束を破って……。
- もう、1ヶ月外出禁止！
- ショッピングモールへ探しに行く。
- 一緒に行ったかもしれない友達に連絡をする。(そのときの気持ち:焦り、心配、不安、怒り、許せない、裏切られた)

■PM7:30

- 交番に連絡する。
- 事故にでも遭ったのかもしれない。

■PM7:45 ふらりと帰宅

- どこに行っていたの？
- 今、何時だと思っているの！
- 一体どんなつもりなの？
- 事故にでも遭ったのかもしれないと心配したんだから……。

●次からは、今日とは違うように振る舞ってもらいたい。

(そのときの気持ち:怒り、^{あんど}安堵)

ここで、振り返ってみると、参加者はわが子のこのように心配や不安、怒り等のさまざまな感情を抱いたはずだが、これらの感情を支配しているのは誰だろうか？ 娘なのか？ それとも自分なのか？

ポイントは、誰がその感情をコントロールできるかということにある。湧き上がった感情の責任は誰にあるのか？ つまり、自分にある。

このようなワークを通して、参加者も感情の責任は自分にあり、そのコントロールは自身でできるということに気づく。

この子どもの行動も問題があると言われるかもしれないが、冷静に見れば思春期特有の無責任な反応と捉えることができる。

思考—感情—行動のプロセスは、すべて自分の中に起こっているプロセスである。子どもの中で起こっていることも、この思考—感情—行動のプロセスで説明することができる。

ここでは、不必要に怒り等を引き起こさない。自分の外にいる人を支配するのではなく、自分の内を支配することはできることの気づきを促していくことが求められる。

次に、ケアリングダッドのファシリテーターが教えないことと他の選択肢について、説明したい

表④の左側は、主に子どもが行儀よくしていくために使うスキルである。いわゆるペアレンティングで多く用いられるスキルである。

ケアリングダッドのスタッフは、この時期の父親にとってはペアレンティングのスキルを身につけることが、子どもをコントロールするためのツールとなる危険性を孕んでいると考える。そのため、ケアリングダッドでは、これらのスキルについては取り扱わない。

むしろ、右側の父親にもっと身につけてもらいたいことに重点をおいて、心理教育を行っていく。子どもに注意を向け、根底にある問題についてしっかりと考える。親子の関係構築の段階にあることを踏まえて、あまり要求をしないよう参加者に伝えている。

また、自らが主体的に状況を整理し、問題を生じさせないように工夫をしたり、自然な結果にもっと目を向けるように促している。

では、子どもの宿題をテーマに考えてみよう。

- 父親は、毎晩宿題をしたのかを確認する。
- 子どもの成績が良くないことに対して、屈辱的なことをいう。
- 毎晩、ケンカとなる。
- 父親の行動の背景には、「子どもの成績を良くしてやりたい」という思いがある。

ペアレンティングにおいてはこの考え方は良いとされるが、このプログラムにおいては、成績というコントロールできないものを何とかしようと子どもを叱咤する対応は好ましくない。

「なぜ子どもは、宿題タイムをしたがらないのか？」

子どもは父親を怖がって、彼の前で、わからない宿題をしたくないのかもしれない。また、子どもは、かつて父が怒り狂っていた姿を見て、安心して宿題ができる状況ではないと考え、宿題をしたくないのかもしれない。

まずは、「良い点が取れなくてもよい」と考え、宿題を手伝って一緒にやることから始めたらよい。子どもとの関係構築が第一である。

ファシリテーターとしては、普通の親子ではないので、虐待の背後にある考え方や、子どもの怒り・不安・恐れ等にも注目し、ものごとを捉えていくことが必要となってくる。

表④：ケアリングダッドで行われる心理教育

プログラムに含まれないもの	プログラムに含まれるもの
<ul style="list-style-type: none"> ● タイムアウト ● ワン・ツー・スリーコンセクエンス ● 好ましくない行動に伴う特権を取り除く。 ● 行動の随伴性 	<ul style="list-style-type: none"> ● 根底にある問題・注意 ● 変化への要求 ● 状況を調整することによって、問題が生じないようにする。 ● 正の強化と自然な結果

【原則5】 虐待的な父親は子どもの情緒的な安全感を破壊するので、信頼感を回復する必要性を認識することが、行動の変化や、子どもに対する虐待の再発可能性に影響を与える。

(1) 子どもの安全性を確保する

父親である虐待的な男性は、子どもの情緒的な安全感を破壊しているので、信頼感を回復する必要性を認識することが、行動の変化や、子どもに対する虐待の再発可能性に影響を与える。

図⑩の「変化の移行段階の新しいモデル」にあるように、彼らの否認を解くためには、まず「自身の行っていることが虐待であること」「子どもにとってそれはトラウマとなるような体験であったこと」と自覚することから始まる。

ファシリテーターとしては、虐待的な男性の自覚を促すよう、自分のしてきたことを認識させるように働きかけていく。そして、彼らの自覚と子どもへの「かわいそうなことをした」等という感情とつながることが、彼らの変化へとつながっていくのである。

ファシリテーターは、先述の「親のための問題

解決法」(Problem Solving for Parents Steps)の項の通り、「それは、どのような状況ですか?」「あなたは、何を意図していましたか?」「子どもへの影響は、どのようなことがありましたか?」「他の選択肢として、どのようなものがありますか?」ということをして、具体的に繰り返し尋ねていく。

■両親のDVを目撃する子どもの気持ち

両親のDVを目撃する子どもの気持ちについては、ビデオを上映した上で、ディスカッションが行われる。

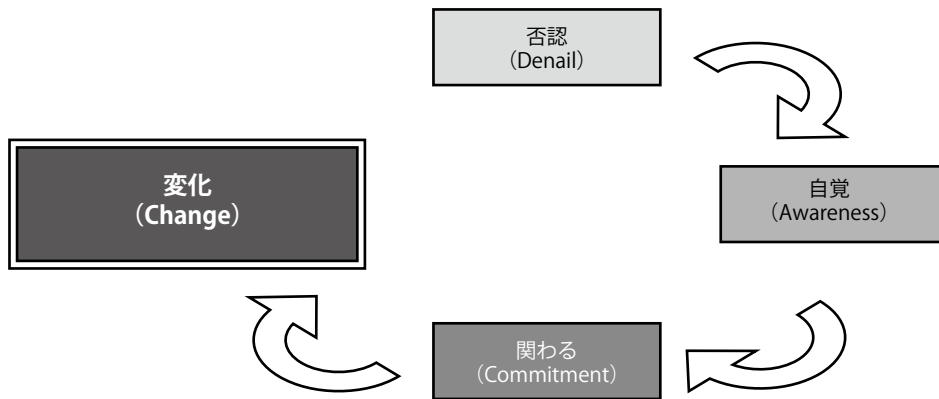
ビデオの概要は次の通り。

「夜遅くに帰宅した父親は、夕食の仕度がされていないことに腹を立てた。

母親は慌ててピザを温めようとしたが、ピザが嫌いな父親は怒り出す。

母親の泣き叫ぶ声と父親の罵声、母を殴る音、

図⑩：変化の移行段階の新しいモデル



2階で休んでいた子どもは目を覚まし、不安そうにぬいぐるみを抱えながら階下の様子をうかがっている」

幼児には、どのようなDVの影響（長期的・短期的）があるのだろうか？

彼らには、どのような専門家がかわることになるのだろうか？

このビデオをもとに、ディスカッションをする。

〈EXERCISE 7〉

2人でのディスカッション。ビデオの中の子どもの気持ちになって、父母のDVを階段から眺めている気持ちを思いつくまま挙げてもらう。

その結果、参加者からは次のような「娘の気持ち」が出された。

- 声を出してはいけない。
- 階段を下りていっては、いけない。
- ママが心配。
- 早く終わりますように。
- これは悪い夢かもしれない。

幼児期には自己中心性から、目の前で起こっているDVは「自分のせいで」起こっていると捉えることが多い。一方、多くの大人は、たとえその場面を目撃したとしても、「明日になれば、忘れてしまうだろう」と安易に考えている。また、父親である虐待的な男性の中には、「母親が、わざと子どもに聞かせている」と考える人もいる。

このワークでは、良い父親となるために自覚を高める上からも、「子どもの気持ちになって考える」という作業に力を入れて行っている。これは、

父親である虐待的な男性が、子どものトラウマについて理解することが重要であると捉えているためである。

■被虐待児についての誤解

児童虐待を受けたり、女性への虐待（DV）を目撃した子どもは、しばしば誤った診断をされることがある。それは、家族内の暴力が、トラウマの要因としては見過ごされ、表面に現れてくる症状に目が向かいやすいためである。また、安全な環境に身をおくことができたら、遅発的に症状が現れることもある。

子どもたちに現れる一般的な影響としての症状には、身体愁訴（しゅうそ易疲労感）、無力感、恥、これまで持ち続けてきた信念の喪失、敵意、絶望、攻撃性、感情調整の障害、解離症状、注意力の問題、引きこもり、悲哀等がある。

子どもは、加害者である父親、被害者である母親双方に強い情緒的つながりをもっている。自分の愛する両親が傷つけあう姿を目撃することは、アンビバレンスな感覚をもたらし、トラウマにつながるのである。ただし、女性への虐待（DV）の目撃による影響の受け方や症状の現れ方は、その子どもの発達段階によっても異なる。

女性虐待（DV）を目撃した子どものうち、外傷後ストレス障害（post traumatic stress disorder; PTSD）のDSM-IVの診断基準に当てはまるケースは13%程度あるといわれているが、実際には相当数の子どもがPTSD様症状を呈していることを臨床的な感覚としてもっている。これは、長期の対人関係の外傷によって起こるともいえる。主な症状としては、トラウマの再体験やフラッシュ

バック、関連する刺激からの回避、^{かくせい}過覚醒、感情や反応の^{どんま}鈍麻等が挙げられる。

特に、感情調整の障害、他者との関係の障害等が優位に、学校場面において見られる場合は、注意欠陥・多動性障害（AD/HD: Attention Deficit/Hyperactivity Disorder）と見誤られることも多い。学校でぼんやりしているのは、夜間に虐待（DV）が起り十分な睡眠が取れていない場合がある。この鑑別には、注意を要する。

こうした理由から、女性虐待（DV）を目撃した子どもへの専門家の正しい理解（啓発）と、子どものトラウマケアの視点から回復プログラムが必要であると思われる。

■ケアリングダッドの目標と方策

このセッションでは、「信頼を再構築し、将来の計画を立てる」ということが目標となる。父親に、信頼を再構築させる必要性があることを理解させる。具体的な問いかけとしては、「あなたは、どうしたら父親を尊敬・信頼できると思いますか?」、子どもの視点でふり返るように促しながら「もし、こうだったら良かったのになあ……とありますか?」などが挙げられる。

■信頼の再構築と計画作成について

「親子関係に対する現実的な期待をもてるようにすること」と「支援を求めようとする行動を促すこと」、そして「再発防止」が、支援の核となる。

父と子の信頼関係の再構築には、時間を要する。焦らずに、現実的な期待を持てるよう支援していくことが必要である。誰でも間違いは起こすが、再発を起こすということは問題である。再発のリスクを感じた時等、支援を求める、人の力を借りることでリスクを回避したり、軽減することができる。あわせて、自分が安全でない時の対応について検討しておくことは、大切なことである。

また、実際に計画を作成する場合には、自分に対する安全計画と子どものための安全計画の2つを立てる必要がある。

ある早期のグループで、こんなエピソードがある。そのグループに参加していたAさんは、セッションの欠席も多かった。彼は、子どもの監護権を得るためにグループに通っていたため、ファシリテーターは「セッションにきちんと出席しない

と、子どもの監護権は取れない」と事実を伝えた。その後、Aさんのセッションの欠席の回数は減った。

グループでの学びを深める中で、彼は最終的に「子どもの安全のためには、僕が監護権を取らないほうがよい」という選択をした。このグループのゴールは、「安全な父親にする」「子どもの安全を守る」ということであつたので、彼の選択をファシリテーターは支持した。

では、信頼の再構築とは何か。それは、「虐待の責任を引き受けること」「もし子どもが虐待について聞いてきたら、どのように話すのかについて計画を立てること」「子どもたちが安全でいられるようにすること」「将来について現実的な期待をもてるようにすること」である。

虐待の責任をとるといふと、子どもに謝罪することを想像する父親がいる。

私たちファシリテーターは必ずしも、子どもに謝まらなくてはいけないとはしていない。ただ、子どもが虐待について尋ねてきた時には、子どもの発達段階を踏まえた、わかりやすい説明をする必要がある。

もしかしたら、子どもは虐待についての話を聞きたがらないかもしれない。そうした場合は、無理矢理話す必要はない。

しかし、子どもが説明を求めてきた時には、発達段階に応じた説明ができるように準備しておく必要がある。ファシリテーターは、具体的にどのように伝えればよいかを^{しき}示唆する。

また、信頼の再構築ということは、今までの関係を修復し、立て直すことを意味する。関係を修復するということは、どのような意味をもつかということを、ファシリテーターは、父親である虐待的な男性に対してきちんと説明していくことが重要である。

いったん築いた恐怖・支配といった関係性を、健全なものに修復していくためには、多くの時間と変化を促すためのエネルギーを要し、そしてそれを受け入れる側には、変化した虐待的な男性を受け入れる勇気が必要となる。

ここでさらに、ビデオの中に出てきた子どもの気持ちを考えるワークを行う。

〈EXERCISE 8〉

小グループでのディスカッション。

- ①子どもが父親と一緒にいて再び安心感を得るためには、何があればよいのか？
- ②DVの最中、階下へ子どもが下りなかったのはなぜか？

このエクササイズで出た意見は、次の通り。

- 暗黙のうちに、階下へ下りていっては、いけないと察した。
- 以前、心配で下りていった時に、巻き添えを食った。
- 自分が階下に下りていったことで、母親がなお

さら暴力に見舞われた。

人が信頼感を取り戻すには、時間が必要である。それは、父親がプログラムに参加して変化したからといって、今までの暴力的な関係がなかったことになるわけではないからである。しかし、父親が虐待や暴力について認め、暴力・支配的な関係から変化しようと動き出したことは非常に重要なことである。

父親は、自分が変化をし始めたことで、子どもにも同様に変化を求めやすい。しかし、まずは、子どもが父親を避けるのはなぜかということ、子どもにも自覚させることが必要となってくる。

〔原則6〕父親の、性役割に対するステレオタイプの考え方が、子どもへの虐待につながる。

(1) 父親の性役割に対する考え方の改善

このプログラムでは、父親である虐待的な男性のジェンダー役割に対するステレオタイプの考え方が、子どもの虐待につながると考え、父親のステレオタイプの考え方の改善を図っている。

ここでは、父親である虐待的な男性のジェンダー役割は、結婚観や母親である女性への態度や育児協力を大きな影響を及ぼしていることを確認した。

プログラムの中でファシリテーターは、思考—感情—行動のトライアングルを活用しながら父親である虐待的な男性のジェンダー役割を引き出し、彼らの気づきを促進させている。

(2) プログラム構成についての示唆

グループは、男性と女性のファシリテーターが共同で運営し、二人とも抵抗的なクライアントに対応するスキルをもっているほうがよい。男性・女性のファシリテーターは、参加者のジェンダーモデルとなる。同じ価値観と対等性を保障され、目標を共有している。また、双方ともに、DVと児童虐待に関する知識をもっていることが重要である。

次に、ジェンダー役割について考えるために、ワークを行う。

〈EXERCISE 9〉

小グループでのディスカッション。男の子、女の子をイメージする形容詞をたくさん挙げてもらう(ブレインストーミング)。

このエクササイズで出た意見は、次の通り。

●男の子のイメージ

かっこいい／たくましい／くよくよしない／幼い／元気な／活発な／優しい／女の子を大事にする／泣かない／スポーツマン／パワフル／勇気がある／甘えん坊(依存的)／賢い／腕力がある

●女の子のイメージ

かわいい／強い／優しい／おしゃべり／よく気がつく／受容的／繊細／賢くて主体的／愛情深い／複雑(深淵)

男女の性別を入れ替えて、これらを眺めたとき、違和感を感じるだろうか？ 人間は信念・心情をもっており、それによって考え方や認識が異なる。「男の子はこうあるべき」「女の子はこうあるべき」といったあるべき論までには至らないとしても、一人ひとりの中にジェンダーバイアスがあることを自覚していることが重要である。そこを踏まえていると、「なぜ、女性に虐待(DV)をするのか?」「なぜ、子どもに対して虐待をするのか?」ということについて、背景を探っていくことが可能となる。

このワークでは、自身のジェンダーバイアスに気づくとともに、男の子も女の子も両方大切にすることを伝えていくことが重要となる。

最後に、母親・父親の役割と期待について考えるワークを行う。

〈EXERCISE 10〉

小グループでのディスカッション。我々は、母親に対してどのような期待をもっているのか？ この質問の答えにあたって、次の活動の相対的重要度について考えてみる。

- 扶養すること
- 相互的にかかわること
- 育児をすること（例：食事の準備・入浴）
- 愛情
- 責任（例：行動規範を教える、活動の手配）

- コミットメント（例：子どもと一緒にいないときでも、子どものことを話し、考える）

〈EXERCISE 11〉

小グループでのディスカッション。

- 「良い父親には何が必要か？」という前日のエクササイズを思い出す。
- 前日のエクササイズのタイトル「良い父親には何が必要か？」を「良い母親には何が必要か？」と読み替えてみる。また、本日（EXERCISE10）のタイトルを「父親に対してどのような期待をもっているか？」に替えてみる。
- 父親と母親を入れ替えて、違いを考えてみる。親がある程度定まった枠組みから外れた場合、どうなることが考えられるか？

「ケアリングダッド」のまとめ

● プログラムに共通する基本的な考え方

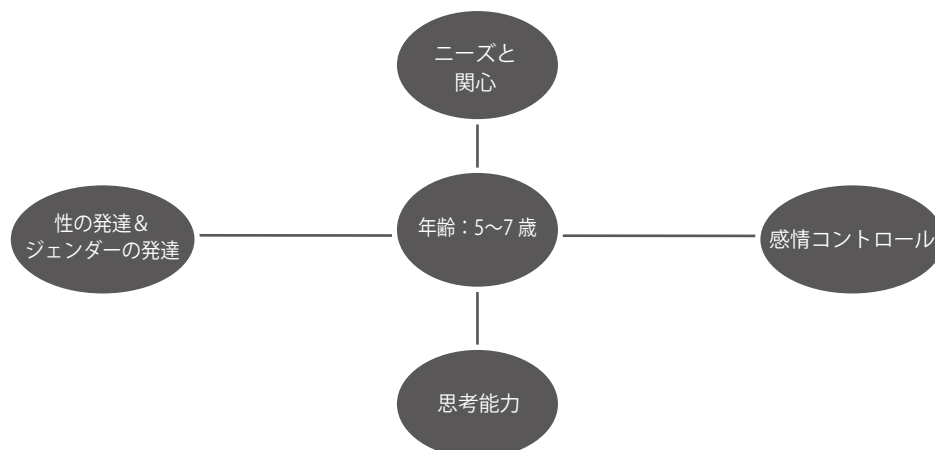
子どもの発達には、幅広い発達段階があり、また男子・女子の差以上に、それぞれの中に個人差がある。そのため、年齢で単純に一括りにすることはできないが、子どもの発達段階に応じたかかわりが重要となってくる。

その根底には、子どもは子どもとして、人として大切に尊重されなければならないという考えがある。

また、子どもをほめていても、それが本当にほめることとなっていないということが、起こりやすい。その際には、誰かと比較してほめたり、一部のことだけを取り出してほめたり、条件つきでほめたりしていることが多い。

このプログラムを展開していく際には、子どもの発達を踏まえた考え方・かかわり方ができるよう、さまざまな視点から総合的に子どもを捉えていくことが重要となる例として、5～7歳児を対

図⑬：子どもの発達を踏まえた考え方・かかわり方



象とした「子どもの発達を踏まえた考え方・かかり方」を図示する（図⑬）。

●プログラムの原則とポイント

ケアリングダッドの原則についてまとめると、以下の6点のことが挙げられる。

- プログラムシステムについての説明責任を果たす。
- 父親が最初から変わる準備ができているわけではないことを認識する。
- 父親が子どもを尊重できるようにする。
- 妻を虐待（DV）していながら、良い父親には

なれない。

- 子どものトラウマを必ず考慮する。
- ステレオタイプが邪魔をする。

また、ケアリングダッドのプログラムを展開する際のキーとなることについてまとめると、以下の3点のことが挙げられる。

- 母親と連絡を取る。
- 男性をリファーしてきた機関と協働し、フィードバックを行う。
- プログラムの実施に当たって地域と協働する。

Respectful Relationships Program 研究会（略称：RRP研究会）活動履歴一覧

■信田さよ子

* DVと虐待に関するものに限定して記載

【講演】

- 1) 「DV加害者プログラムと子どもへの影響」北九州市男女共同参画センタームーブ主催，2009.2.22
- 2) 「家族の未来をみつめて～カウンセリングの現場から」西東京市男女平等推進センター主催，2009.2.8
- 3) 「安心できる家族を築くために」（DV被害者支援基礎講座）NPO法人手をつなぐ女たちの会・岐阜県主催，2009.2.7
- 4) 「アディクションと暴力をめぐる臨床」文教大学大学院臨床相談研究所主催専門講座，2008.12.13
- 5) 「DVと虐待の包括的援助について」世田谷区・杉並区児童相談所，2008.12.9
- 6) 「家族内暴力に援助者ができること」北海道精神保健福祉センター40周年記念，2008.12.1
- 7) 「DV加害者プログラムの実践について」埼玉県男女共同参画センター“with youさいたま”主催，2008.11.11
- 8) 「DVと虐待の包括的援助について」ウイメンズカウンセリング熊本主催，2008.10.13
- 9) 「DVが子どもに与える影響」横浜市子ども青少年局主催，2008.10.7
- 10) 「カウンセリングで何ができるか」日本産業カウンセラー協会，2008.8.27
- 11) 「家族内暴力の臨床～加害・被害と世代間伝達」シノドスセミナー24，シノドス主催，2008.8.17
- 12) 「カウンセリングの現場から見た家族～DVと虐待をみつめながら」茨城キリスト教大学主催
- 13) 「加害者は変わるか」NPO法人リカバリー主催（於札幌北星学園大学），2008.5.16
- 14) 「カウンセリングと家族と宗教」民衆宗教研究会主催（於愛知学院大学），2008.4.26
- 15) 「DVが子どもに与える影響」旭川市男女共同参画センター主催，2008.3.2
- 16) 「DVと性犯罪者処遇プログラム」日本犯罪心理学会北海道支部主催（於札幌），2008.3.1
- 17) 「親子，夫婦関係を考える～カウンセリングの現場から」小平市男女共同参画センター主催，2008.2.24
- 18) 「家族でおきる問題へのアプローチ」水戸親子劇場主催，2008.2.23
- 19) 「アディクションアプローチと家族内暴力」日本アルコール看護研究会主催（於東京医科歯科大学）2008.2.16
- 20) 「DV加害者のグループ～被害者支援の一環として」明治安田こころの健康財団精神保健講座，2008.2.15
- 21) 「家族のなかの暴力をふせぐために」さいたま市こころのケアセンター主催，2008.1.26
- 22) 「夫婦の関係と子どもの成長」長野県男女共同参画センター“あいとびあ”主催，2007.11.17
- 23) 「女性とアディクション～暴力被害の視点から」日本MAC.DARC広島集会，2007.11.9
- 24) 「DVが子どもに与える影響について」東京都ウイメンズプラザ主催，2007.11.8
- 25) 「DV加害者更生プログラムについて」鹿児島県NPO法人こころのサポートセンターアミ主催，2007.12.4
- 26) 「DVの加害者プログラムについて」ウイメンズカウンセリング熊本主催，2007.11.3
- 27) 「職場のメンタルヘルスと家族問題」長野八十二銀行主催，2007.10.16
- 28) 「アディクションと暴力の加害・被害」北海道アルコール看護研究会主催，2007.10.13
- 29) 「DVをふせぐために」主婦会館主催，2007.9.22
- 30) 「女性がいいきと暮らせるために」名古屋YWCA主催，2007.8.4
- 31) 「子どもの虐待をめぐって」和歌山県精神保健福祉センター主催，2007.7.13
- 32) 「家族内暴力について」愛知県半田市男女共同参画センター主催，2007.6.24
- 33) 「アルコール依存症の回復と家族内暴力」山口県精神保健福祉センター主催，2007.3.18
- 34) 「アディクションの回復と暴力」松江山市陰嗜癪行動研究会主催，2007.2.24
- 35) 「子どもが安心して暮らせる家族をつくる」名古屋市天白区e-コールてんぱく主催，2007.2.13
- 36) 「DV被害者のグループカウンセリング」明治安田こころの健康財団精神保健講座，2007.2.9
- 37) 「家族内の暴力について」多摩市・TAMA女性センター主催，2007.1.20

【シンポジウム】

- 1) 信田さよ子ほか「女性とアディクション」日本アルコール関連問題学会広島大会，2008.6.21
- 2) 信田さよ子，森山公夫，岡野憲一郎，柴山雅俊「解離を考える」日本外来精神医療学会東京大会，2008.6.7
- 3) 信田さよ子ほか「私設心理臨床の経験から」東京臨床心理士会第6回大会職能委員会主催，2008.6.1
- 4) 信田さよ子ほか「PTSD概念をめぐる諸問題」日本トラウマティックストレス学会第7回福岡大会
- 5) 信田さよ子ほか「心理劇と創造性」日本心理劇学会沖繩大会，2007.12.16
- 6) 信田さよ子ほか「女性のうつをめぐって」読売新聞・アートフォーラムあざみ野主催
- 7) 信田さよ子，松本俊彦ほか「暴力の被害と加害～アルコール関連問題から見えてくるもの」アルネット北海道主催，2007.10.13
- 8) 信田さよ子，高橋郁絵，森田展彰，藤岡淳子「加害者臨床の可能性を探る」日本心理臨床学会第26回大会自主シンポジウム，2007.9.28
- 9) 信田さよ子ほか「さまざまな被害者を支援する」東京臨床心理士会災害犯罪等被害者支援専門委員会主催，2007.7.21
- 10) 信田さよ子「アディクションアプローチその後～DVと虐待～」日本アルコール関連問題学会高崎大会，2007.6.22
- 11) 信田さよ子ほか「開業臨床心理士の可能性を探る」日本臨床心理士会私設心理臨床部会主催，2007.6.10
- 12) 信田さよ子ほか「被害者支援をめぐって」日本フェミニストカウンセリング学会長岡大会，2007.5.26

13) 信田さよ子, 藤岡淳子, 森田展彰「加害者臨床をめぐる」第6回日本トラウマティックストレス学会, 2007.3.10

【対談】

1) 信田さよ子×斎藤環「母は娘の人生を支配する」朝日カルチャーセンター, 2008.8.5

2) 信田さよ子×上岡陽江「第3回女性とピアサポートセミナー」名古屋市男女平等推進センターつながれっとNAGOYA・女性とピアサポート研究会主催

3) 信田さよ子×芹沢一也「加害者をめぐる言説の変容」朝日カルチャーセンター, 2008.7.3

【掲載紙・誌】

1) 対談: 信田さよ子×藤原新也「逃げない父親が家族を救う」『婦人公論』2008年11月17日号

2) インタビュー「親密さの罫はどこにあるのか? DVと《墓守娘》をめぐる」『Be! (季刊ビィ)』No.17増刊号, アスクヒューマンケア, 2008

3) 「DVは犯罪, 国が加害者教育を」『西日本新聞』2007年11月14日

4) 「DVは犯罪と認識を」『西日本新聞』2007年11月5日

5) 生活情ミリー欄「後絶たないDV」『日本経済新聞』2007年2月17日夕刊

【研究論文】

1) 信田さよ子「専門家は当事者から何を学ぶか」『ケア その思想と実践3 ケアされること』上野千鶴子ほか編, 岩波書店, 2008

2) 信田さよ子「ドメスティック・バイオレンス」『関係性における暴力——その理解と回復への手立て』31-45, 岩崎学術出版社, 2008

3) 座談会「加害者臨床の課題」信田さよ子, 中村正, 村尾泰弘, 廣井亮一『現代のエスプリ』No491, 特集「加害者臨床——憎しみの環を断つために」(編集廣井亮一), 至文堂, 2008

4) 信田さよ子「DV加害者」『現代のエスプリ』No491, 87-94, 至文堂, 2008

5) 信田さよ子「それでも家族は続く」『思想地図』Vol2特集ジェネレーション, 35-64, NHK出版, 2008

6) 信田さよ子「子どもの虐待とドメスティック・バイオレンス」『母と子の健康』第48号, 東京保健会, 2008

7) 信田さよ子「虐待と生徒指導」『中学校』No.648, 全日本中学校長会, 2007

8) 信田さよ子「家族は再生するのか——加害・被害の果てに」『身体をめぐるレッスン4, 交錯する身体Intimacy』市野川容孝ほか編, 29-59, 岩波書店, 2007

【著書】

1) 信田さよ子『母が重くてたまらない』春秋社, 2008

2) 信田さよ子『加害者は変わるか——DVと虐待をみつめながら』筑摩書房, 2008

3) 信田さよ子『カウンセリングで何ができるか』大月書店, 2007

■妹尾栄一

【著書】

1) 大原美知子, 妹尾栄一, 今野裕之, 近藤政晴「母子生活支援施設に入所中の母親支援の検討——抑うつとの関連」『厚生指標』54(10) 7-14, 2007

2) Ogai Y, Haraguchi A, Kondo A, Ishibashi Y, Umeno M, Kikumoto H, Hori T, Komiyama T, Kato R, Aso K, Asukai N, Senoo E, Ikeda K.: Development and Validation of the Stimulant Relapse Risk Scale for drug abusers in Japan. *Drug Alcohol Depend.* 88:174-81, 2007.

【掲載紙】

1) 妹尾栄一「デザイナードラッグ」『精神科』132: 9-33, 2008

2) 妹尾栄一「アルコール依存の心理社会的治療」36, 1255-1261, 2007

3) 妹尾栄一「性犯罪は嗜癖行動ではない」『アディクションと家族』24: 214-222, 2007

【学会発表】

1) 妹尾栄一「アディクションの法的側面」第30回日本アルコール関連問題学会, 広島, 2008.06.21

2) 妹尾栄一, 大谷保和, 大原美知子, 原口彩子, 池田和隆「性差の観点からみた日本の薬物乱用者の特徴」第43回日本アルコール・薬物医学会総会, 横浜, 2008.09.18

3) 梅野充, 合川勇三, 幸田実, 池田朋広, 平井秀幸, 森田展彰, 妹尾栄一, 中谷陽二「薬物依存症地域ケアの実態と課題——リハビリテーション施設全国調査から——」第43回日本アルコール・薬物医学会総会, 横浜, 2008.09.18

4) 堀達, 原口彩子, 大谷保和, 妹尾栄一, 小宮山徳太郎, 池田和隆「Relapse Risk Indexを用いたアルコール依存症の薬物療法の検討」第43回日本アルコール・薬物医学会総会, 横浜, 2008.09.18

5) 森田展彰, 村岡香奈枝, 梅野充, 岡坂昌子, 谷部陽子, 妹尾栄一「トラウマ症状を伴う物質乱用者に対する統合的な認知行動療」2008.09.18

6) 池田和隆, 高松幸夫, 山本秀子, 大谷保和, 原口彩子, 妹尾栄一「薬物療法による渴望感制御の可能性 基礎と臨床の接点 薬物嗜好性制御の基礎的研究と臨床応用の可能性」第43回日本アルコール・薬物医学会総会, 横浜, 2008.09.18

7) Haraguchi A, Ogai Y, Senoo E, Saito S, Suzuki Y, Yoshino A, Ino A, Yamaga K, Hasegawa M, Murakami M, Murayama M, Ishikawa T, Higuchi S, Ikeda K: Application of the addiction severity index Japanese version (ASI-J) to alcohol-dependent individuals. The Second USA-Japan Joint Workshop on Alcohol-Related Problems. 横浜, 2008.09.17

8) 妹尾栄一「アディクションの法的側面」第30回日本アルコール関連問題学会, 広島, 2008.06.21

- 9) 妹尾栄一「依存症に対する認知行動療法再考」第42回日本アルコール薬物医学会, 大津, 2007.09.28
- 10) 原口彩子, 大谷保和, 妹尾栄一, 池田和隆, 樋口進「アルコール依存症患者に対する嗜癩重症度指標日本語版 (ASI-J) の適用」第42回日本アルコール・薬物医学会, 大津, 2007.09.28
- 11) 梅野充, 妹尾栄一, 上岡陽江, 阿部幸枝, 奥山莞, 日向千晶, 森田展彰, 中谷陽二「依存症女性の地域ネットワークケアの実態と有効性」『病院・地域精神医学』50: 289-290, 2007
- 12) 原田隆之, 妹尾栄一, 松本俊彦, 黒川潤「刑事施設における物質使用障害治療プログラムについて」『司法精神医学』3: 139, 2007
- 13) 森田展彰 (筑波大学大学院人間総合科学研究科, 高橋郁絵, 信田さよ子, 妹尾栄一, 白石弘巳, 野本律子「ドメスティックバイオレンス加害者更生プログラムの有効性と課題 責任の自覚, 被害者の安全, 関係性の変容の観点から」『司法精神医学』2: 96-97, 2007

■森田展彰

【学会・シンポジウム】

- 1) 森田展彰, 丹羽健太郎, 古市志麻, 宮川千春, 上原由紀, 高梨朋美, 春原由紀「ドメスティック・バイオレンスに曝された母子に対する同時並行グループプログラムの試み (その1) ——5~7歳児童グループについて——」JaSPCAN 日本子ども虐待防止学会第14回学術集会2008.12.14
- 2) 春原由紀, 古市志麻, 宮川千春, 上原由紀, 高梨朋美, 森田展彰, 丹羽健太郎「ドメスティック・バイオレンスに曝された母子に対する同時並行グループプログラムの試み (その2) ——8~9歳児童グループについて——」JaSPCAN 日本子ども虐待防止学会 第14回学術集会2008.12.14
- 3) 森田展彰「加害者更生の立場から——DV被害援助の一環としての加害者プログラムは有効に機能するか?」, シンポジウム『犯罪学から見たドメスティック・バイオレンス』(司会:小西聖子, シンポジスト岩井宜子, 加茂登志子, 佐藤喜宣, 森田展彰) 第45回日本犯罪学会総会, 2008.11.29 (武蔵野大学5号館1階グリーンホール)
- 4) 森田展彰「アルコール薬物依存症に対するコーピングスキルトレーニング」関西アルコール関連問題学会ワークショップ, 2008.11.1 (和歌山ビッグ愛)
- 5) 小沢功滋, 森田展彰「アディクション・コントロールプログラムの効果検証の報告」第46回日本犯罪心理学会大会ポスターセッション, 2008.10.5 (国立オリンピック記念青少年総合センター)
- 6) 森田展彰, 村岡香奈枝, 梅野充, 谷部陽子, 妹尾栄一「トラウマ症状を伴う物質乱用者に対する統合的な認知行動療法プログラムの開発」第43回日本アルコール・薬物医学会総会, 2008.9.18 (パシフィコ横浜)
- 7) 数井みゆき, 金丸隆太, 森田展彰「乳児院入所児童と家庭児における心身の発達比較——乳幼児発達スケールKIDSを用いて——」日本心理臨床学会第27回大会ポスターセッション, 2008.9.6 (つくば国際会議場)
- 8) 森田展彰「児童福祉ケアにおける被虐待児の援助——とくにアタッチメント対象の提供について——」日本心理臨床学会第27回大会自主シンポジウムアタッチメント理論を用いた臨床活動 (企画:数井みゆき, 司会:数井みゆき, 話題提供:青木豊, 森田展彰, 北川恵, 指定討論:平井正三, 数井みゆき) 2008.9.6
- 9) 森田展彰, 村岡香奈枝, 梅野充, 徳山美知代, 妹尾栄一「女性薬物依存症に対する心理プログラムの開発」第4回日本司法精神医学会大会, 2008.5.17
- 10) 森田展彰「被害者支援に生かす加害者の臨床から得られた視点——子ども虐待加害者を中心に——」日本トラウマティックストレス学会シンポジウム, 2007.3.6

【論文】

- 1) 森田展彰「Disorders of Extreme Stress (DESNOS) の治療——成人サバイバーと児童に対する働きかけの実際——」『トラウマティック・ストレス』6 (2) 97-105, 2008
- 2) 森田展彰, 村岡香奈枝, 梅野充, 岡坂昌子, 谷部陽子, 妹尾栄一「トラウマ症状を伴う物質乱用者に対する統合的な認知行動療法プログラムの開発」日本アルコール・薬物医学会, 43 (4), 600-601, 2008
- 3) 森田展彰「被害体験を持つ虐待的な親への介入・援助——アタッチメントの観点を中心に——」『トラウマティック・ストレス』6 (1) 33-42, 2008
- 4) 小川昭, 森田展彰, 小粥展生, 中西誠, 周布恭子「美称社会復帰促進センターにおける改善指導の試みII——アディクションコントロールプログラムについて——」『犯罪心理学研究45 (特別号)』160-161, 2008
- 5) 大江由香, 森田展彰「性犯罪少年の多元的類型と家族要因との関連について」『犯罪心理学研究45 (特別号)』30-31, 2008
- 6) 徳山美知代, 森田展彰「児童養護施設における治療的養育の手段としてのグループアプローチ」『子どもの虐待とネグレクト』9 (3) 363-372, 2007
- 7) 森田展彰「薬物依存症に対する認知行動療法プログラム——特にトラウマ等の感情的な問題を抱えた女性患者への取り組みについて」『日本精神衛生会』38 (4) 82-90, 2007
- 8) 中島聡美, 森田展彰, 数井みゆき「関係性から考える乳幼児のPTSD発症のメカニズム」Jpn. J. Child Adolesc. Psychiatr 48 (5) 567-582, 2007
- 9) 大江由香, 森田展彰, 中谷陽二「性犯罪少年の諸特性と性非行の反復傾向との関係」『日本犯罪学会誌』73 (6) 165-173, 2007
- 10) Nobuaki Morita, Ichiro Wada: Job stress and mental health of child-counseling office workers, Journal of Occupational Health, 49 (2), 125-133, 2007.

- 11) 森田展彰, 末次幸子, 嶋根卓也, 岡坂昌子, 清重知子, 飯塚聡, 岩井喜代仁「日本の薬物依存症者に対するマニュアル化した認知行動療法プログラムの開発とその有効性の検討」『日本アルコール薬物医学会42 (5)』487-506, 2007
- 12) 森田展彰「アタッチメント」『臨床精神医学 36 (4)』458-459, 2007
- 13) 森田展彰, 鈴木志帆「児童自立支援施設入所児童に対する Disorder of Extreme Stress not Otherwise Specified (DESNOS) 評価の試み」『臨床精神医学36 (9)』1191-1201, 2007
- 14) 森田展彰「ドメスティックバイオレンス加害者プログラム」『精神療法 33 (2)』58-60, 2007
- 15) 鈴木志帆, 森田展彰, 白川美也子, 中島聡美, 菊池安希子, 中谷陽二「SIDES(Structured Interview for Disorders of Extreme Stress) 日本語版の標準化」『精神神経学雑誌109 (1)』9-29, 2007

【著書】

- 1) 森田展彰「措置入院ほどではないが, 家庭内で暴力を行っている事例への対応」『精神科診療トラブルシューティング』中外医学社, pp73-77, 2008
- 2) 森田展彰『非行・犯罪をトラウマの観点から考える』非行問題, 全国児童自立支援施設協議会, pp93-103, 2007
- 3) 森田展彰「児童福祉ケアの子どもが持つアタッチメントの問題に対する援助」『アタッチメントと臨床問題』(数井みゆき, 遠藤利彦編), ミネルヴァ書房, 京都, pp186-203, 2007

【訳書】

- 1) 森田展彰, カール・ハインツ・ブリッシュ著(数井みゆき, 遠藤利彦監訳)『アタッチメント障害とその治療 理論から実践へ』誠信書房, 2008

【研究報告書】

- 1) 森田展彰他「子ども達の成長に大切なもの=建物の形態??——大舎制・小舎制・ユニット型それぞれの施設形態での愛着形成のあり方——(第2分科会)」29-41, 『第5回西日本児童養護施設職員セミナー報告書』2008
- 2) 更生保護研究会『更生保護処遇プログラム研究会報告書』2008
- 3) 森田展彰, 徳山美知代, 鈴木志帆, 白川美也子, 丹羽健太郎, 松葉大直, 数井みゆき「子どものトラウマ研究 虐待による長期トラウマの影響に関する評価と介入・治療」平成16-18年度厚生労働科学研究費補助金こころの健康科学研究事業, 『重症ストレス障害の精神的影響並びに急性期の治療介入に関する追跡研究』総合研究報告書, 89-133, 2007

■高橋郁絵

【学会発表】

- 1) 高橋郁絵, 信田さよ子「DV加害者更生プログラム」と被害者支援」日本心理臨床学会第25回大会, 2007.9.7
- 2) 高橋郁絵「被害女性への働きかけ——加害男性更生プログラムを前提とした心理教育——」日本トラウマティックストレス学会第8回大会, 2009.3.15

【論文】

- 1) 高橋郁絵「DV加害者プログラムの実践」『対人関係における暴力——その理解と回復における手立て』藤岡淳子編, 岩崎学術出版, 2008
- 2) 高橋郁絵「DV加害者プログラムの実践——加害者臨床と被害者支援の接点として——」『現代のエスプリ』「特集・加害者臨床」廣井亮一編, 2008

【講演】

- 1) 「DVとは——カウンセリングの現場から——」熊本市男女共同参画センター主催, 2009.2.20
- 2) 「DV加害者プログラム」ウイメンズカウンセリング熊本主催, 2009.2.21~22

■春原由紀

【学会発表】

- 1) 森田展彰, 春原由紀, 古市志麻, 信田さよ子, 妹尾栄一, 大原美知子, 高橋郁絵, 古賀絵子, 宮川千春, 上原由紀, 高梨朋美, 谷部陽子, 丹羽健太郎「ドメスティック・バイオレンスに曝された母子に対する同時並行グループプログラムの試み (その1) ——プログラムの概要と子どもに関する有効性——」日本子どもの虐待防止学会第14回学術集会, 2008.12
- 2) 春原由紀, 古市志麻, 森田展彰, 信田さよ子, 妹尾栄一, 大原美知子, 高橋郁絵, 古賀絵子, 宮川千春, 上原由紀, 高梨朋美, 谷部陽子, 丹羽健太郎「ドメスティック・バイオレンスに曝された母子に対する同時並行グループプログラムの試み (その2) ——子どもグループについて——」日本子どもの虐待防止学会第14回学術集会, 2008.12
- 3) 大原美知子, 森田展彰, 春原由紀, 古市志麻, 信田さよ子, 妹尾栄一, 高橋郁絵, 古賀絵子, 宮川千春, 上原由紀, 高梨朋美, 谷部陽子, 丹羽健太郎「ドメスティック・バイオレンスに曝された母子に対する同時並行グループプログラムの試み (その3) ——母親の回復過程について——」日本子どもの虐待防止学会第14回学術集会, 2008.12

【論文】

- 1) 三山岳, 氷室綾, 春原由紀「在宅の被虐待児への関係的遊戯療法」関係学研究第35巻第1号, 2008.3
- 2) 春原由紀, 森田展彰, 古市志麻, 丹羽健太郎, 上原由紀, 高梨朋美, 宮川千春「DVに曝された子どもたちへの援助——コンカレントプログラムの実践——」武蔵野大学心理臨床センター紀要第8号, 2008.12

【その他分担執筆】

- 1) 春原由紀「児童虐待と母子支援」『トラウマ・ケア論』武蔵野市寄附講座講義録武蔵野大学, 2008.3

NPO 法人 R R P 研究会メンバー一覧

【代表】

信田さよ子（理事長、原宿カウンセリングセンター所長・臨床心理士）

【メンバー】

春原 由紀（理事、武蔵野大学人間関係学部教授・臨床心理士）

高橋 郁絵（理事、原宿カウンセリングセンター・臨床心理士）

森田 展彰（監事、筑波大学大学院人間総合科学研究科講師・精神科医）

白石 弘巳（東洋大学教授・精神科医）

妹尾 栄一（東京都精神医学総合研究所・精神科医）

大原美知子（東京都精神医学総合研究所・精神保健福祉士）

谷部 陽子（世田谷区保健師・精神保健福祉士）

荻田 博深（原宿カウンセリングセンター・臨床心理士）

本多 清見（原宿カウンセリングセンター）

古賀 絵子（原宿カウンセリングセンター・臨床心理士）

古市 志麻（武蔵野大学心理臨床センター子ども相談部門）

謝辞

本ワークショップ資料の翻訳にあたりましては以下の皆様の協力を得ました（敬称略）。

大江 由香（さいたま少年鑑別所）

岡田まみ子（静岡家庭裁判所浜松支部）

古賀 絵子（原宿カウンセリングセンター）

また資料集の作成にあたりましては以下の方の協力を得ました（敬称略）。

岡本麻衣子（東京都精神医学総合研究所）

高橋 由紀

以上、心から感謝いたします。

D V 加害者が良き父になるために

——ケアリングダッドプロジェクトに学ぶ——

独立行政法人福祉医療機構
「長寿・子育て・障害者基金」助成事業

2009年3月発行

編集 NPO 法人リスペクトフルリレーションシップ研究会

発行 NPO 法人リスペクトフルリレーションシップ研究会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 6-24-4 観世ビル 3F

原宿カウンセリングセンター内

TEL 03-5485-3636 FAX 03-5469-0013

印刷 能登印刷株式会社